

# 資料編

## 目 次

I	都道府県議会デジタル化推進本部及び専門委員会について	1
	設置について	2
	本部設置要綱	3
	専門委員会設置要綱	4
II	会議概要	5
	第1回	6
	第2回（本部との合同会議）	9
	第3回	14
	第4回	18
	第5回	22
	第6回	25
	第7回（本部との合同会議）	28
	第8回	34
III	委員発表資料 <sup>※</sup>	36
	河村座長資料	37
	庄司委員資料	43
	谷口委員資料	61
	廣川委員資料	69
	湯浅委員資料	74
		※ 名簿順
IV	都道府県議会のデジタル化に関する調査	78
	調査結果	79
	調査票	99
V	参照条文	108

# I 都道府県議会デジタル化推進本部 及び専門委員会について

# 都道府県議会デジタル化推進本部及び専門委員会の設置について

令和3年1月27日

## 設置趣旨

- 政府は、国・地方を通じたデジタル・ガバメントの構築を加速化しており、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、デジタル化の推進はますます重要となってきた。
- 本会としては、都道府県議会のデジタル化に関する方策を検討し、各議会において効果的に推進できるようにしていくことが重要である。
- さらに、本会として、地方のデジタル化について国会及び政府関係の各種会議に機動的に対応できるような体制を整備し、地方のデジタル化が円滑に図られるよう、国に働きかけていくことも必要である。
- このため、本会に議長で構成する「都道府県議会デジタル化推進本部」及び有識者で構成する「都道府県議会デジタル化専門委員会」を設置し、緊密に連携しながら、デジタル化の推進に対応する。

	都道府県議会デジタル化推進本部 (議長で構成)	都道府県議会デジタル化専門委員会 (有識者で構成)
任 務 (所掌)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県議会及び議長会の運営等のデジタル化に関する方策を検討し、各議会において効果的に推進できるようにすること</li> <li>○地方のデジタル化が円滑に図られるよう国に働きかけること</li> <li>○その他地方のデジタル化に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県議会のデジタル化の効果的な推進を図り、都道府県議会デジタル化推進本部の任務に資するため、次の事項を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県議会のデジタル化等に関する専門的な調査及び研究</li> <li>・その他地方のデジタル化に関する調査及び研究</li> </ul> </li> </ul>
緊 密 に 連 携		
メンバー	<p style="text-align: center;">【6名で構成】</p> <p><b>本部長</b> ○神戸 洋 美 愛知県議会議長 (本会副会長)</p> <p><b>副本部長</b> ○丸 山 裕次郎 宮崎県議会議長 (本会副会長)</p> <p>○三 石 文 隆 高知県議会議長 (本会地方自治委員長)</p> <p><b>本部員</b> ○石 川 光次郎 宮城県議会議長 (本会理事)</p> <p>○田 村 琢 実 埼玉県議会議長 (本会理事)</p> <p><b>専門員</b> ○河 村 和 徳 東北大学大学院情報科学研究科 准教授</p>	<p style="text-align: center;">【5名で構成】</p> <p><b>座長</b> ○河 村 和 徳 東北大学大学院情報科学研究科 准教授</p> <p><b>委員</b> ○庄 司 昌 彦 武蔵大学社会学部メディア社会学 科教授</p> <p>○谷 口 尚 子 慶應義塾大学大学院システムデザ イン・マネジメント研究科教授</p> <p>○廣 川 聡 美 関東学院大学法学部地域創生学科 講師</p> <p>○湯 浅 壘 道 情報セキュリティ大学院大学情報 セキュリティ研究科教授</p>

## 都道府県議会デジタル化推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 全国都道府県議会議長会（次条において「議長会」という。）に、都道府県議会デジタル化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

### (任務)

第2条 本部は、次に掲げることを任務とする。

- (1) 都道府県議会及び議長会の運営等のデジタル化に関する方策を検討し、各議会において効果的に推進できるようにすること。
- (2) 地方のデジタル化が円滑に図られるよう国に働きかけること。
- (3) その他地方のデジタル化に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長及び副本部長は、全国都道府県議会議長会会長（以下「会長」という。）が、全国都道府県議会議長会会員（次条第1項において「会員」という。）の中から選任する。

- 2 本部長は、本部の事務を統理し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (本部員等)

第5条 本部員は、会長が、会員の中から選任する。

- 2 本部に専門的知見を有する専門員を置き、任務に従事させることができる。
- 3 専門員は、都道府県議会デジタル化専門委員会の中から、本部長が選任する。

### (招集等)

第6条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、本部長に招集を要請することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議に必要と認める者を出席させることができる。

### (庶務)

第7条 本部の庶務は、全国都道府県議会議長会事務局において処理する。

### (その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、本部の運営その他本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

## 都道府県議会デジタル化専門委員会設置要綱

### 1 設置

全国都道府県議会議長会に、都道府県議会デジタル化専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

### 2 目的

都道府県議会のデジタル化の効果的な推進を図り、都道府県議会デジタル化推進本部の任務に資するため、次の事項を行う。

- (1) 都道府県議会のデジタル化等に関する専門的な調査及び研究
- (2) その他地方のデジタル化に関する調査及び研究

### 3 組織

専門委員会は、別紙の委員をもって組織する。

### 4 座長

- (1) 専門委員会に座長を置く。
- (2) 座長は、都道府県議会デジタル化推進本部長が委員の中から選任する。
- (3) 座長は、専門委員会の会務を総括する。

### 4 招集等

- (1) 専門委員会は、必要に応じて座長が招集する。
- (2) 都道府県議会デジタル化推進本部長は、必要があると認めるときは、座長に招集を要請することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、専門委員会に必要と認める者を出席させることができる。

### 5 その他

- (1) 専門委員会の庶務は、全国都道府県議会議長会事務局において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営その他専門委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

## Ⅱ 会 議 概 要

## 第1回都道府県議会デジタル化専門委員会（会議概要）

- 1 日 時 令和3年1月27日(水) 14時55分～16時43分
- 2 場 所 都道府県会館3階「知事会会議室」
- 3 出席者 河村座長、庄司委員、谷口委員、廣川委員、湯淺委員
- 4 会議概要

- 田中会長（京都府議会議長）及び神戸本部長（愛知県議会議長）がウェブによりあいさつした。
- 委員紹介、河村座長あいさつの後、委員会の運営方法を決定した。
- 河村座長から地方議会のデジタル化の論点について発表の後、意見交換を行った。
- 事務局から都道府県議会のデジタル化の状況等について説明した。

### <田中会長あいさつ要旨>

- 本日開催した役員会において都道府県議会デジタル化推進本部と都道府県議会デジタル化専門委員会を設置した。専門委員会には、都道府県議会をはじめ地方のデジタル化等に関する専門的な調査、研究を行っていただき、推進本部の任務の遂行にお力添えをいただきたい。
- 専門委員会では、地方議会は議員が議場に集まり議論し団体意思を決定するということを基本とした上で、災害時やコロナ禍などの緊急事態のみならず、通常時におけるデジタル技術の活用方策などについてご検討いただきたい。

### <神戸本部長あいさつ要旨>

- 各議会及び議員は、まだデジタル技術を活用しきれていない現状がある。法律や予算を含め様々な制約がある中で、都道府県議会のデジタル化を一步でも前に進められればと考えている。
- 河村先生には、専門委員会の座長にご就任いただくとともに、推進本部では専門員としてご参画いただき、専門委員会の経過も踏まえ議論に参加していただきたい。

### <河村専門委員会座長あいさつ要旨>

- 各委員から今後意見発表を行っていただくが、各委員の研究分野は重複する部分がありながら異なる部分もある。それぞれの視点で意見発表し議論することで、より良い報告がまとめられると思うので、よろしくお願ひしたい。

## 5 主な議論

### <河村座長からの発表（地方議会のデジタル化の論点）>

- 東日本大震災や新型コロナウイルス感染拡大を受け、地方議会は執行部の負担軽減のため、専決処分を容認し、質問時間を削減する等したが、多くの取組は地方議会の評価を下げることになった。危機のときほど住民から多くの声が出てくるので、議会はその声を受け止める存在となる必要がある。
- 地方議会のデジタル化の検討に当たっては、会議体としての議会をどう考えるか、議会の記録をどう残し発信していくか(オープンデータ化)の二つの面で考える必要がある。本日は、会議体としての議会をどう考えるかについて発表する。



- 会議体としての地方議会のデジタル化については、①行財政効率的な議論に拘泥しない（デジタル技術を民主主義に資するものとして活用する）、②危機に強い議会（危機でも頼られる議会）、③デジタル・インクルージョン（一部の議員だけではなく議員皆がデジタル化に対応できるようにする必要）という三つの論点があると考えます。
- 「危機に強い議会」に関しては、議会に参加できない議員（コロナに感染等した議員）を減らす取組としてデジタル技術を活用していくことが必要である。また、議員が使用する情報端末は議会が貸与することを原則とし、危機時の安否確認が必要なことから、貸与した情報端末により議会事務局が議員の位置情報を確認できるような機能を入れることも求められる。
- 「デジタル・インクルージョン」的発想に立てば、議会が貸与する情報端末は高齢者や障がい者の議員など誰もが使えるようなものでなければならない。また、議員にはセキュリティ管理を求めず、情報端末へのログインもパスワードではなく生体認証にすべきと思う。
- 地方議会のデジタル化を進める際には、現行法内におけるデジタル化する場合の論点（留意点）、フローチャートを示す必要がある。
- デジタル化を進めることに伴うアウトカム（政治分野における男女共同参画への貢献、コーポレートカードを使用するなど政務活動費の透明性確保への応用）についても意識する必要がある。
- コロナ禍という危機で培った議会のデジタル化のノウハウを平時につなげ、より良い民主主義につなげられるような議論をしていくことも必要である。

## <意見交換>

### 【デジタル化と効率化、ペーパーレス化について】

- デジタル化は効率化のためだけにあるのではないというお話があったが、デジタル化は従来の紙の文字を大きくできる等使い方によっては人に優しいものとなる。政府はデジタル化について「誰一人の取り残さない、人に優しいデジタル化」を掲げており、この委員会でもこの視点を踏まえ議論していくことは価値があるのではないかと（庄司委員）。
- 議会で使用する資料を全て紙で配付している場合に比べれば、必要な議員のみ紙で配付した方が議会事務局の負荷は下がる。効率化一辺倒は良くないが、意味のある効率化は行った方が良いのではないかと（庄司委員）。
- 議会のデジタル化に当たっては、従来の紙や手続をそのままデジタル化するのかなど議会事務のあり方を抜本的にどのように考えるかは大きな論点となるのではないかと（湯浅委員）。
- 資料を比較しなければならないものは紙の方が見やすい。デジタル化は数年前の資料が簡単に見れることがメリットとなるのではないかと（廣川委員）。

### 【セキュリティ対策について】

- 「デジタル・インクルージョン的発想」に立てば、議員にセキュリティ管理を求めないというお話があったが、なりすまし、会議の乗っ取りをどのように防ぐかなどは考えていく必要があるのではないかと（湯浅委員）。
- セキュリティ面については、デジタル化したものと現在の紙の取扱いとの均衡を図るべきではないかと（庄司委員）。

### 【デジタル化と議会改革、住民等との関係について】

- デジタル化を進めると様々な記録が残ることとなり、議会の「見える化」にもつながるのではないか（谷口委員）。
- 都道府県議会のデジタル化に関する調査項目において、議会改革とデジタル化の相関関係について調査してはどうか（谷口委員）。
- 議会によりデジタル化の進捗状況はまちまちである。この専門委員会において、各議会がどのレベルを目指すのか（例えば、議会運営のオンライン化や、議員が持つ情報端末にいくつかの機能をつけ各議員が操作できるようにするレベルを目指すなど）検討してはどうか（谷口委員）。
- 情報端末を使うことで議会改革が終わったとすることなく、それをどう住民の信頼につなげていくか、この委員会で検討していくことが必要ではないか（河村座長）。
- 議会のデジタル化の検討に当たっては、議員、住民、議会事務局、執行部のそれぞれの視点から考えていく必要があるのではないかと（廣川委員）。
- コーポレートカードを使用し、政務活動費の透明性につなげる提案は非常に良いのではないかと（廣川委員）。
- 年配の議員の中にはデジタル化に消極的な方もいるが、情報端末の使用方法はそれほど難しいものではないので、デジタル化がどう役に立つのかを示すことが必要ではないかと（廣川委員）。

### 【議会のデジタル化に伴う法令及び慣行の検討課題について】

- 議会のオープンデータ化を進める観点からいえば、本会議や委員会の映像等をはじめとするデジタル化されるコンテンツの著作権の扱い、その二次利用をどうするかという法的な検討が必要ではないか。また、ツイッターやFacebook等外部リソースを利用した議会の情報発信についてはアカウントが停止されることも考慮しながら運用していく必要があるのではないかと（湯浅委員）。
- 議会のデジタル化に当たっては、出席や投票、秘密会、傍聴の概念などの議会慣行に関する検討も必要ではないかと（湯浅委員）。
- 貸与した情報端末により議会事務局が議員の位置情報を確認できるような機能を入れることも求められるとの話があったが、公人としての議員のプライバシーをどこまで制約できるか、議会事務局がインターネットサービスプロバイダ一経由で位置情報を取得する場合の課題について考える必要があるのではないかと（湯浅委員）。

## 都道府県議会デジタル化推進本部・専門委員会合同会議（会議概要）

- 1 日 時 令和3年2月9日(火) 16時00分～17時30分
- 2 開催方法 「Zoom」を用いたウェブ会議
- 3 出席者 神戸本部長、丸山副本部長、三石副本部長、石川本部員、田村本部員、河村専門員兼座長、庄司委員、谷口委員、廣川委員、湯浅委員
- 4 会議概要

- 神戸本部長があいさつし、本部員、専門委員が自己紹介を行った。
- 阿部総務省大臣官房審議官から地方行政のデジタル化について説明を聴取した。
- 河村座長が第1回専門委員会（1月27日）の経過概要について報告した。
- 都道府県議会をはじめとする地方のデジタル化について意見交換を行った。

### <神戸本部長あいさつ要旨>

- 政府は、国・地方を通じたデジタル化を加速化しており、本日、デジタル改革関連法案を閣議決定した。こうした中、本会としては、都道府県議会のデジタル化に関する方策を検討し、各議会において効果的に推進できるようにしていくことが重要である。さらに、本会として国などに建設的な提言を行い、地方のデジタル化が円滑に図られるようにしていくことが必要である。
- 推進本部と専門委員会は、緊密に連携しながら都道府県議会のデジタル化に関する成果を取りまとめていくこととなる。本日は推進本部の初回会議に併せ専門委員会との合同会議を開催させていただいた。

### <阿部総務省大臣官房審議官説明要旨>

#### 【デジタル化に関する政府の動き】

- 菅内閣総理大臣は、令和2年9月23日のデジタル改革関係閣僚会議において、行政の縦割りを打破し大胆に規制改革を断行するための突破口としてデジタル庁を創設し、国・自治体のシステムの統一・標準化、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続きのオンライン化を行うと発言した。
- 政府は、令和2年12月25日、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定した。デジタル改革関連法案は、この基本方針と実行計画を受け準備してきたものである。
- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」は、データの多様化・大容量化が進展しその活用が不可欠として、IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁を設置すること等を内容とするものである。
- デジタル庁は、デジタル化についての強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織とし、国の情報システムの基本的な方針の策定、地方共通のデジタル基盤の全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整、マイナンバー制度全般の企画立案の一元化等を業務とすることを予定している。組織の長は内閣総理大臣で、発足は令和3年9月1日を予定している。
- 「デジタル・ガバメント実行計画」は、行政サービスの100%デジタル化の実現、国・地方の情報システムの共通基盤となる「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備、個人情報保護法制の見直し、自治体の業務システムの標準化・共通化の加速をはじめ

とする地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進等を内容とするものである。

#### 【マイナンバーカードの普及について】

- マイナンバーカードについては、令和3年2月2日時点の交付実施済数は3,203万件で普及率は25.3%である。総務省としては、マイナポイント事業の実施や、カード未取得者へのQRカード付き交付申請書の送付等カードの申請促進のための広報等を実施している。また、3月からマイナンバーカードの健康保険証利用を開始する予定なので、皆様にも普及に向けて御理解・御支援いただきたい。

#### 【デジタル改革関連法案について】

- デジタル改革関連法案は、デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案のほか関係法律の整備に関する法律案等6法案からなる。
- 関係法律の整備に関する法律案では地方公共団体の個人情報保護制度に関するものが含まれており、改正の方向性としては、「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定し、法律の的確な運用を確保するため国がガイドラインを策定した上で、法律の範囲内で地方公共団体の必要最小限の独自の保護措置を許容するものである。施行期日は公布から2年以内の政令で定める日としている。

#### 【自治体DX推進計画について】

- 閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」の各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ自治体全体として足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。このため、総務省は、実行計画の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」を策定した。
- 総務省では、国の施策展開を踏まえつつ、業務計画（BPR）を含めた標準化等の進め方について、「（仮称）自治体DX推進手順書」を21年夏に提示するので、よろしくお願ひしたい。

### <河村座長報告要旨>

- 私の発表では、議会は議員が議場に集まることをベースとしながら、災害時やコロナ禍という緊急事態のみならず、女性議員の出産時など平時に議会へ出席できない方を出席できるような環境を整備するためにデジタルを取り入れていくことについて議論していきたいと申し上げた。加えて、各議会で公開される議事録データの統一化など記録をどう残すかということも議論していきたいと申し上げた。
- 意見交換では、デジタル化と効率化、ペーパーレス化について議論し、紙を配付するメリットもあるが、議会事務局の負担軽減、過去の記録を引き出すという面から、デジタル化による効率化という点から議論が必要ではないかという意見があった。
- また、議会のデジタル化に当たってはセキュリティ対策も重要であり、技術的な面だけではなく法的な面からも議論が必要ではないかという意見があった。
- さらに、会議をデジタル化する場合には、議員が議場に集まることを基本とした出席や投票の概念など議会慣行や議事録のつくり方、さらにはSNSアカウントの取扱いに関する議論も必要ではないかという意見があった。
- 当面は、他の委員からの発表、事務局が行うアンケート調査結果などをもとに、調査、研究を進めてまいりたい。

## 5 主な議論

### 【議会のデジタル化について】

(全般)

#### <本部員の発言>

- 議会のデジタル化を進める際には、災害などの危機的状況にも強く有効に活用できるものが必要であると考え（石川本部員）。
- 平時においては情報収集能力の高度化や迅速化、議員の政策形成能力向上や議員活動の活性化、さらには議会活動及び議員活動がより県民に理解しやすいものとなることが重要であると考え（石川本部員）。
- 地方自治体のデジタル化は、住民等の利便性の向上や地方自治体の負担軽減はもとより、社会全体のデジタル化の促進、また人口集中の緩和、感染症のリスクの低減などの効果が期待され、その実現は急務である。議会のデジタル化もしっかり取り組んでいく必要があると感じる（神戸本部長）。

#### <専門委員の発言>

- 地方自治体のデジタル化はシステムを共通化することで合理化、コストの引き下げにつながるが、現在は国主導の色が強いので、地方自治という観点からチェックしていく必要があると考え（庄司委員）。
- 議会のデジタル化はWi-Fiの設置等基盤の整備で終わるものではなく、デジタル技術を活用し議会でも何をやりたいか（透明性の向上、データに基づく政策の議論等）を決めた上で、基盤の整備等の手段を考えていくことが大事であると考え（庄司委員）。

### （会議のあり方について）

#### <本部員の発言>

- 本来の議会のあるべき姿は議員が一堂に会し直接相手の表情や周りの状況を見ながら議論を行うことが基本であると考え。オンラインは伝わる情報が限られてしまい、しっかりとした審議ができないのではないかと懸念している。ただ、高知県は南海トラフ地震も想定されており、非常時において議会の役割を果たすためにデジタル技術の活用も含め事前に検討が必要だと考える（三石副本部長）。
- 議会、議員は会って議論していくということが非常に重要ではあるが、震災やコロナ、女性議員の出産という状況に鑑みると、オンラインでの議論のやり方というものもこれから模索し、整備していかなければならないと考える（田村本部員）。
- 愛知県議会は、委員会へ委員がオンラインにより出席できるように昨年10月14日に条例改正（出席の特例として「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があるとき」）を行った。愛知県は渥美半島及び知多半島の一部が南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定される等、いつ発生するか分からない地震に備えておく必要があり、コロナ以外の有事の際にもこのオンライン委員会は議会の機能を十分に発揮すると考える。また、今年度はコロナ感染拡大防止の観点から、全議員を対象とした議案説明会について、半数程度を議事堂内別室及び自宅からオンライン出席することを認め、密にならない会議運営を行うこととしている（神戸本部長）。

### ＜専門委員の発言＞

○議長である本部員の話伺い、従来の手続をそのままデジタル化することがDXなのではない、また、行政手続のDX化と議会のDX化は違うと改めて感じた。議会は団体意思を決定するという非常に重要な機能を持っているので、一定のセキュリティ対策が必要だと考える。また会議に遠隔から出席できるようになるとなりすましも可能であり、オンライン上での出席や発言の真偽をどのように確保するのかということも考えていく必要がある（湯浅委員）。

### （デジタル化と住民等との関係について）

#### ＜専門委員の発言＞

○政治学では、有権者の有効性感覚という考えがあり、外的な有効性感覚（議会が信頼が置けるものであるということ）と内的な有効性感覚（議会に思いを届けられたり参加できること）が高まらないと議会と住民との距離は縮まらないと言われている。議会のDXは利便性や効率化だけでなく、住民に評価される場所も必要になってくると考える（谷口委員）。

○都道府県議会ではどのような議論がなされているのか伝える、また、地域の住民がどのようなことを都道府県に望んでいるのかといった住民とのコミュニケーションの手段としてデジタル技術を活用していくことが大事であると考え。また、住民の望んでいることや地域の産業のデータをデジタル化すれば、課題が浮き彫りになり政策にもっと活用することができると思う（廣川委員）。

○デジタル技術を活用し、他の議会との意見交換や視察を行い、議会での議論の幅を広げていただくことが可能だと考える（谷口委員、廣川委員）。

○議会のDXに当たっては、ご高齢の方やデジタル機器に慣れていない方への対応をどうするかという問題もさることながら、障害をお持ちの住民・議員にかえって優しくない環境とならないような配慮が必要であると思う（湯浅委員、河村座長）。

### （議会のオープンデータ化について）

#### ＜専門委員の発言＞

○議会改革におけるデジタル化は、オンライン会議や会議のインターネット中継もあるが、記録をどう発信して次の世代ないしは有権者に議会を知ってもらうかという視点から、どういう形でオープンデータを残していくのか考えていきたい（河村座長）。

○最近では、例えば議会の議事録をテキスト解析できるソフトにかけると、会派や議員の傾向を瞬時に把握することも可能になっているので、会派や議員はこうした点についても意識していく必要がある（谷口委員）。

### （基盤整備について）

#### ＜本部員の発言＞

○埼玉県議会におけるデジタル化はペーパーレス化、Wi-Fi 設置などIT基盤の整備にとどまっており、DXにどう結び付けていくかという議論になっていないと感じる。ペーパーレス化についても、情報端末に疎い議員が受け付けてくれないところが課題だと感じており、まずは基盤の整備にきちんと取り組む必要があると思う。

D Xの推進には、共通基盤の整備や、円滑なデータ送信ができるよう5 Gの早期導入も必要不可欠だと考える（田村本部員）。

#### ＜専門委員の発言＞

○議会のデジタル化を進めるためには人材や予算が必要であり、議長会で方向性を出すことにより、各議会は執行部と協議しやすくなると思う。議員がタブレットを持ち部局を回らなくても済むように庁舎でWi-Fiや無線が使えるよう環境整備をしていく必要があると思う。また、会議のオンラインについては、参加だけでなく投票も含め検討ができればと思う（河村座長）。

#### （デジタル化と効率化、ペーパーレス化について）

##### ＜本部員の発言＞

○高知県議会では委員会の議事録を音声認識により自動作成するシステムを平成25年度に導入した。システムの導入により職員の負担軽減が大幅にできると聞いており、事務作業の削減にデジタル技術を活用することは大きな意義があると考えている（三石副本部長）。

#### 【推進本部・専門委員会の検討事項について】

##### ＜本部員の発言＞

○議会のデジタル化については、単純に紙の削減だけではなく、情報共有や情報発信のあり方等議員活動が活性化するような方途について議論いただきたい（丸山副本部長）。

#### 【アンケート調査について】

##### ＜本部員の発言＞

○アンケートについては議会のデジタル化による費用対効果を調査していただきたい。また、デジタル化の普及はマイナンバーカードが鍵になると考えており、議員のマイナンバーカードの取得率も調査していただけるとありがたい（丸山副本部長）。

## 第3回都道府県議会デジタル化専門委員会（会議概要）

- 1 日 時 令和3年3月9日(火) 14時55分～17時02分
- 2 場 所 都道府県会館5階「全国都道府県議会議長会会議室」
- 3 出席者 河村座長、庄司委員、谷口委員、廣川委員、湯淺委員
- 4 会議概要

- 全国都道府県議会議長会事務総長があいさつを行った。
- 廣川委員からデジタル化に係る実務やシステム上の課題について発表の後、意見交換を行った。
- 湯浅委員から都道府県議会デジタル化の課題について発表の後、意見交換を行った。
- 事務局から都道府県議会へのデジタル化に関する調査について説明した。

### ＜事務総長あいさつ要旨＞

- 第1回専門委員会が開催された1月27日は議長会の役員会がオンラインで開催され、会長（京都府議会議長）を補佐するため京都に行っており、ごあいさつが本日となった。
- 地方議会は、住民の代表である議員が集まり団体意思を決定する場である。コロナ禍、災害の中にあってもできる限り開催し、できる限り多くの議員が出席し活発な議論をいただくべきであり、そのためにデジタルツールをどう使うかということを考えていかなければならない。
- 地方議会・議員の活動が住民に十分伝わるようにするためにも、デジタル化は大きな意味を持つのではないかと考えているが、気をつけなければいけないこともあると思う。様々な見地からご意見、ご指摘をいただければありがたい。

## 5 主な議論

### ＜廣川委員からの発表（デジタル化に係る実務やシステム上の課題）＞

- 議会をデジタル化する目的は、①情報共有の円滑化・迅速化（事務局と議員間、議員間、議員と執行部間）、②会議の高度化・効率化（リモートによる会議開催、本会議・委員会における質問と答弁の調整に係るデジタル化等）、③住民とのコミュニケーションの高度化（議会からのわかりやすい情報の公開、住民からの意見をデジタルツールにより受付等）の3つが考えられる。以下、議会をデジタル化する上での課題を6つ挙げる。
- 課題1は、推進戦略と推進体制についてである。議会のデジタル化を進めるためには、デジタル化の目的や目標、計画を定め、機運を醸成する必要がある。議会内に検討組織（例えば議長の諮問機関等）を設ける必要がある。  
住民等ステークホルダーの声をよく聞いて反映させることが大事である。
- 課題2は、議員の操作スキル・利活用マインドについてである。年齢や障害の有無に関わらず使いやすいシステムの導入・運用、操作や運用ルール等に関する研修の丁寧な実施、親切なヘルプデスクの設置等を行っていく必要がある。議員でできることは議員でやってもらい、事務局が手伝いすぎないことも大事である。
- 課題3は、デジタル人材の確保・配置についてである。議会のデジタル化を進めていくためには、デジタル化の知識・業務改革のスキルを持った職員を議会事務局に配置する必要がある。最も必要なのはシステム事業者等との交渉スキルである。必要に応じ、執行部（情報部門等）の支援、外部専門家等の活用も視野に入れていくことが考えられる。



- 課題4は、端末の利用・管理・アクセス権限等についてである。議員に配付された端末はインターネットの利用や、アプリの独自インストール等によりセキュリティリスクが発生するので、議員にそのリスクの存在を意識してもらい、また、アカウントやアクセス権限を管理し利用のルールを遵守してもらう必要がある。
- 課題5は、議案等説明資料（ファイル）の取り扱いについてである。執行部から送付される資料ファイルは、差替えや修正が会議直前に何回も行われるので、その履歴をしっかりと管理し、最新のものはどれかということ把握できるようにしていく必要がある。  
また、議案説明資料等には、個人情報や企業情報等が含まれる場合があるので、ルールに従って適切に取り扱う必要がある。
- 課題6は、住民にとってより身近な議会についてである。議会でどういうことが話し合われてどう決まったのか、地域の課題と論点は何かなどをホームページや会議記録等で分かりやすく発信する必要がある。  
また、住民との双方向のコミュニケーションで声が届く議会としていかなければならない。

#### <湯浅委員からの発表（都道府県議会デジタル化の課題）>

- デジタル化は、紙の書類をそのままPDFにすることではない。その情報が加工や2次利用が可能なものなのかという視点で情報を作成すべきである。  
デジタル化を進めるには、紙ベースの業務フローを見直すべきである。
- 現行の議会の手続をデジタル化する場合、議案の採決は、公権的な作用である以上、一定の証明が必要なので、例えばZoomの手を挙げる機能で採決するのはなく、電子投票のような仕組みをきちんと導入することが望ましい。  
さらに、検査（地方自治法第98条第1項）はデジタル・フォレンジック技術を使えるようにする必要があり、意見書の提出（同法第99条）や請願（同法第124条）の受理に当たっては、電子署名やタイムスタンプ等デジタルな証跡にすることが望ましい。
- オンラインによる会議については、悪意を持った者がその会議を乗っ取ろうとした場合に備え、議長が技術的にどうそれを排除するかということを考えていかなければならない。
- 議会のオープンデータ化に当たっては、動画像のアーカイブをどうするかという課題がある。動画像は容量があるためハード的に負担が増す。動画像と資料類のリンクを作る、動画像のアーカイブに発言者ごとにしおりをつけることが望ましいが、それは議会事務局にとって大きな負担である。  
海外の議会では、審議・決定プロセスが公開されているが、日本の議会はホームページに決定済みの情報しか掲載されない。審議途中のプロセスが大事であり、掲載することが難しければ、審議終了後には事後的に検証できるようにしていくことも考えられる。
- セキュリティについては、一般的に、C（コンフィデンシャル（秘密性））、I（インテグリティ（完全性））、A（アベイラビリティ（可用性））を両立するシステムをつくるのが重要だと言われている。
- Cについては、秘密会に配付される資料や、非公式な協議、折衝時における資料等をどのように取り扱うかについて考える必要がある。
- Iについては、バックアップを取っておかなかった記録が滅失することをデジタル化でどう防ぐか、一定期間が経過した情報についてはデジタルアーカイブに移していくこと

が挙げられる。

- Aについては、停電や機器トラブル、通信障害が起こった場合にどうするかということである。
- 議会のセキュリティについては、加えて、オンライン会議における本人確認が非常に重要であり、どのように行うか、乗っ取りをどう防ぐか課題である。ディープフェイクにどう対応していくかという問題もある。
- 議会のセキュリティを考えるに当たっては、議会の実務ごとにどれくらいの秘密性が要求されるのかということをもう一度考え直す必要がある。
- 会議については、オンライン会議における、出席の概念の見直し、障害者の議員の発言方法としてチャットを認めてはどうか等発言の概念の見直しが考えられる。
- 傍聴については、議長のコントロールができないオンライン環境において悪意のある傍聴者をどう規制するか、住民の討議参加のオンライン化とプライバシー保護をどう両立させるのかという点である。
- プライバシーと個人情報保護については、令和3年の個人情報保護法令の改正で、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法、地方公共団体個人情報保護条例が統一されるが、議会は除かれるので、議会独自の個人情報保護が必要となってくる。

## <意見交換>

### 【議会・議員に係る情報システムの統一・標準化について】

- 個々の議員が自身の議員活動を管理できるシステムや、必要な議会情報が掲載できるフォーマットシステムをつくってはどうか。ただ、システムを統一・標準化すると独自性がなくなり、システムを拡張させたい議会は不便になるという問題もある（谷口委員）。
- 政府は、国・自治体のシステムの統一・標準化を掲げているが、政府に対し、谷口委員がおっしゃるようなシステムの統一・標準化についても取り組んでほしいと要望してはどうか。システムの統一・標準化に当たっては、J-LISが認証の基準をつくり、その基準をクリアするベンダーの製品にするということも考えられるのではないかと（湯浅委員）。
- 統一・標準化したシステムにウイルスが入ると、全ての議会でシステムが使用できなくなってしまいうので、セキュリティをしっかりとる必要があるのではないかと（谷口委員）。
- 議会・議員に係るシステムの統一・標準化に当たっては、基礎部分は共通とし、2階部分はそれぞれで工夫できるようなものにしてはどうか（庄司委員）。
- 議会は予算が少なくデジタル化に精通していない職員が多くない現状だとすれば、システムの共同調達、共同利用を進めていった方が良いのではないかと（庄司委員）。
- 議会・議員に係るシステムの統一・標準化に当たっては、議員の姓が変わった場合でも、システム内部では同一人と認識できるようにしておき、表示される際は変わった後の姓で表示されるようにしておくことが必要なのではないかと（河村座長）。
- 議会・議員に係るシステムを統一・標準化し運用する場合は、議員一人一人にIDを振る必要があるのではないかと（湯浅委員）。
- 議会のデジタル化は住民と議会の信頼関係の構築を目指すものだとなれば、個々の議員活動と政務活動費の執行の状況を紐づけすることも考えられるのではないかと。議会事務局の確認作業の効率化にもつながるのではないかと（河村座長）。
- 議員でなくなった者の議会に係るシステムへのアクセス権のあり方について検討が必要

ではないか。例えば、議員でなくなった者は議員であった期間中に関わる情報だけアクセスできるようにするためには、ファイル1個1個のアクセス権限を変えなければならない。議会事務局は膨大な作業となるので、在職中の資料のみ紙で提供できる等の運用も考えられるのではないか（湯浅委員）。

#### 【災害時等における危機管理について】

- 災害等を考えると、サーバーをどこに置くか、電気が届かなくなった場合はどうするかということについても考えておく必要があるのではないか（河村座長）。
- 防災対策という観点から言えば、効率化やバックアップも含めて考えると、システムはクラウド上に置いた方が良いのではないか（庄司委員）。

#### 【オープンデータ化について】

- 公文書は保存年限が指定され、基本的に保存年限を過ぎると廃棄しなければならないとされているので、公文書をオープンデータ化する場合には、紙を前提とした公文書管理条例の見直しが必要なる（湯浅委員）。
- 議事公開システムの違いより各議会の議事録を横断検索できないことはもったいないので、できるようにしてはどうか。横断検索できるようにするに当たっては、議事録の書式の標準化を図る必要があるのではないか（庄司委員）。

#### 【議会内におけるデジタル化の検討について】

- 議会でデジタル化を行うことを決定した後でも、反対の議員がいる場合の対応はどのような方が良いか（谷口委員）。
- 議会のデジタル化の検討に当たっては、超党派で推進本部をつくる等異論が出ない仕組みをあらかじめつくり、合意形成していくことが重要なのではないか（湯浅委員）。

#### 【オンライン会議における傍聴について】

- 本会議場や委員会室における傍聴と、中継での傍聴については、分けて考えていく必要があるのではないか（湯浅委員）。

#### 【デジタル化に係る研修について】

- 議員に対するデジタル化の研修については、端末の操作方法に加え、情報管理のルールについての研修が必要なのではないか（庄司委員）。

## 第4回都道府県議会デジタル化専門委員会（会議概要）

- 1 日 時 令和3年3月30日(火) 15時55分～17時57分
- 2 場 所 都道府県会館4階「401会議室」
- 3 出席者 河村座長、庄司委員、谷口委員、廣川委員
- 4 会議概要

- 庄司委員から「自治体DX・システム標準化共通化と議会デジタル化」について発表の後、意見交換を行った。
- 谷口委員から「議会のデジタル化：住民との関係構築に着目して」について発表の後、意見交換を行った。
- 河村座長から「コーパス構築・オープンデータの課題 会議録・行政文書で何ができるのか」について報告を行った。

### 5 主な議論

#### <庄司委員からの発表（自治体DX・システム標準化共通化と議会デジタル化）>

- 特にデジタル化が遅れてきたのは、医療や介護、行政等といった間違いが許されない分野で、失敗を恐れる現場は、リスクを取るより人が頑張る手段を選択しがちである。デジタル化が進まない背景には、非効率でも勤勉に人手で続けることを良しとする価値観もある。
- 行政のデジタル化の真の目的は、情報システムや業務プロセスがバラバラで地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできないこと等に対する迅速な対処や、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの質の向上である。行政のデジタル化は社会全体のDXにもつながるものである。
- IT基本法が成立した2000年当時はアナログだったものをデジタルも可とする一部の人のためのデジタル化であったが、今回は「人に優しいデジタル化」、「誰ひとり取り残さない」をキーワードに、全ての人を対象とするデジタル化へと位置付けが変わったところがポイントである。
- 2040年に向けては自治体の情報システムや業務プロセスの改革を政府とも連携・共同しながら進めることが重要であるが、自治体の規模は様々であること、既に各自自治体のシステムが様々なカスタマイズを行っていることから、大変な困難が予想される。
- DXはデジタル化と少し内容が異なり、大きく変化させること（trans（完全に・すっきり）+form（形が変わる））、デジタル化により人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることと考えられている。また、経済産業省によれば、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化、風土を変革するといった組織の内部も変える意味とされている。
- 国・地方デジタル化指針では、あらゆる行政手続きがスマートフォンから簡単にできる（デジタル・ファースト）、行政機関から同じ情報を聞かれない（ワンスオンリー）など11の個別目標が定められ、国では自治体システムの標準化共通化、地方公共団体等にも利用を拡大する「(仮称) Gov-Cloud」（共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス）の準備が進められている。自治体としては、こうした動きに対応するため、できることから着手することをお勧めする。
- 議会のデジタル化については、対面、紙、自筆等昭和（以前）からの方法の必要性を問

い直し、議員活動、議場・委員会室・控室のあり方等もデジタル化を前提に考えていくことも必要である。

また、既存のデジタル技術の活用や、議会システムを「(仮称) Gov-Cloud」に載せてもらう等によりコスト削減、事務局や議員等の業務負荷軽減を行う一方、議会でデータに基づく議論を行う等新たな価値を生み出していくことが必要である。さらに、プロセスの可視化により説明責任を果たし、透明性の向上を図れば、議会の信頼確保にもつながると考える。

### <谷口委員からの発表（議会のデジタル化：住民との関係構築に着目して）>

- 地方議会に対して住民は無関心で、不信感があると言われる。このため、議会内のデジタル化に関するインフラ整備はもちろん必要であるが、住民に無関係なデジタル化は(コスト増も)理解を得られにくいので、議会と社会を結ぶデジタル化を進めていくことが必要である。
- 議会・議員と住民とのやりとりについては、議会 Web サイトを通じた告知、広報、意見聴取、紹介動画の発信や、議員の SNS による発信等単方向(一方通行)のコミュニケーションが主に行われているが、タイムラグが生じ、どうしても住民は距離を感じてしまう。一方、議会報告会やこども議会等の双方向のコミュニケーションは、住民の満足度も高いので、そうしたものをオンラインで行っていくことが必要である。
- オンラインを使用した双方向のコミュニケーションは、基礎自治体の議会における実践例が見られる一方、都道府県議会の取組が早いとは言えない状況がある。しかし、広域だからこそ、オンライン化による効率化や住民の包摂の効果は高いと考える。
- オープンデータは誰もが利用・加工・再配布できる大規模データであり、アメリカでは「Code For America」(デジタル時代の行政・市民活動を支援する IT エンジニア・プログラマ集団)が、行政のオープンデータ化を支援している。  
日本でも同様の動きがあり、例えば東京都のコロナ対策ページはソースが公開され、各地の市民エンジニアが利用・改善し、行政のデータをより良いものに加工している。
- 東日本大震災やコロナ禍のような危機は、行動様式、価値観、技術等を変えていく可能性があり、遅れ気味だった日本の公共部門の DX 化にもインパクトを与えている。これを機会に行政は効率化・高度化を目指し、政治(議会)は民主主義のバージョンアップに向き合う機会と捉える必要がある。
- 議会のデジタル化は、ハードの確保、社会的実装(法整備等)を経て、住民との関係構築に向けたソフト(活用)の充実を図っていくことになると思う。住民との関係構築については、まず従来型の議会・議員活動をデジタル・オンライン化し、次いで新しい活用方法に拡張していくことになると思う。
- オープンデータについては、まずは広報・教育現場等で利用し、市民の関心・愛着・課題解決意欲に結び付けていくことが考えられる。議会のオープンデータ(議事録・動画等の情報)は、デジタル技術により様々な分析(テキスト解析、声解析、表情解析等)が可能となっている。議会や議員は現在の分析技術の動向を知っておく方が良い。

## <河村座長からの報告（コーパス構築・オープンデータの課題 会議録・行政文書で何ができるのか）>

- デジタル庁ができ行政文書の様式の統一化という話が出れば、会議録の様式の統一化も中長期的には話題になってくると思う。しかし、議会は自律権があるので、国や執行機関が統一することにはならないと思うので、その際には、議長会がデジタル化の指針を示していくことも考えられる。ただ、学者はともかく、有権者が議会の会議録をどこまで利用するのかということも考える必要がある。
- 市町村レベルではあるがオープンデータに対する自治体調査を行っており、今回はそれを示させていただきたい。

## <意見交換>

### 【デジタル化の推進について】

- 政令市では、情報部門に人事、財政、企画にも精通する者を集め、デジタル化を牽引できる体制を整えているところもある。一方、小さい自治体はそうしたことが難しいので、都道府県が補完する、デジタル化に精通する者を広域で採用することが考えられる。  
自治体のデジタル化の推進については、首長が先頭に立ち、議会はそれを支援していくことも重要ではないか（廣川委員）。
- 議員は、議会及び自治体のデジタル化を進めるに当たり、タブレットの導入状況等にだけ目を向けるのではなく、議会及び自治体をなぜデジタル化していくのか、デジタル化で何をするのか等の視点で見ていくことが重要ではないか（河村座長）。
- 現在、自治体における情報インフラ整備は公共事業のようなものとなっており、情報部門の地位は向上していくのではないかと心配する（谷口委員）。

### 【デジタル化の推進に伴う議員の活動、議会事務局職員の仕事等について】

#### 〈総括〉

- デジタル技術を活用した専門的な議論ができるよう議会のバージョンアップさせる必要があるのではないかと心配する（庄司委員）。
- 議会は何をやっているかわからないと言われるが、重要なことをやっており理解されないことはもったいないので、デジタル技術を活用し、議会・議員が住民に近づく努力をしていくことも重要なのではないかと心配する（廣川委員）。

#### 〈議員活動関係〉

- これからの議員はデータ分析に基づいた議論もしていかなければならないと思うが、データ分析については、政務活動費を使い、専門家に依頼してはどうか（河村座長）
- オープンデータについては、議員が自分の自治体と他の自治体を比較しながら、議会で質問するのも役立つと考える。ただ、比較するデータが自治体のホームページにより場所が異なり、探すのが大変なのでそういった点も考えていく必要があるのではないかと心配する（廣川委員）。

#### 〈議会事務局職員の仕事関係〉

- 議会事務局職員もデータ分析ができる人材が必要だが、執行部にもできる人材はまだ少ないのが現状である。データ分析については大学等と連携することも考えられるのではないかと心配する（廣川委員）

○議会事務局の職員は、議員からの資料提供の依頼に関し、とても丁寧な資料を作成し紙で渡す姿が見受けられるが、デジタル化に伴い、資料のリンク先をメールで送付する等これまでの文化、仕事の仕方を変えていくことも必要ではないか（庄司委員）。

〈その他〉

○最近皆 Zoom の活用が慣れてきている。議長会の職員研修会等については、講義部分は事前に参加者に映像を見てきてもらった上で、当日は参加者同士での議論や実習を行う場に変えていくことも考えてはどうか（河村座長）

## 第5回都道府県議会デジタル化専門委員会（会議概要）

- 1 日 時 令和3年4月22日(木) 15時2分～16時55分
- 2 場 所 都道府県会館4階「410会議室」
- 3 出席者 河村座長、谷口委員、廣川委員、湯淺委員
- 4 会議概要

- 全国都道府県議会議長会事務総長が新年度に入ったことに伴いあいさつを行った。
- 事務局から都道府県議会へのデジタル化に関する調査結果について説明の後、意見交換を行った。
- 河村座長から報告書構成案等について説明の後、意見交換を行った。

### 5 主な議論

#### <事務総長あいさつ要旨>

- 新年度に入ったが、引き続き委員の皆様にはよろしくお願ひしたい。
- 本会では地方議会の位置付けを法律上明確化等するよう要請を行っているが、4月7日に自民党総務部会に報告・了承された「地方議会の課題に関するPT」の提言において、「地方議会の意思決定機関としての位置付けや議員の職務等について、令和5年の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すべきである。」とされた。
- 地方議会が法的に意思決定機関として位置付けられると、議会・議員の団体意思を決定する責任が明確化され、こうした議会の重要な役割を住民に理解いただく契機になるとともに、女性や若い方の議員としての政治参画につながる。
- 委員の皆様におかれては、議会・議員と住民との距離を縮めるためのデジタルツールの活用方法等をご提案いただき、議会のデジタル化を進めようとする関係者に材料の提供をしていただければ幸いである。

#### <都道府県議会のデジタル化に関する調査（暫定版）について>

##### （意見交換）

- デジタル化については都道府県（執行部）により取組状況が異なる。その取組と当該議会のデジタル化の取組状況に相関関係があるかどうか調べてはどうか。相関関係がある場合は、都道府県（執行部）のデジタル化を進めてもらうことが重要となってくるのではないかと（湯浅委員）。
- 事務局に対する調査のうち、議会のデジタル化を推進する上での課題、国への要望事項（38頁）は一部が掲載されているが、法的課題を含め全ての意見を一度委員が見てみる必要があるのではないかと（湯浅委員）。
- 議会のデジタル化を推進する上での課題（38頁）は、性質（法、予算等）ごとに整理してはどうか（廣川委員）。
- 議会のデジタル化を推進する上での課題（38頁）は、全ての意見をデジタル化が進んでいる議会と進んでいない議会とに分けてみると、進んでいる議会がより進めるための課題、進んでいない議会がなぜ進まないのかの課題がはっきりするのではないかと（河村座長）。
- 今回の調査は、都道府県議会のデジタル化の現状を把握するためのものであるが、議長会での取組を経て、どのように変化したのかという調査を数年後に行うことも重要なもの



ではないか。その際には、議会事務局におけるプロジェクトツール（Slack 等）の活用状況も調べてはどうか（谷口委員）。

- 渋谷区役所では、職員同士のやりとりをメールからプロジェクトツールに切り替えているようである（湯浅委員）。
- 議員に対する調査のうち、議会のデジタル化についての意見・考え（11 頁）の中には、コミュニケーションがきちんと取れるかどうかを不安視する声があるので、そうした声を深掘りした調査を行えば、デジタル化に消極的な議員の深層がわかるのではないかと（谷口委員）。
- デジタル化を推進するためには予算と人材が重要である。日本の地方議会が、海外の地方議会におけるデジタル化の取組よりも遅れているようであれば、国に対し、海外の地方議会におけるデジタル化の状況を示し、予算等を要求していくことができるのではないかと（谷口委員）。
- 議会のデジタル化を推進する上での課題（38 頁）の中では、個々の議員のデジタル機器・ソフトの習熟度・関心に差があることが挙げられている。まずは、若い職員がデジタル化を苦手とする議員に、スマホやラインの使い方を教えてあげるなどアレルギーを取り除いていくことからはじめ、その後、体系的な研修の整備を進めていってはどうか（廣川委員）。
- 議会のオンライン化というと本会議や委員会に目が行きがちだが、その前段階である執行部又は議会事務局と議員との間での事前説明等がオンライン化されれば、職員の説明に行く時間がなくなり、職員の負担が軽くなる。まずはそうした点をオンライン化することが重要なのではないかと（湯浅委員）。
- 執行部はデジタル化により能力が上がっているのだから、団体意思決定機関である議会、政策立案を行うプレイヤーである議員もデジタルツールを活用し資質の向上を図っていく必要がある（谷口委員）。
- デジタル化に係る考え方の設問で「わからない」という答えがないが、「わからない」という答えが多ければ個々の議員にデジタル機器の使い方等を教えてあげる必要があるということが可視化されることになる。今回の調査のうち考え方を聞く部分は、「わからない」という回答にも意味があるので、次回提出をお願いしたい。

また、各設問を地域別に整理してもらおうと傾向がわかりやすいと思う（河村座長）。

## <報告書構成案等について>

### （河村座長説明）

- 報告書構成案は、各委員の報告をストーリーとしてつなげあわせた。
- 「はじめに」の後は「都道府県議会のデジタル化推進の背景」とし、新型コロナウイルス感染拡大による気づきがあった上で、庄司委員の報告をベースにデジタルトランスフォーメーションの意味等「求められる行政のデジタル改革」についてまとめてはどうか。  
引き続き、谷口委員の報告をベースに会議のデジタル化、議会のオープン化等地方議会・議員のデジタル化の論点をまとめてはどうか。ここでは、議会・議員のデジタル化＝効率化だけでないことも触れてはどうか。
- 次に、「アンケートに見る現状」をまとめてはどうか。議会が先で議員を後としているが、議員よりも議会は大きな話となるので、総括的にまとめるためにも議員が先で議会后とした方が良いのではないかと。

構成案では柱建てを細かく立てたが、報告書の最後に個別のアンケートの結果を添付するので、報告書本体には、クロス集計や相関関係をまとめれば良いのではないか。

○次に「デジタル化推進の論点」とし、まず、先ほど議論したアンケートのフリーアンサーを羅列する形で「デジタル化推進に対する議会事務局の抱える課題」をまとめてはどうか。

引き続き、廣川委員の報告をベースに「デジタル化に係る実務やシステム上の課題」、湯淺委員の報告をベースに「デジタル化推進に係る法的課題」をまとめてはどうか。

加えて、谷口委員や私の専門になるが、住民や研究者に利用してもらえる議会資料のオープンデータ化についてまとめてはどうか。

○最後に、提言をまとめてはどうか。

○先ほどの議論を踏まえ、

- ・報告書の最後で、議会のデジタル化につながる先進的な取組を掲載してはどうか。
- ・デジタル化推進本部員の議長の方々は、従来（アナログ）の議会の良い点を承知の上で、デジタル化についても取り組んでおられると思うので、従来（アナログ）の議会の良い点を我々に教えてもらい、その点も報告書に盛り込んではどうか。
- ・デジタル庁が発足すると予算の話に行きがちになるので、発足前に地方議会のデジタル化のあり方を我々として提案することが必要なのではないか。

○報告書のイメージは、文章で長く書き込むのではなく、地方議会のデジタル化の論点、推進する上での必要な事項、国に法改正や予算要求、人的支援等を求める根拠をわかりやすく示せば良いのではないか。

○市区町村を対象としたものではあるが、オープンデータ化と情報セキュリティに関する調査の結果を配付しているので後ほどご覧いただきたい。

#### **（意見交換）**

○障害のある議員や傍聴者に係る論点も入れた方が良いのではないか（湯淺委員）。

○「地方議会・議員のデジタル化の論点」の中に、議会のデジタル化が必要な理由として、高度化した行政に対応するため、多様な住民が議会に参画できるようにするためとのロジックを入れる必要があるのではないか（谷口委員、廣川委員、河村座長）。

○都道府県議会は広域自治体の議会として、デジタル化について、域内の市町村の先頭に立つ役割があることも記載してはどうか（谷口委員）。

○政府では17業務のシステムの標準化が進められているが、その一つとして、議会のシステムも加えてもらうことは考えられるのではないか（湯淺委員）。

○政府のシステムの標準化に議会のシステムを加えてもらう場合は、議会のデジタル化は効率化とは違う視点があるという意味で、17+1として加えてもらう必要があるのではないか（河村座長）。

## 第6回都道府県議会デジタル化専門委員会（会議概要）

- 1 日 時 令和3年5月13日(木) 15時～16時45分
- 2 開催方法 「Zoom」を用いたウェブ会議
- 3 出席者 河村座長、庄司委員、谷口委員、廣川委員、湯淺委員
- 4 会議概要

- 事務局から報告書素案について説明の後、意見交換を行った。
- 報告書素案の意見を踏まえた修正については、座長に一任された。

### 5 主な議論

#### <全体について>

- 専門用語はわかりづらいため説明書きが必要だと思うが、どのような形（本文の近く又は巻末）とするか。（湯浅委員）。
- 本文から離れてしまうと見づらいので、本文の近くとしてはどうか（河村座長）。
- 「タブレット端末」とあるが、「タブレット端末等」としてはどうか（廣川委員）。

#### <2.2.1 DX（デジタルトランスフォーメーション）の意味について>

- 3つ目の○は、読み方により、「非効率でも勤勉に人手で続けること」は良いことであるとも読めるので、良くないこと、改めるという方向で修正してほしい（庄司委員）。
- 行政のデジタル化は、効率化を主な目的としているため「非効率でも勤勉に人手で続けること」を改めなければならないが、議会のデジタル化は、議会の強化、危機に強い議会、デジタル・インクルージョン等補完を主な目的としていると読み手に伝わるようにする必要があるのではないか（谷口委員）。

#### <2.3.3 議会のオープンデータ化について>

- 議会の成果を外部に提供するというスタンスであるが、議会自身がデータを活用した議論を行っていくという内容も加える必要があるのではないか（庄司委員）。
- 議会の高度化のためには、データを根拠にしながら議論を進めることが重要であるという内容を加えてはどうか（河村座長）。
- オープンデータの発信については、議会が執行部に対してもっと行うよう求めるとの内容を加えてはどうか（廣川委員）。
- 執行部はデータを多く持っており、議会がオープンデータ化を進めるのであれば、執行部も取り組むべきという内容としてはどうか（河村座長）。
- 「議会のオープンデータ化」というタイトルは、議会にある素材をオープンデータ化するだけになってしまうので、これまでの意見を包含した内容とするにはタイトルを変える必要があるのではないか（谷口委員）。
- これまでの意見を包含したタイトルとするには、「議会とオープンデータ化」としてはどうか（河村座長）。

#### <3 アンケートに見る現状について>

- 議員の年齢により区分している図があるが、年齢だけでなく性別や所属党派により差が出てくる可能性もある。その点は分析しなくて良いか（谷口委員）。

- 今回の議員に対する調査は、性別や所属会派については回答を求めている。回答項目の範囲内で再度分析し、ほとんど差がない場合は、今回の調査では、性別や所属会派の回答は求めている旨を付記してはどうか（河村座長）。
- 年齢で分析しているところが目立ちすぎる印象がある。顕著な差があるところとはともかく、ほとんど差がない場合は合計のみにとどめてはどうか（庄司委員）。
- 図 17、18 は、年齢による分析がほぼ同じ傾向であり、図を 2 つ示すと、くどくなるため、文章での記載にとどめてはどうか（河村座長）。
- 提言につながる内容となるが、デジタルツールを活用していない高齢の議員をどうサポートしていくかということを考えていく必要があるのではないか（廣川、湯浅委員）。
- 高齢の議員のサポートについては、高齢の議員でデジタルツールを活用している方の自由意見等をヒントにすることも考えられるのではないか（河村座長）。
- 家一軒一軒が離れており、議員が住民の声を聞くのが大変な地域ほどデジタル化が必要なのにデジタル化が進んでいないというデータがあれば、その点についても提言につなげていく必要があるのではないか（河村座長）。

### <3.2.6 議会のデジタル化に関する意見について>

- 図 32 は、議会と住民が十分に交流していることについて「とてもそう思う」と回答した割合を示しているが、全体（1.9%）とデジタル技術を利用している議員（2.3%）の割合はほとんど差がないので、「そう思う」の割合を加えるか、「そう思う」の割合を加えてもほとんど差がないのであれば削除しても良いのではないか（谷口委員）。

### <4.2.2 議員のリテラシー・利活用マインドについて>

- 3 つ目の○は、事務局に依存し過ぎないこととペーパーレス化という異なる内容が一緒になってしまっているので、書き分けた方が良いのではないか（廣川委員）。
- タブレット端末等の操作などについては、各議員自らが操作及び活用に努め、議員のリテラシーを高めるという内容を加えてはどうか（庄司委員）。
- 議員が高度化した行政に対応するために、データを活用することが重要という内容を加えてはどうか（谷口委員）。
- データを活用し分析するためには、政務活動費が必要である。また、多くの住民の声を聞くためには、議員はデジタル技術を活用することが求められるという内容を加えてはどうか（河村座長）。

### <4.2.3 デジタル人材の確保・配置について>

- 「4.2.2」とも関連するが、デジタル人材については、他の場所から連れてきて確保するのではなく、議員も事務局も中で育成していくという内容を加えてはどうか（庄司委員）。

### <4.3.1 オンライン会議や議会慣行・手続に係るデジタル化の是非と可否、方法の検討について>

- 表は、議事手続全てを網羅したものではなく、議事手続をデジタル化した場合新たな技術が必要となるものをピックアップしてあるので、その点を記載すべきではないか。また、議事手続全てをデジタル化した場合の対応（定足数の確認のためウェブカメラは常時接続をオンにする等）についての表を作成する必要はないか（湯浅委員）。

○本文には議事手続全てをデジタル化した場合に係る論点の文章とともに、新たな技術が必要となるものの表を掲げ、参考資料に議事手続全てをデジタル化した場合の対応表を掲載してはどうか（河村座長）。

○オンライン会議における傍聴の考え方について触れる必要があるのではないか。オンライン会議であれば、住民にミーティングIDを教えれば視聴は可能だが、政策形成過程における映像が録画されSNSに流れることもあり、問題が生じる可能性もあるので検討していく必要があるのではないか（湯淺委員、廣川委員）。

#### <4.4.2 地方議会が提供できるオープンデータとそれが抱える課題について>

○4つ目の○に、「法的な課題がある。」とあるが、列挙されている中には、ハードの負担が重い等の運用上のものも含まれているので、「法的かつ運用上の課題がある。」とする必要があるのではないか（河村座長）。

#### <5 議会のデジタル化を進めるための今後の取組について>

○デジタル・インクルージョンに関連し、障害者（議員、傍聴者、住民）のサポートが必要であることを、もう少し内容を厚くし記載してはどうか。現在のデジタル化は、視覚障害者にとってハードルが高いものとなっている面がある（湯淺委員）。

○障害者のサポートに関しては、施設や端末等のバリアフリーに係る記載も必要ではないか。また、視力減退者、要介護者に係る記載も必要ではないか（河村座長）。

○「2.3.1」の5つ目の○にも記載があるが、都道府県議会はデジタル化について域内の市町村の先頭に立ち改革を行っていく必要性について、「5」において改めて記載してはどうか（廣川委員）。

○「5」の前に記載した内容を「5」でまとめた方が良いと思うので、危機に強い議会に係る内容も「5」で触れてはどうか（谷口委員）。

○報告書の冒頭は、外からの流れ（政府によるデジタル化の推進、新型コロナウイルス感染症拡大）に押され、議会のデジタル化を進めなければならないという流れが強いので、「5」では、危機に強いことも大事だが、平時における議会機能の強化、議会が現在抱えている課題（例えば議員のなり手不足、性別・年齢の偏り等）や将来直面する課題を乗り越えるためにDXを進めることが重要だという内容を加えてはどうか（庄司委員）。

○今回の危機を気づきの機会とし、平時、災害時、コロナ禍にかかわらず議会機能を十分に発揮できるよう、デジタル化が必要だとまとめてはどうか。関連し、「2.3.1」の1つ目の○の「行財政の効率化を進めるといった議論に拘泥しない」の前提として、議会のデジタル化は、議会の質的向上を図るような内容を入れることにより、外からの流れだけに押されたものではないという流れになるのではないか（河村座長）。

#### <その他>

○この報告書を取りまとめた後になるが、各議会において効果的な推進が図れるよう、専門委員会の助言を得ながら現地調査などを行い、現場の実態を踏まえたデジタル化の手順や具体的な方法を示していくことが重要なのではないか（事務局）。

## 都道府県議会デジタル化推進本部・専門委員会合同会議（会議概要）

- 1 日 時 令和3年5月20日(木) 16時00分～17時10分
- 2 開催方法 「Zoom」を用いたウェブ会議
- 3 出席者 神戸本部長、中野副本部長、森田副本部長、石川本部員、木下本部員、河村専門員兼座長、庄司委員、谷口委員、廣川委員、湯浅委員
- 4 会議概要

- 神戸本部長があいさつし、新任本部員が自己紹介を行った。
- 河村座長が専門委員会報告書素案について説明した。
- 都道府県議会のデジタル化（専門委員会報告書素案等）について意見交換を行った。

### <神戸本部長あいさつ要旨>

- 政府は、国・地方を通じたデジタル化を加速しており、デジタル庁の設置や地方公共団体の情報システムの統一・標準化などを主な内容とするデジタル改革関連法案については、去る5月12日成立した。
- 今後、地方公共団体については、情報システムの統一・標準化などの改革を政府と連携・共同しながら進めることとなる。
- こうした中、都道府県議会のデジタル化については、この推進本部と専門委員会において方策を検討し、各議会において効果的に推進できるように取り組んでいる。

### <河村座長説明要旨>

- 専門委員会報告書素案は、はじめに、地方議会のデジタル化推進の背景、アンケートに見る現状、デジタル化推進の課題、議会のデジタル化を進めるための今後の取組、おわりにの6章で構成されている。本日は、2から5を中心に説明する。

#### 【1.はじめに】

- 神戸本部長のあいさつにあった国及び地方公共団体並びに都道府県議長のデジタル化推進の経緯等についてまとめている。

#### 【2.地方議会のデジタル化推進の背景】

- 新型コロナウイルス感染症拡大や東日本大震災を通じ、危機のときほど住民から多くの声が出てくるため、地方議会はその声を受け止め活動することが求められており、今回の危機を気づきの機会とし、デジタル技術を活用した危機に強い議会、危機のときでも頼られる議会とする必要がある。
- コロナ禍は、科学的な知見やデータに基づいて政策形成を行う必要性を再認識する機会になっており、議会もデータを利活用し、エビデンスに基づいた政策形成に対応する必要性が求められている。
- DX（デジタルトランスフォーメーション）は、デジタル化とは似て非なるものであり、文書を電子的なものに置き換えるのではなく、デジタル化により人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという意味である。こうしたことから、議会についてもDXの視点により議会・議員活動を見直していかなければならない。
- 地方行政のデジタル化が進まない背景には、財源的な負担に加え、デジタル技術は「冷たい」等といったステレオタイプの価値観、我が国では非効率でも勤勉に人手で続けることを評価してしまう課題を抱えているが、こうした価値観、実態を改め、現場の

働く人のコンセンサスを得てデジタル化を進めていかなければならない。

- 政府は、行政のデジタル化の推進に際し、「人に優しいデジタル化」、「誰ひとり取り残さない」をキーワードとし、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」にするとしているが、議会のデジタル化については更なる論点がある。
- 議会のデジタル化については、①行財政の効率化を進めるといった議論に拘泥することなく、DXの視点により議会・議員活動を見直す、②危機に強い議会（危機でも頼られる議会）とする、③デジタル・インクルージョン（性別や年齢、障害の有無に関わらず、全ての人を包摂）の視点を持つという3点が重要である。
- 地方公共団体の意思決定機関である議会のデジタル化は、行政の高度化に対応しつつ、デジタル・インクルージョンの視点を持って、平時、災害時、コロナ禍にかかわらず議会機能を十分に発揮し、住民とのコミュニケーションを確保できるようにすることが大きな目的となる。
- 本会議は、地方自治法の「出席」が現に議場にいることと解されており、オンライン開催を行うためには、この地方自治法の見直しが必要になるが、団体意思を決定する重要な場であることから、議会慣行・手続、セキュリティ等の課題についても検討し、解決していくことが必要である。
- 議会制民主主義においては、有権者の有効性感覚（個人の政治的行為が政治過程に影響を与えるという、または与える可能性があるという感情）を重視した改革が求められており、この感覚を高めるためにも、議会・議員と社会を結ぶデジタル化を進めていくことが必要である。
- 地方議会は、多くの住民の声を議会審議に反映することが求められており、限界集落や合併によって議会に声が届きにくいところが増えてきているので、デジタル技術を活用し、住民と議会との空間的・心理的距離を縮めていくことが必要である。
- 議会は、自らの活動をオープン化し住民に伝えるとともに、地方議会・議員もオープンデータを利活用した政策提案、政策評価に積極的に取り組む姿勢が求められる。

### 【3. アンケートに見る現状】

（議会事務局に対し行ったアンケートについて）

- 委員会に係るデジタル機器の使用ルールについて定めている議会は26、定めていない議会は20である（無回答1）。民主主義の機関である議会は手続が重要であり、フェイストゥフェイスを基本としながら、どういうときにデジタル技術が必要かということを決めておくことが重要である。
- デジタル機器については、支給・貸与している議会がある一方、私物の持込みを認めている議会がある。デジタル機器の私物の持込みを認めている議会については、公的なデータのうち、どこまでを私物のデジタル機器に入れて良いかということを決めておくことが重要である。

（議員に対し行ったアンケートについて）

- 議会のデジタル化の推進については、議会事務局だけではなく、議員の取組も重要である。議員に対する調査については、年齢層が高い議員の回答率が低い、デジタル化について距離があるという傾向となっている。
- 年齢層が低い議員ほど、デジタル技術の利用により、住民への情報発信、住民からの意見収集にプラスの効果があったと考える率が高い。ただし、執行部との関係でデジタ

ル技術を利用していない議員の割合は、年齢別でもそれほど差はないので、議会だけの問題ではなく、執行部における取組の問題もあると考える。

#### 【4. デジタル化推進の課題】

- 議会のデジタル化推進に係る議員、議会事務局の抱える大きな課題としては、議員のデジタル化のサポート、コスト・人材不足、法的課題の整理が挙げられる。
- 議会のデジタル化を進めるためには、推進戦略と推進体制が必要であり、その推進体制の中心となる議員の検討組織には多くの会派を入れ、合意形成が図ることが重要である。
- 議員のデジタル化に係るリテラシー、利活用マインドを高めていくことも重要で、特に、議員は、行政の高度化、とりわけエビデンスに基づいた政策提案・政策評価に対応できるよう、データ・リテラシーの向上を図っていくことが求められる。
- デジタル人材の確保・配置も必要で、デジタル人材は執行部にも多くはないが、議会としての対応力を高めていくため、議会事務局内での育成を進めていくことが重要である。
- 議会のデジタル化は、デジタル・インクルージョンの視点を踏まえた環境整備が必要であり、議会内においては、会議のオンライン化、施設のバリアフリー化を図っていく必要がある。また、議会・議員と住民との関係においては、どのような状況にあっても、デジタル技術を活用し、より多くの住民とコミュニケーションが取れるように努める必要がある。
- 会議や議会慣行・手続をデジタル化する場合には、運用についての検討に加え、法改正についても意識し、整理していくことが必要である。
- いわゆるデジタル改革関連法のうちのデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、議会に係る個人情報保護制度の整備が必要となる点を留意しなければならない。
- 議会は、自らの活動をオープン化し、住民に伝えていくことも重要である。住民に議会の活動を伝えていく際、データを示しながら意思決定過程を説明することは、議会の意思決定が信頼の置けるものだという住民の理解にもつながる。なお、議会が提供するオープンデータのうち本会議や委員会のアーカイブ映像については、容量が多くハードの負担が高いなどの課題がある。

#### 【5. 議会のデジタル化を進めるための今後の取組】

- 議会のデジタル化については、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による危機を気づきの機会とし、地方公共団体の意思決定機関として、行政の高度化に対応しつつ、平時、災害時、コロナ禍にかかわらず議会機能を十分に発揮し、住民とのコミュニケーションを確保できるようにするとともに、デジタル・インクルージョンの視点を持つことが重要である。
- 議会のデジタル化については、内なる改革（議員へのサポート体制の整備、デジタル人材の確保・配置）と外からの改革（法改正、予算の確保）が必要である。
- 特に法改正については、本会議へのオンライン出席、電子的方法による請願の提出を可能とする地方自治法の改正等議会のデジタル化を推進するにあたって考えられる法的課題について整理するよう、都道府県議長会が中心となって国に対し、検討を促すことが必要である。
- 議会のデジタル化は、議員へのタブレット端末等の配付や議会棟へのWi-Fi設



置など議会の通信環境の構築をもって終わるものではなく、議会・議員活動の高度化、住民との関係の再構築、オープンデータ化につなげていくことが重要である。

- 議会・議員活動の高度化については、議員及び議会事務局が収集したデータを外部専門家に分析依頼するなどにより得られたエビデンスを踏まえ、意思決定、政策評価を行っていくことが必要で、議員が外部専門家に分析依頼を行う場合は、政務活動費を積極的に活用すべきである。政務活動費については、使途の透明性を向上させるためにも、デジタルツールの活用について検討を進めていくことが必要である。また、各都道府県議会が共通する課題のデータについては、都道府県議長会のWebサイトを充実させ、比較検討できるようにしていくことも考えられる。

## 5 主な議論

### <中野副本部長>

- 宮崎県議会では、昨年10月から、議員と事務局職員で構成するワーキングチームにおいて、議会のICT化・ペーパーレス化について検討し、本年3月にタブレット端末機導入に向けた取組を進めていくことを決定した。今年度は情報伝達での運用をメインにタブレット端末に慣れてもらうようにしている。委員会審議、本会議への導入は、令和4年度後半から試行を行い、5年度以降の本格導入を目指している。
- 実際の運用に当たっては、デジタル機器に不慣れな議員のサポートが不可欠であり、機器の導入・運用に係る予算確保や、リモートによる本会議開催の法的課題等様々な課題がある。
- 今後、報告書素案にある議会のデジタル化を進める上で重要となる4点を中心とした行動を起こしていく必要があるが、都道府県議長会においては、各議会におけるデジタル化を後押しするため、国に対して人材支援や財政支援の要望をお願いしたい。また、議会・議員活動の高度化、住民との関係の再構築につなげるためにも、今後も具体的なデジタル化の内容について検討していただきたい。

### <森田副本部長>

- 菅総理はデジタル庁を9月に発足させる。濱田高知県知事も2月定例会であらゆる行政の分野にデジタル技術を積極的に導入していくと述べており、私も同じ思いでデジタル化を積極的に推進していかなければならないと考えている。
- 年齢や経歴が様々なため、議員の間にもデジタルデバインドが存在するが、デジタル社会が到来している。行政のデジタル化と歩調を合わせ、議会のデジタル化を進めていかなければならない。
- そのためには、議会のデジタル化はどのようなイメージなのかを皆が共有し、そのイメージに向かい取組を進めて行くことが必要である。併せて、議会事務局や会派職員など身近なところに議員のデジタル化をサポートする人材がおり、適宜サポートを受けられることが重要である。

### <石川本部長>

- 宮城県議会では、昨年12月、5会派6名で構成する「情報化推進検討会議」を設置し議会のデジタル化について検討をはじめた。検討会議で議員に対しアンケート調査を行ったところ、デジタル化に対する考え方や活用状況に大きな差があった。議会のデジタル化は、議員のタブレット端末の配付や通信環境の構築で終わるものではない。議会・議員活動の高度化につなげていくためには、各議員がその有用性や

今後の可能性について理解を深めていくことが特に重要である。

- 議会のデジタル化を進めるに当たっては、知識・スキルをもった事務局職員が不可欠であるが、こうした人材の確保・育成も大きな課題であり、議会単独での対応は難しい。
- 今後、都道府県議長会においては、国への財政支援の要望や、各都道府県議会のサポートをお願いしたい。

#### <木下本部長>

- 埼玉県議会はグループウェアを使用しており、議員は共同で仕事、スケジュール管理をしている。セキュリティを重視し、データはサーバーの中に置いている（シンクライアントシステム）。このデータは、リモートアクセスにより議会外（スマホ、個人事務所のPC、議長車）からもアクセスが可能である。今後は、オンライン委員会（令和3年規定改定済）、ペーパーレス会議システム（令和4年）を導入していく予定である。
- 課題としては、議員間で利用率の開きが生じていること、セキュリティを重視しシンクライアントを採用したが動画等の対応が劣ることが挙げられる。また、大きな課題としては、専門的人材の不足も挙げられる。
- 専門委員会の報告書については、業務効率化とDX（議会のイノベーション）の関係をもう少し掘り下げて提示すると、各都道府県議会の参考になると考える。例えば、議会終了後に一斉に都道府県民に対しWebアンケートをとることは現在の技術で可能である。そういったものを活用しながら議会のDXを図っていくことが考えられる。

#### <神戸本部長>

- 各議会でのデジタル化の推進には、今後、デジタル人材の確保が重要になる。そうした中、各議会が自前でデジタル人材を確保していくことは大変であり、国あるいは都道府県議長会において人材の紹介制度等を検討していただきたい。
- デジタル化による議会・議員活動の高度化については、都道府県議長会のWebサイトから、都道府県や市町村を横断した資料の検索が可能となれば、より議会・議員活動が充実すると考える。そのためには、資料のデジタル化を進めることが必要であり、議員の調査研究のため多くの資料を収集している各議会の図書室をうまく活用してはどうかと考える。

また、都道府県議長会のWebサイトの充実は、司書が1～2名程度しかいない多くの議会図書室にとって機能の強化につながる。このように、議会図書室のデジタル化は、都道府県議長会のWebサイトの充実と両輪の関係にある。都道府県議長会のWebサイトの充実とともに、それに歩調を合わせた議会図書室の機能強化についても、今後の取組として検討していただきたい。

- 議会のデジタル化を推進する上で、各議会の個別の取組だけでは限界がある。国や各都道府県執行部の動きに遅れることなく議会のデジタル化を進めていくためにも、今後、デジタル化推進本部として、国に対して財政的支援をしっかりと働きかけていかなければならない。

#### <河村座長>

- これまでの話を聞き、デジタル人材の確保が課題となっていることを痛感した。二元代表制においては、議会が執行部に依存しすぎないことが大事であり、例えば、

デジタル人材については都道府県議会と域内の市町村議会がまとめて雇用するスキーム等が考えられる。

- 議会のデジタル化については、皆が同じ方向に向かっているという共通認識をこの推進本部から発信していかないといけない。このため、そのベクトルの方向性、具体的な案について検討していくことが重要である。

#### <谷口委員>

- 今回のアンケートでは地域差や個人差が浮き彫りとなった。しかし、今後、デジタル化の推進は不可避であって、その重要性は共有されていると思う。このことを重要なポイントとして、議員へのサポート体制の整備、デジタル人材の確保、予算等についてしっかり国に対し要望していくことが重要である。
- 技術革新は我々を助けてくれるものだと思うが、不断に進化するので、今は若い年齢でデジタル技術に精通していても、年を重ね技術についていけなくなる日も出てくる。このため、年代に関わらず皆で教え、助け合っていくことが重要である。
- デジタル技術は使えば使うほど利便性は高まるが、同時にセキュリティや法的課題についても検討をしていく必要がある。

#### <廣川委員>

- 議会のDXについては、地方自治の幅を広げ、厚みを増す大きなチャンスである。課題は多いと思うが、推進本部の議長をはじめ各議会が、力を合わせ、情報を共有するとともに、共同で利用できるものは利用するなどして取り組んでいただきたい。

#### <湯浅委員>

- 私は報告書の中では、法的な課題を中心にいくつかプレゼンテーションし、意見を述べた。その中でも特に重要な点としては、議会は、公的な存在であるため、一定程度のセキュリティが必要である。ただ、セキュリティと利便性はトレードオフの関係にあるため、議会の諸活動ごとに、どの程度のセキュリティが必要かを検討しながら措置していくことが重要である。
- 議会の諸活動は、本会議と委員会だけではない。議会のDXを推進するためには、本会議や委員会以外の活動についてもデジタル化していくことが必要である。
- 議会と住民との間のコミュニケーション、手続の中には、請願の提出等法令の制約があり、デジタル化できないものがあることについて留意しておかなければならない。また、オンライン会議における傍聴の考え方についても検討していく必要がある。

#### <森田副本部長>

- デジタル社会は避けて通ることができない。議会・議員活動についても、デジタル技術を積極的に活用していかなければならない。そのためには補佐するデジタル人材が必要であるが、ハイスペックなデジタル人材は費用も高い。議会事務局でデジタル技術に慣れた若い人を雇用し、育成していくことも検討していく必要がある。

#### <河村座長>

- デジタル化だけではなく、議員提出条例のサポート等議会で課題となっている専門性をもった人材をどう確保していくかということも考えていく必要がある。

## 第8回都道府県議会デジタル化専門委員会（会議概要）

- 1 日 時 令和3年6月3日(木) 15時～15時48分
- 2 開催方法 「Zoom」を用いたウェブ会議
- 3 出席者 河村座長、庄司委員、谷口委員、廣川委員、湯淺委員
- 4 会議概要

○事務局から報告書（案）について説明の後、意見交換を行った。  
○報告書（案）については、意見交換を踏まえた修正を座長に一任し、座長からデジタル化推進本部に提出することが了承された。

### 5 主な議論

- デジタルに係る専門用語の説明書きが括弧書き等で示されているところもあるが、例えば「ディープフェイク」（23頁）等まだ説明書きが必要なものがあるので、チェックしてはどうか（湯浅委員）。
- 専門用語の説明書きについては、後ほどご指示いただきたい（河村座長）。
- 「2.3.1」及び「5.1」に「都道府県議会は広域地方公共団体の議会として、デジタル化について、域内の市町村の先頭に立ち改革を行っていく必要がある」とあるが、「はじめに」辺りでも、都道府県議会がデジタル化を進める意義を書いてはどうか。  
「3.2.6」は「議会のデジタル化に対する意見」に係る内容であり、図27（議会の役割等に対する意見）、図28（議会と住民は十分に交流している。）は、議会のデジタル化と関係ないものとなっているので、関連性を出す必要があるのではないかと。その上で、タイトルを議会の活性化とデジタル化に関する意見等とすることも考えられるのではないかと。  
「おわりに」において、「地方議員は地域の御用聞き」的な役割に加え」とあるが、そう思っていない議員もいると思うので、書きぶりを変える必要があるのではないかと（谷口委員）。
- 「4.4.1」に議会の慣行・手続をデジタル化する場合に新しい技術が必要とされるものを整理した表を掲載しているが、今後、転載や参照される良い表だと思うので、湯浅委員が原案作成者だということを残しておいてはどうか。  
「2.1」に「第5期科学技術基本計画」の流れもある中」とあるが、既に、第6期がある。第5期からの流れもある中という理解でよいか（庄司委員）。
- ご指摘のとおり、第6期があることについても記載したい（河村座長）。
- この報告書を読む議会関係者のために、「おわりに」において、ロードマップや手順を今後考えていく必要があること、議会のデジタル化は各議会が主体となり進めていく必要があることを書いてはどうか（廣川委員）。
- 「おわりに」に、議会のデジタル化は、議会自らが行う内なる改革と、法改正が必要な外からの改革があるが、まずは議会自らが改革を行うことが重要で、そのためにはロードマップを考えていく必要がある一方、法改正が必要なものもあるという流れで書いてみたい（河村座長）。
- アンケートのうち、議会に対するものは実数、議員に対するものは%となっているので、整合性をとりたい。  
「3.2.2」の表4は青で濃淡がついているが、ユニバーサルな視点や白黒コピーでの出

力を考え、色を変えたい。

「4.2.2」において「タブレット端末等を貸与した場合においても、紙も併用可（紙の資料は議員自らがプリントアウト。デジタル化はあくまでツールであり、議員が議会審議のため紙の資料の方が使いやすいのであれば併用を可）とすることが重要である。」とあるが、括弧内の文章が長く読みづらいので、括弧内の文章を外に出し、「紙も併用可」を括弧の中に入れてたい（河村座長）。

- 「おわりに」に「執行部が進める政策に対して根拠ある質問を行い、データに基づいた評価を下すことが今まで以上に求められることになる。」とあり、これは議会が執行部に対して評価する内容であるが、今後、議会のデジタル化が進められると、議会のパフォーマンスが議会同士で比較され評価される時代となるので、そのことについて書いておく必要があるのではないか（廣川委員）。
- 「おわりに」に、ご指摘の点を踏まえ書き込みたい（河村座長）。
- はじめに湯淺委員からご指摘があった専門用語の説明書きについては、各委員もご確認いただき、メールでご指摘いただきたい（河村座長）。

### Ⅲ 委 員 発 表 資 料



# 地方議会のデジタル化の論点

東北大学大学院情報科学研究科  
河村 和徳



## 危機は地方議会の存在意義を薄れさせる

- 新型コロナウイルスの感染拡大で採った地方議会の対応
  - 専決処分の容認
  - 定足数まで出席者を減らして本会議を開催
  - 質問時間を削減するなど
  - 委員会をオンラインで実施

→ 多くの取り組みは地方議会の評価を下げることに

## 地方議会は「密」を前提とした仕組み

- 都道府県議会の会期制
  - (農閑期に) 選挙で選出された地域の代表が都道府県庁の所在地に集まり、会議を行う
  - 都道府県議は有権者と執行部をつなぐ存在
- 2つの「密」
  - 議会・執行部とのコミュニケーションで発生する「密」
  - 有権者とのコミュニケーションで発生する「密」

## 宮城県議会の苦い経験(1)

- 2020年11月、宮城県で県議の集団感染が発生
  - 「重要案件が少なく、11月定例会で大きな混乱はない」というコメントがあるが...
- 2つの問題
  - 県民代表の責務が果たせない
  - 与野党がもし拮抗しているなら







## 宮城県議会の苦い経験（２）

- 東日本大震災後の地方議会
  - 地方議員自らが被災したり、交通インフラの被害で議会に参集しづらい環境が発生した
    - 議会運営が物理的に行いづらくなった
  - 迅速な被災者支援が求められるなどトップダウンを肯定する雰囲気醸成された
    - 多様な声をきく地方議会の存在が相対的に軽視された

4



## 地方議会のデジタル化の論点

1. 行財政効率的な議論に拘泥しない
  - 議会制度をデジタルに置き換えるのではなく、議会制度を強化するという発想
2. 危機に強い議会（≡危機でも頼られる議会）という発想
3. デジタル・インクルージョンという発想
  - 使う機能の精査

5



## 地方議会における情報端末活用の盲点

- 情報端末の活用≒議会改革ととらえられている傾向
  - 「ペーパーレス化することで議会は行財政改革に貢献している」などの意見
- 地方議員研修で感じさせられる盲点
  - 情報管理が適切に行えているか？
  - 結局、紙に印刷しているのでは？
  - 議会内デジタル・ディバイドを克服するフィロソフィーは？

6



## 危機に強い議会をつくりだすという発想

- 議会に参加できない議員を減らす取り組みとしてのデジタル化
  - 定足数を意識して出席議員を減らす必要はない（ただし、「出席」の概念を再検討する必要がある）
  - 宮城県のように県議クラスターが発生した場合の備え
  - 電話連絡、ファックス連絡に続く連絡手段
- 「危機は気づきの時」、どう平時に繋げるか

7



## 危機に強い議会をつくりだすという発想に立った場合

- 情報端末は貸与が原則
  - 出席管理・オンライン会議機能が必要
  - 安否確認の必要から位置情報を議会事務局が確認できる機能も求められる
  - 投票まで意識すれば、オンライン投票システムの搭載も視野に入るのでは
- カメラ・ビデオ機能も必須・・・災害時の情報共有

8



## デジタル・インクルージョン的発想

- デジタル・インクルージョン
    - 社会的弱者をデジタル技術で包摂するという発想
    - 骨太の方針2019で言及
- 地方議会のデジタル化を「効率化」ではなく、「包摂」の観点から捉えるべきでは？

(電子投票に対する発想も同様では?)

9



## デジタル・インクルージョン的発想に立った場合

- 情報端末の使いやすさをできる限り、追求する
  - 高齢者、障がい者の議員に対する配慮、複雑な操作性を求めない
  - 投票機能を組み込むなら記号式？
- 議員にセキュリティ管理を求めない
  - 生体認証？VPN？
  - 地方自治体の定めるセキュリティポリシーを改正する必要がある出てくる場合も

10



## 加えて

- デジタル化を進める際には、現行法の枠内でできることとできないことの精査が必要
- デジタル化を進めることに伴うアウトカムに対しても意識する必要（政治分野における男女共同参画への貢献、政務活動費の透明性確保への応用）

11

都道府県議長会：デジタル化専門委員会

# 自治体DX・システム標準化共通化 と議会デジタル化

庄司昌彦 Masahiko SHOJI

武蔵大学社会学部メディア社会学科 教授

庄司昌彦： [masahiko.shoji@cc.musashi.ac.jp](mailto:masahiko.shoji@cc.musashi.ac.jp)

- 所属：
  - **武蔵大学社会学部メディア社会学科 教授**
- 学術的活動：
  - 国際大学GLOCOM 主幹研究員
  - 東京大学情報学環 客員研究員
  - (公財)情報通信学会 理事
- 主な社会的活動
  - (一社)オープンナレッジファウンデーションジャパン 代表理事
  - (一社)インターネットユーザー協会 理事
  - **デジタルガバメント閣僚会議**
  - **マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG構成員**
  - デジタルガバメント閣僚会議 データ戦略タスクフォース構成員
  - 内閣官房 オープンデータ伝道師
  - 総務省 地域情報化アドバイザー
  - **総務省 自治体システム等標準化検討会 座長**
  - **総務省 地方自治体のDX推進に係る検討会 座長**
  - 千葉県 ICTアドバイザー会議 座長
  - 東京都 官民連携データプラットフォーム運営に向けた準備会委員
  - 宮城県仙台市 情報アドバイザー
  - 静岡県三島市 情報戦略アドバイザー など
- 執筆
  - 連載「行政情報化新時代」『行政&情報システム』(2011年～)

**研究分野**

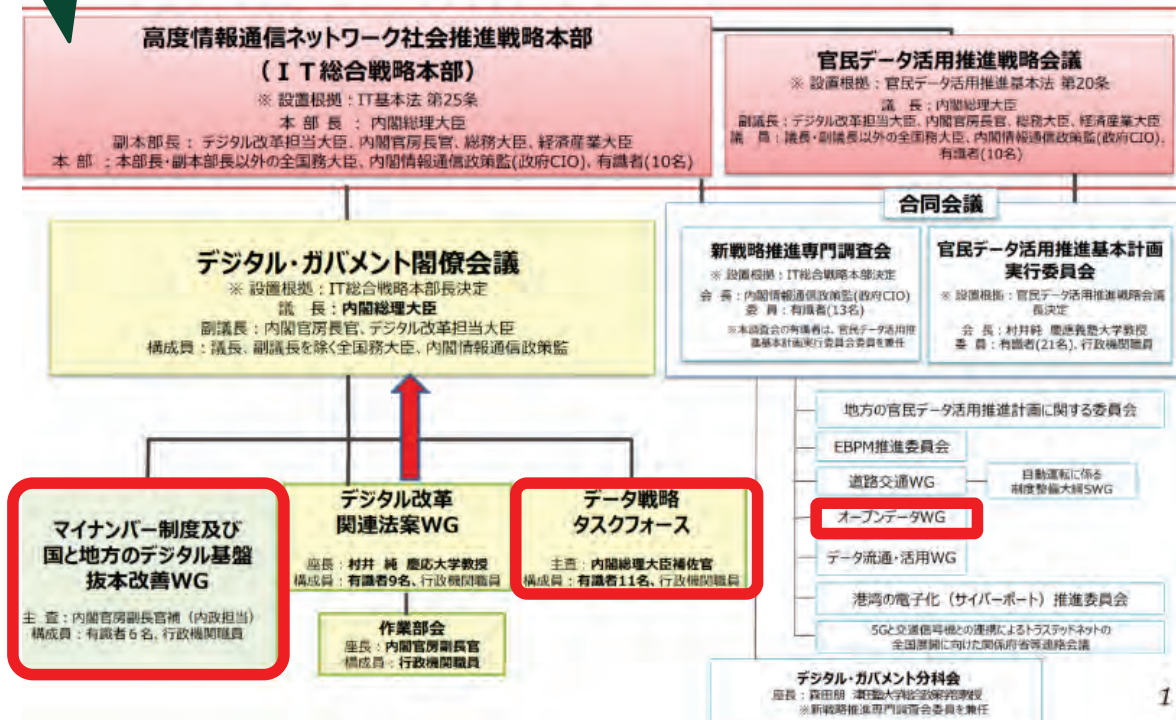
- 情報社会学
- 情報通信政策



通常国会に  
関連法案を提出

## デジタル社会実現に向けたIT総合戦略本部の推進体制

第1回デジタル改革関連法案WG  
(令和2年10月15日)



内閣官房IT総合戦略室「事務局説明資料（IT基本法等の見直しに向けた検討状況等）」（マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（第4回）（2020年11月10日開催）配布資料より ※一部加工

3

# なぜ、デジタル改革をやるのか

# 「デジタル敗戦」論

「光ファイバー網や携帯電話のカバレッジといった通信インフラだけ見たら、日本はどの国にも負けていません。せつかく良質なインフラがあるのに、新型コロナという事態でうまく使い切れなかった。日本ほどの通信インフラを持たない国がITで成果を上げたのに、日本は過去のインフラ投資やIT戦略が全く役に立たなかった。「敗戦」以外の何物でもありません」

平井卓也デジタル改革相

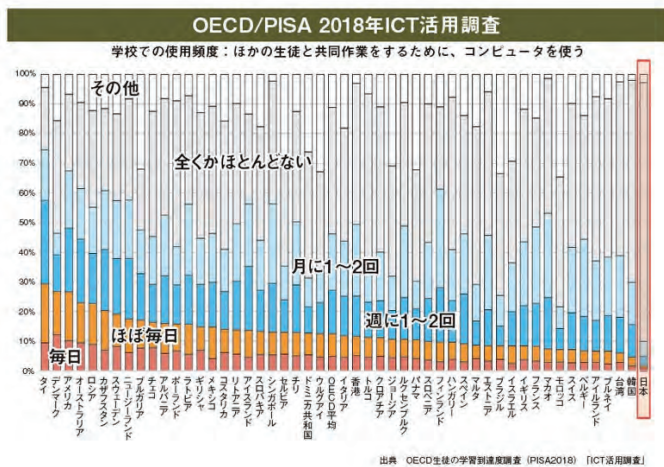


浅川直輝・外園祐理子「『デジタル敗戦』喫す 国民起点で捲土重来 平井卓也氏 デジタル改革相」  
日経XTECH  
<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/mag/nc/18/102000198/102000001/>

『日経コンピュータ』2020年10月29日号

日経コンピュータ『なぜデジタル政府は失敗し続けるのか 消えた年金からコロナ対策まで』2021年2月 日経BP

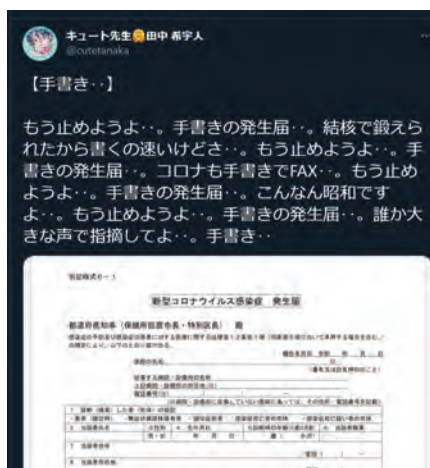
5



文部科学省「文部科学白書」



BBC "Japan's cyber-security minister has 'never used a computer'"  
2018/11/15 <https://www.bbc.com/news/technology-46222026>



Twitter @ cutetanaka <https://twitter.com/cutetanaka/status/1253084766041038848>

記者：  
日本特有のハンコ文化がテレワークの障害になっているという一部声もありますけれども、はんこ議連の会長を務める大臣としてのお考えを伺いたい

竹本IT担当大臣：  
…特に役所との関係ではそういう問題は起こらないと思うんですけども  
…しよせんは国民の話なんで

竹本IT担当大臣2020年4月14日記者会見

6

# はんこ問題

## • そもそも何をしたかったか・何が問題か

- コロナ禍の中では、押印が必要な紙ベースの手続やその処理は、手間がかかり感染リスクもある。しかしオンラインで出来ないため本来は避けるべき「人が動く」ことで対応
- はんこだけでなく、古くて非効率な慣習が問題（FAX、書面、対面...）

## • 政府が対応しても、実際にはなくならない

- 民間から国への行政手続の99.4%で廃止（又は廃止の方向）。特に認印は全廃の見込み
- 内閣府「地方公共団体における押印見直しマニュアル」（2020年12月）
- しかし「行政手続」以外にも存在（契約、入札時の提案書、会計、委員就任承諾書...）

## • 「仕事の仕方を変えられない」ことが効率化を阻む

- 現場の人々のコンセンサスがなければ改革がしにくいことも背景の一つ
- 失敗を恐れる現場は、リスクを取るより「人が頑張る」手段を選択しがち
- デジタル技術は「冷たい」「効率至上」、アナログ技術は「文化的」「丁寧」「微調整」と決めつけ、非効率でも勤勉に人手でつづけることをよしとする価値観も背景では

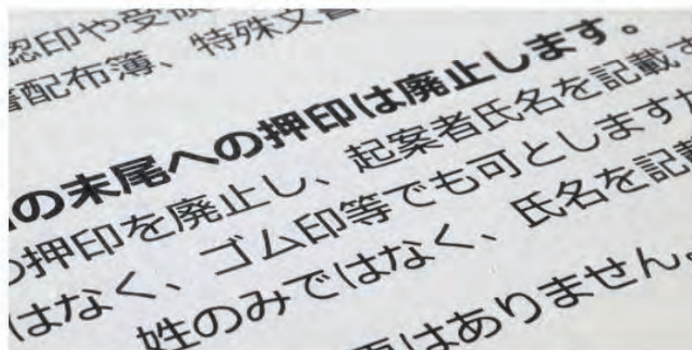
上から：フォーリンプレスセンター・NHK総合「おはよう日本」・産経新聞



# 笑い話になっているが、どうすればいいのか？

「ハンコレス」のはずが...愛知県庁、ゴム印も可 公費で購入の部署も

2021年2月8日 06時00分

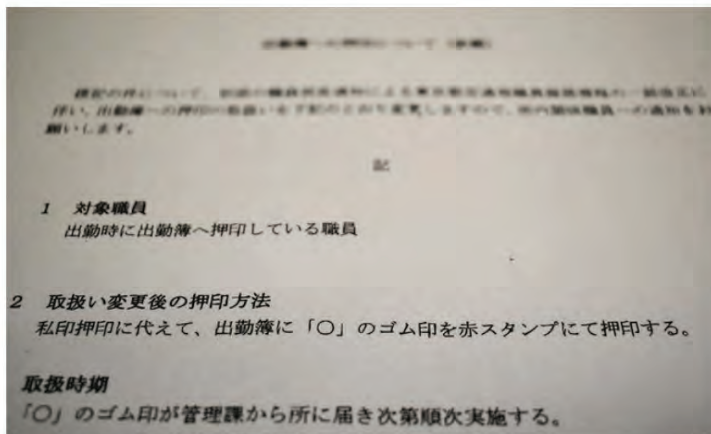


「押印を廃止」、「ゴム印等でも可」と承諾した言葉が並ぶ文書

新型コロナウイルスの感染拡大防止やデジタル時代を見据え、行政手続や内部文書の押印廃止が進む官公庁。そうした中、愛知県庁職員から「庁内の一部文書で押印廃止に伴い、ゴム印を使うようになりました。公費で買おうとしている部署もあり、お役所以外では理解

都交通局、印鑑からゴム印に切り替え「はんこレス」？ 出勤簿への○付けに使い回し

2021年3月2日 07時06分



都交通局の部署が、各自の押印に代えて「○」のゴム印を出勤簿に押すよう求めた文書

東京新聞「都交通局、印鑑からゴム印に切り替え「はんこレス」？ 出勤簿への○付けに使いまわし」2021年3月2日



# 内部の改革が重要

- 手続のデジタル化により  
選択肢を増やすだけでは不十分
  - これまで通り「デジタルでも可能」  
とすると現場の業務量が増える
  - 結局どこかでアナログに戻す作業
- 利用者は原則、デジタルのセルフサービスで完結できるようにする
- 事務のあり方を変える業務改革を
  - 金・人・ルール・情報／文書の取扱いを横断的に基盤から変えるべき  
(企業の経理・労務・総務に相当)



9

# デジタルガバメントの牽引者



## オードリー・タン 台湾デジタル大臣

12歳からPerlプログラミングを学び、14歳で中学校中退、15歳で中国語の歌詞の検索エンジンを立ち上げる。19歳でシリコンバレーで起業。インターネット起業家、Perlコミュニティへの貢献、アップル顧問として著名。

「オープンソースのSlackクローンを政府内で導入して、全大臣が入ってチャットでやり取りしてるよ」  
(関治之氏Facebookより)



Wall Street Journal



DMM.make

## ヴィヴィアン・バラクリシュナン シンガポール外務大臣

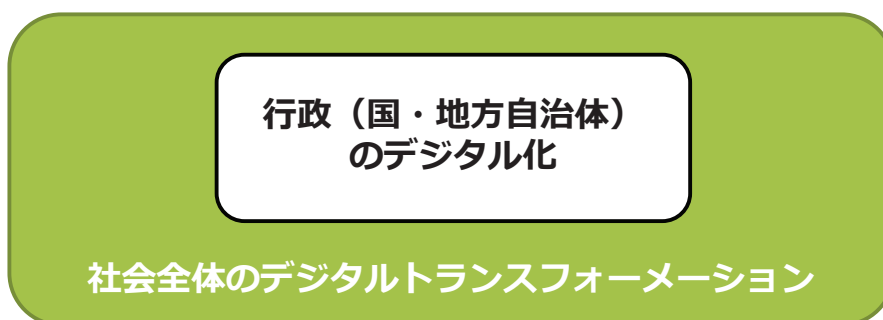
元・環境水資源大臣  
元・コミュニティ開発青少年スポーツ大臣  
元・情報通信産業芸術大臣

# なぜ、デジタル（行政）改革をやるのか

今般の新型コロナウイルス感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめ行政の情報システムが国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかったことや、国・地方公共団体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできないことなど、**様々な課題**が明らかになった。こうした**行政のデジタル化の遅れに対する迅速な対処や、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの質の向上こそが行政のデジタル化の真の目的**である。

また、行政のみならず、**国民による社会経済活動全般のデジタル化を推進することは、日本が抱えてきた多くの課題の解決、そして今後の経済成長にも資する**。単なる新技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等をそれに合わせて変革していく、言わば**社会全体のデジタル・トランスフォーメーションが「新たな日常」の原動力**となる。

デジタルガバメント閣僚会議「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日）より



11

資料1 デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（案）の概要	
<p>▶ デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～</p> <p>▶ デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）</p>	
<p><b>IT基本法の見直しの考え方</b></p> <p><b>IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ データの多様化・大容量化が進捗し、その活用が不可欠</li> <li>✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化 ⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置</li> </ul> <p><b>どのような社会を実現するか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出</li> <li>✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明</li> <li>✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し</li> </ul> <p><b>デジタル社会の形成に向けた取組事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備</li> <li>✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上</li> <li>✓ 人材の育成、教育・学習の振興</li> <li>✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成</li> </ul> <p><b>役割分担</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る</li> <li>✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進</li> </ul> <p><b>国際的な協調と貢献、重点計画の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献</li> <li>✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表</li> </ul>	<p><b>デジタル庁（仮称）設置の考え方</b></p> <p><b>基本的考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 強力な総合調整機能（勅告権等）を有する組織</li> <li>✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備</li> </ul> <p><b>デジタル庁（仮称）の業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用</li> <li>✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整</li> <li>✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理</li> <li>✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理</li> <li>✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備</li> <li>✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査</li> <li>✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請</li> </ul> <p><b>デジタル庁（仮称）の組織</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く</li> <li>✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度</li> <li>✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民問わず適材適所の人材配置</li> <li>✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置</li> <li>✓ 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足</li> </ul>

デジタルガバメント閣僚会議「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（案）の概要」2020年12月21日 ※一部加工

➤ デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～  
 ➤ デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速

### サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底

- ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等の**サービス設計12箇条**に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス
- ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される**行政サービスの100%デジタル化の実現**
- ✓ **業務改革（BPR）を徹底し**、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析

### 国・地方デジタル化指針

- 「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進
- ✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備
  - ✓ ワンストップサービスの**社会保険・税・災害の3分野以外における情報連携**や**プッシュ通知の検討**、**情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し**
  - ✓ 国・地方の**ネットワーク構造の抜本的見直し**（高速・安価・大容量に）
  - ✓ 自治体の業務システムの**標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用**
  - ✓ **強力な司令塔となるデジタル庁設置**、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換
  - ✓ **公金受取口座を登録する仕組み**、**預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設**
  - ✓ **マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載**、**電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に**、**未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付**、**各種カードとの一体化**（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等）
  - ✓ **マイナポータル**のUX・UI改善（全自治体接続等）、**情報ハブ機能の強化**
  - ✓ **個人情報保護法制の見直し**（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減）
  - ✓ **戸籍における読み仮名の法制化**（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化）

### デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）

- ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備
- ✓ **クラウドサービスの利用の検討の徹底**、**セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進**
- ✓ **情報セキュリティ対策の徹底**、**個人情報の保護**、**業務継続性の確保**
- ✓ **新たなデータ戦略に基づき**、**ベースレジストリ**（法人、土地等に関する基本データ）の整備、**プラットフォームとしての行政の構築**、**行政保有データのオープン化の強化**等を推進

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

### 一元的なプロジェクト管理の強化等

- ✓ **デジタル庁の設置も見据え**、全ての政府情報システムについて、**予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト管理を強化**
- ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、**情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大**（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討）
- ✓ **機動的・効率的・効果的なシステム整備のため**、**契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行**
- ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうち**システム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減**を目指す（令和2年度比）
- ✓ **外部の高度専門人材活用の仕組み**、**公務員試験によるIT人材採用の仕組み**を早期に導入

### 行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等

- ✓ **書面・押印・対面の見直しに伴い**、**行政手続のオンライン化を推進**
- ✓ **登記事項証明書（情報連携開始済）**、**戸籍（令和5年度以降）等について**、**行政機関間の情報連携により**、**順次、各手続における添付書類の省略を実現**
- ✓ **子育て**、**介護**、**引越**、**死亡・相続**、**企業が行う従業員の社会保険・税及び法人設立に関する手続についてワンストップサービスを推進**
- ✓ **法人デジタルプラットフォームの機能拡充**による法人等の手続の利便性向上

### デジタルテハイト対策・広報等の実施

- ✓ **身近なところで相談を受けるデジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施**
- ✓ **SNS・動画等による分かりやすい広報**・**国民参加型イベントの実施**

### 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓ **自治体の業務システムの標準化・共通化**を加速（国が財源面を含め支援）
- ✓ **マイナポータル**の活用等により**地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化**を推進
- ✓ 「**自治体DX推進計画**」に基づき自治体の取組を支援
- ✓ **クラウドサービスの利用**、**AI・RPA等による業務効率化**を推進
- ✓ 「**地域情報化アドバイザー**」の活用等による**デジタル人材の確保・育成**

## 「人」のためのデジタル

- **先進的な利用者だけでなく「全ての人」を対象とする取組が必要**
  - コロナ禍では「全ての人」を対象とする義務教育も行政手続も、行政職員の働き方においてもデジタル化が求められた
  - キーワード：「誰ひとり取り残さない」
- **デジタルは人にやさしい**
  - デジタル化で柔軟性が増す（拡大、読上げ、印刷、繰返し、学習...）
  - 支援する人を支援する

# 2040年問題に向けて

- 総務省：自治体戦略2040構想研究会
  - ↓
- 総務省：地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会（スマート自治体研究会）
  - ↓
- 総務省：自治体システム等標準化検討会

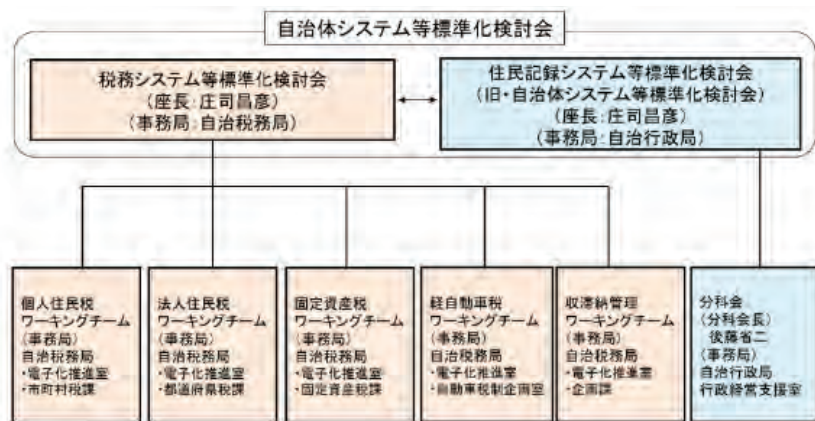
2040年

- 高齢者人口のピーク
- 生産年齢人口は1995年の8,726万人が、2040年には6,000万人以下に
- 高齢者の増加や生産年齢人口減少は地方自治体の予算や業務をさらに逼迫

既に危機の自治体も

- 全国の市区町村職員のうち、非正規職員の数と割合は年々増えており今や3人に1人
- 職員287人のうち65%が非正規職員の自治体も
- 職員の半数以上が非正規の市町村は92。

NHKニュースおはよう日本  
2019年2月10日（日）  
急増“非正規公務員” 地方自治体に何が



庄司昌彦「基幹業務のシステムの標準化の取組状況と課題について」マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（2020年6月23日）

## 自治体システム標準化・共通化の難しさ

- 地方のデジタル基盤の標準化・共通化が必要**
  - 2040年よりも前にデジタル化を進める必要性
  - 業務・システムの改革を多分野で同時に進めていく必要
  - 政府のシステムとも連携・共同化を進める必要
- 標準化・共通化には大変な労力が必要**
  - 様々な規模、カスタマイズ等の現状
  - システム移行・データ移行は簡単ではない（が、17業務で5年以内に終える計画）
  - 抜本改革に合わせ条例やガイドラインの改定、業務プロセスの見直しも必要
  - 強く政府が後押しする必要がある（ヒト・モノ・カネ・時間・ルール...）
- 政府主導の課題**
  - 現場から遠い政府主導で使いやすいものが作れるのか
  - 自治体やベンダーの工夫・競争が失われる弊害

※個人的には、「国に強制してもらわないと財政担当や現場を説得できないんですよ～」という自治体IT担当の言葉は、地方自治を進めたい立場としては残念

自治体システムの観点から

## 具体的には何をするのか

17

# デジタルトランスフォーメーション

- transform = trans (完全に・すっきりと (across))  
+ form (形が変わる)

非常に大きな  
変化

- ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより**良い方向に変化**させる
  - エリック・ストルターマン (2004年)

人々の生活を  
変える

- 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、  
データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、  
**製品やサービス、ビジネスモデルを変革**するとともに、  
**業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革**し、  
競争上の優位性を確立すること

組織の内部を  
変える

- 経済産業省「デジタルトランスフォーメーション (DX) を推進するためのガイド  
ライン」 (2018年)

18

51

# 国・地方デジタル化指針：11の個別目標

1. あらゆる行政手続きがスマートフォンから簡単にできる（デジタル・ファースト）
  - オンライン申請徹底、マイナンバーカード電子証明書スマホ搭載、マイナポータルUI・UX
2. 行政機関等から同じ情報を聞かれない（ワンスオンリー）
  - ベースレジストリ
3. 緊急時の事務を速やかに処理できる
  - 「（仮称）自治体等共通 SaaS 基盤」など
4. あらゆる行政サービスを迅速・確実に受けられる
5. 行政事務が抜本的に効率化され、正確性・サービスの質も向上する（業務改革（BPR））
6. 公正な負担と給付が実現されている社会が創出される
7. システムコストを大幅に削減する
  - 「（仮称）Gov-Cloud」など
8. セキュリティが大きく向上する
9. 安全でユーザーフレンドリーなデジタル行政・取引が展開される
10. 政府のデータ活用等により官民の魅力あるサービスが創出される
11. 政府の API 活用等により民間企業の生産性が向上する

19

## （仮称） Gov-Cloud

- 政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境（「（仮称） Gov-Cloud」）を整備し、早期に運用を開始する。
- 独立行政法人、地方公共団体、準公共分野（医療、教育、防災等）等の情報システムについても、「（仮称） Gov-Cloud」の活用に向けて、具体的な対応方策や課題等について検討を進める。

## J-LISの体制強化、専門性向上、国の関与等

- J-LISについて、全く新たな法人形態である、国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、デジタル庁と総務省で共管する。代表者会議に国の選定する者を加え、理事長の任免を国が認可するなど、国のガバナンスを抜本的に強化する。
- J-LISによるマイナンバーカードの発行や公的個人認証サービス事業について、デジタル大臣（仮称）及び総務大臣による目標設定・計画認可などの仕組みを導入する。目標等の実施に関して国が改善措置命令を行えるようにし、命令違反の場合は理事長の解任を求め、解任されない場合は国が解任するなど、法律上、国の責任及び関与を明確化する。併せて、国が必要な財政措置を講ずることができることとする。これらについて、必要な法律案を2021年（令和3年）通常国会に提出する。
- また、J-LISのシステム整備については、マイナンバー関係事務はもちろん、LGWAN、住基ネットも含め、トータルデザインの下、抜本的な見直しを行う。

20

# 地方公共団体の業務システムの統一・標準化加速

- 住民記録、地方税、福祉など、**地方公共団体の主要な 17 業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。**これを通じ、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、**各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。**
- このため、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための**法律案を、2021年（令和3年）通常国会に提出する。**国は、**財源面(移行経費等)を含め主導的な支援を行う。**その際には、「(仮称)Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負担の在り方について合わせて検討する。また、**目標時期を2025年度（令和7年度）とし、それに向けて地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。**
- その際、地方公共団体の主要な 17 業務の標準化・共通化について、地方公共団体が処理する事務が適切かつ効率的に行われるように、それぞれの事務について詳細な検討を深めた上で、デジタル庁が整備方針や上記法律案の基本方針の下に全体を調整しつつ推進する。
- なお、取組においては、**多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めるとともに、地方公共団体に分かりやすく目標・取組・スケジュール等の段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、自治体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。**

共創プラットフォーム

「自治体DX推進計画（2020,12）  
「（仮称）自治体DX推進手順書」（2021,夏）

21

## 「自治体の三層の対策」の見直し

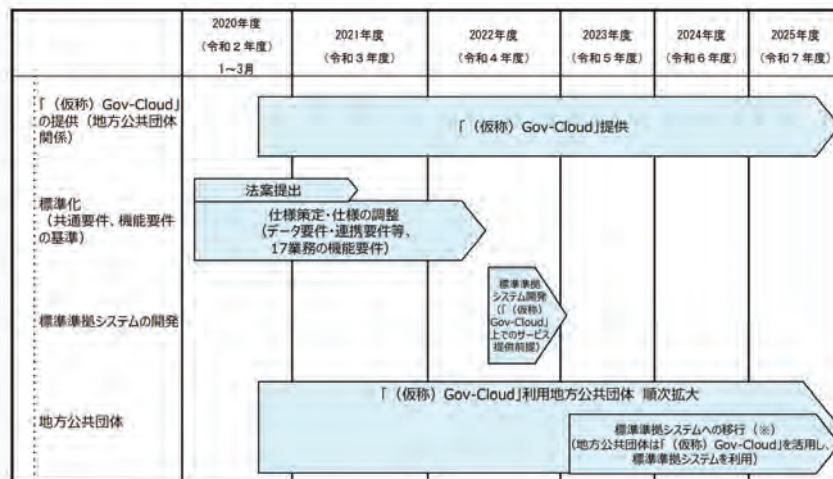
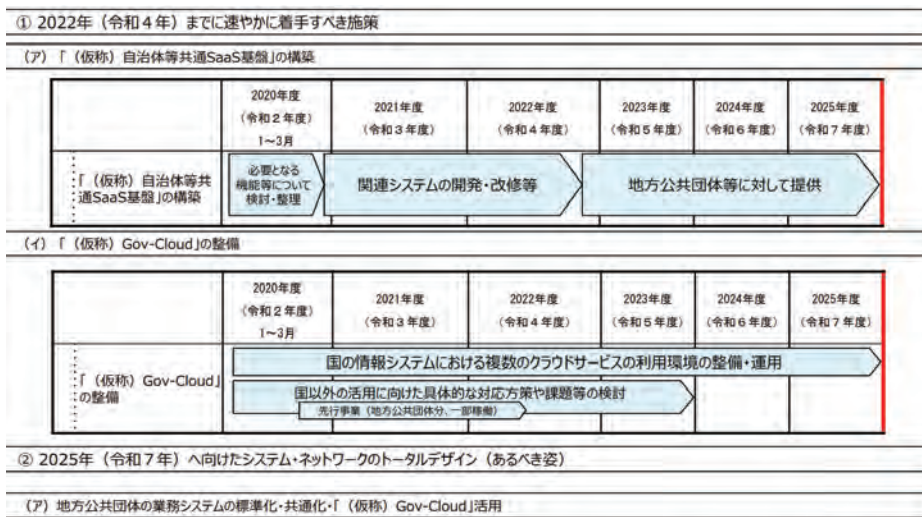
- 2020年（令和2年）に、「自治体の三層の対策」の見直しを行い、マイナポータル及びeLTAXから受け付けたデータについて、マイナンバー利用事務系へのオンラインでの取り込みを認める。...セキュリティを確保しつつ、事務処理の生産性を妨げないものとする。...団体のフロント（申請受付）からバック（業務処理）まで...オンラインで完結やSaaSの更なる活用ができるように...
- また、LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割の見直しを行い、国の定めた基準に基づく適切なリスク管理策を講じていることを条件として、ゼロトラスト型のネットワークを採用できる措置を講じて、インターネット上のSaaS利用や、在宅勤務における作業環境を改善するとともに、災害時にも堅牢に動作し続ける作業環境を確保する。
- さらに、**地方公共団体の業務システムの標準化・共通化を踏まえ、「自治体の三層の対策」の抜本的見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方の検討を行う。**

## 個人情報保護法制の見直し

- 国の行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度（略）について、個人情報の保護に関する法律（略）と統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを法律で規定した上で、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する仕組みとすることとし、このための法律案を2021年の通常国会に提出する。**これらにより、個人情報保護に関する法律と所管が一元化され、民間事業者等の負担の軽減などが期待される。

22

53



23

## いま自治体は何をすべきか

- 総務省の「地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会」では、国の施策展開を踏まえつつ、業務改革（BPR）を含めた標準化等の進め方をまとめた「**（仮称）自治体DX推進手順書**」を**2021年夏までに提示**する予定。
- それ以外にも総務省は、自治体の検討に資する情報を随時提供する予定。
- 計画を期間中に実現するには、早期の現行システム調査、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討が求められ、**速やかに全庁的・横断的な推進体制を整える必要がある**。



体制づくり、17業務システム移行のスケジュール検討、ベンダの対応方針確認など、できるところから着手することをお勧めしたい。



総務省資料より

# 自治体DX推進計画

25

## 重点取組事項①

重点取組事項	国の主な支援策等
<b>① 自治体の情報システムの標準化・共通化</b> 目標時期を <b>2025年度</b> とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、 <b>基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>自治体の主要な17業務を処理する<b>システムの標準仕様</b>を、デジタル庁が策定する基本方針の下、関係府省において作成【関係府省】</li><li>自治体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための<b>法律案を2021年通常国会に提出</b>【総務省・内閣官房】</li><li>国において「(仮称)Gov-Cloud」を構築【内閣官房】</li><li>2020年度第3次<b>補正予算</b>において、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた<b>自治体の取組みを支援 (国費10/10 1508.6億円 2025年度まで)</b>【総務省】</li></ul>
<b>② マイナンバーカードの普及促進</b> 2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、 <b>申請を促進するとともに交付体制を充実</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>個人番号カード交付事務費補助金により、人件費の増や窓口の増設などに要する経費について支援【総務省】</li><li>2020年度第3次<b>補正予算</b>において、<b>出張申請受付等による申請促進や臨時交付窓口等の交付体制のさらなる充実</b>に対する支援を実施(783.3億円)【総務省】</li></ul>
<b>③ 自治体の行政手続のオンライン化</b> <b>2022年度末</b> を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される <b>手続(31手続)</b> について、 <b>マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に</b> (※子育て(15手続)、介護(11手続)、被災者支援(罹災証明書)、自動車保有(4手続)の計31手続)	<ul style="list-style-type: none"><li><b>マイナポータルに自治体との接続機能等を実装</b>【内閣府】</li><li><b>マイナポータルのUI・UX改善</b>【内閣府】</li><li>2020年度第3次<b>補正予算</b>において、子育て、介護等の手続について、マイナポータルと自治体の<b>基幹システムとの接続を支援 (国費1/2 249.9億円 2022年度まで)</b>【総務省】</li></ul>
<b>④ 自治体のAI・RPAの利用推進</b> ①、③による業務見直し等を契機に、 <b>AI・RPA導入ガイドブック</b> を参考に、 <b>AIやRPAを導入・活用を推進</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>AI・RPA導入ガイドブックの策定【総務省】</li><li>AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築(自治体スマートプロジェクト事業)【総務省】</li><li>[再掲]デジタル人材の確保・育成【総務省・内閣官房】</li></ul>

## 重点取組事項②

重点取組事項	国の主な支援策等
<b>⑤ テレワークの推進</b> テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、 <b>テレワークの導入・活用を推進</b> ①、③による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡大	・テレワーク導入円滑化のためのセキュリティポリシーガイドラインの改定【総務省】 ・LGWAN-ASPIによるテレワーク環境の提供【総務省】 ・テレワーク導入事例等の提供【総務省】
<b>⑥ セキュリティ対策の徹底</b> 改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、 <b>適切にセキュリティポリシーの見直し</b> を行い、セキュリティ対策を徹底	・2020年にセキュリティポリシーガイドラインの改定【総務省】 ・自治体の標準化・共通化を踏まえ、「三層の対策」の抜本的見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方の検討【総務省】 ・2020年度第3次補正予算において、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行を支援(国費1/2 29.3億円 2022年度まで)【総務省】

### 【自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項】

取組事項	国の主な支援策等
<b>① 地域社会のデジタル化</b> デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進	・デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」2000億円を計上(2021・2022年度 うち、道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度)【総務省】
<b>② デジタルデバйд対策</b> 「デジタル活用支援員」の周知・連携、NPOや地域おこし協力隊等地域の幅広い関係者と連携した <b>地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援</b>	・携帯ショップ等が主体となる「デジタル活用支援員」によって、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等を実施【総務省】 ・[再掲] デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」2000億円を計上(2021・2022年度 うち、道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度)【総務省】

※予算に関わるものは当該予算の成立が前提

※所管については現時点での所管省庁を記載

総務省「自治体DX推進計画概要」2020年12月

5

## 「デジタル・ガバメント実行計画」等において示された方針及びKPI

重点取組事項	「デジタル・ガバメント実行計画」等において示された方針及びKPI
<b>① 自治体の情報システムの標準化・共通化</b> 【内閣官房、総務省、関係省庁】	目標時期を2025年度(令和7年度)とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。 <KPI> ・対象業務に対して、実際に標準仕様が作成された業務の割合 ・標準仕様が作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方公共団体の割合 ・地方公共団体の情報システムの運用経費等(2026年度(令和8年度)に2018年度(平成30年度)比で少なくとも3割削減。更なる削減目標の上積みを目指す)
<b>② マイナンバーカードの普及促進</b> 【内閣官房、総務省、内閣府、関係省庁】	令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進する。
<b>③ 自治体の行政手続のオンライン化</b> 【内閣官房、総務省、内閣府、関係省庁】	デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度(令和4年度)末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。 <KPI> ・原則として全ての市町村で行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備 ・処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続のオンライン利用率 ・住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続のマイナポータル利用の人口カバー率
<b>④ 自治体のAI・RPAの利用推進</b> 【総務省】	AIやRPAなどのデジタル技術を活用した業務プロセスの標準モデルを構築するとともに、先進事例について、横展開を推進する。 <KPI> ・AI、RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数

※「デジタル・ガバメント実行計画」等：「デジタル・ガバメント実行計画」及び「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」

※所管については現時点での所管省庁を記載

総務省「自治体DX推進計画概要」2020年12月

28

# 考えたいこと

29

## 自治体DX・システム標準化共通化と議会デジタル化

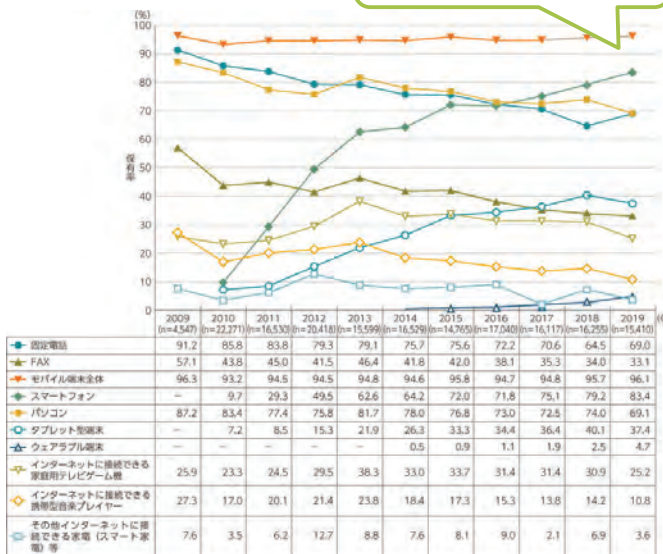
- **仕事のしかたを根本から問い直す**
  - 対面、紙、自筆など昭和（以前）からの方法は本当に必要か
  - 議員活動、議場・委員会室・控室等のあり方等もデジタルを前提に
  - 先端技術の使用より現実的な「効率化・負荷削減」と「新たな価値」を
- **自治体システムの標準化共通化による効率化・負荷削減**
  - 議会システムのコスト削減（17業務における政府目標は3割減）
  - 事務局や議員本人・スタッフの業務負荷軽減
- **デジタル化・データ活用による新たな価値**
  - 人にやさしいデジタル（拡大、読上げ、印刷、繰返し、学習等）
  - 検索性向上、データに基づく議論
  - プロセスの可視化による説明責任・透明性向上、信頼獲得

30  
57

# 福岡市議会の本会議議事録20年分 (1997年～2016年9月) 分析結果



スマホの  
世帯保有率は83.4%



図表5-2-1-1 情報通信機器の世帯保有率の推移  
出典：令和2年版情報通信白書/総務省(一部改変)

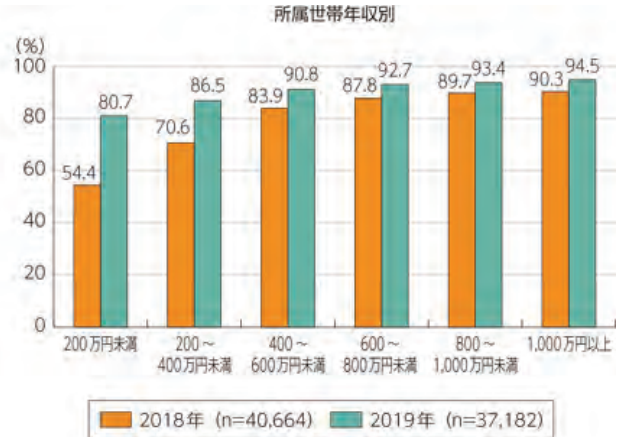
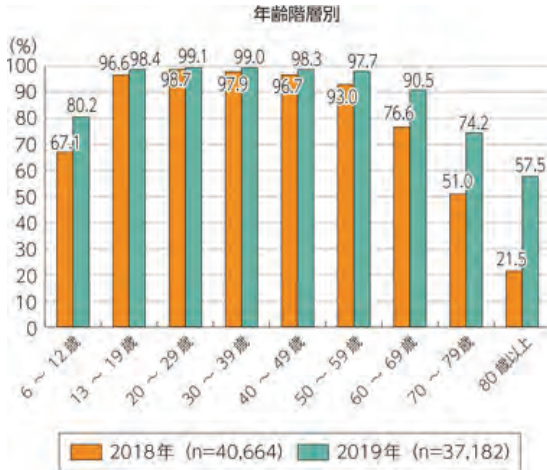


高齢者層でも  
SNS利用が急増

図表5-2-1-9 年齢階層別ソーシャルネットワーキングサービスの利用状況  
出典：令和2年版情報通信白書/総務省(一部改変)

60歳以上のネット利用  
率が大きく上昇し、  
世代間格差が縮小

世帯年収別ネット利用  
でも格差が縮小



図表5-2-1-5 属性別インターネット利用率  
出典：令和2年版情報通信白書 / 総務省（一部改変）

「すべての国民がITのメリットを享受できる社会」を目指し、「実質的にすべての行政手続の電子化等を行うとともに、インターネット等を通じて世界最高水準の公共サービスが提供されるよう」  
「事務自体をそのままオンライン化するのではなく、**業務改革、省庁横断的な類似業務・事務の整理、制度・法令等の見直し等を実施する**」

「e-Japan重点計画」2001年3月29日

...従来の戦略は、...**利用者ニーズを十分把握せず、組織を超えた業務改革（BPR）を行わなかったことで、ITの利便性や効率性が発揮できないものとなった。**また、**各省がバラバラにIT投資、施策を推進し、重複投資や施策効果が発揮できない**状況を生み出してきたなどの面もあったと考えられ、こうした点について真摯に反省するところから出発することが求められている。

国際的にみても、我が国は、世界最先端のIT国家としての地位を失い、ICT世界競争ランキングにおいて、**多くの国の後じんを押ししている。**

...反省を踏まえ...総合的に取りまとめていく司令塔として、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の呼称を「IT戦略本部」から「IT総合戦略本部」としたところであり、この「IT総合戦略本部」が、**省庁の縦割り**を排して、**省庁横断的な課題について積極的に横串を通して、司令塔機能を発揮する**ことが不可欠である。

...**（2020年まで）に、世界最高水準のIT活用社会の実現**とその成果を国際展開することを目標として...

「世界最先端IT国家創造宣言」2013年6月14日



- 20年前からすべての国民を対象にし、全行政手続の電子化を進め、横断的な業務改革を試みていた
- 8年前には業務改革の不徹底を課題視し、デジタル敗戦の反省に立って横断的な改革を試みていた

今回も同じ様な失敗をするかもしれないが、失敗は現役世代・将来世代を苦しめることになる  
続けること、仕組み化すること、自ら考え行動することが重要ではないか

# 日本で1番成功したDXの経験に学ぶ



全国民がテレビを買い換えるよう  
法律で決め、期日を決め、  
総理大臣が何人も代わってもやりとげた

エコポイントは経済産業省、  
電波は総務省、普及は地方自治体、  
最後はお助け隊...。縦割りを横に繋ぎ、  
国・地方自治体、ボランティア等々  
**みな連携して、結局できた**

**ひとりも残さないということは、  
できないことはない**  
誰ひとり置いてきぼりにしない

# 議会のデジタル化：住民との関係構築に着目して

慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科 谷口尚子

## 1 議会のデジタル化

- (1) 議会活動のデジタル化
- (2) 議会と社会を結ぶデジタル化

## 2 デジタル化時代における住民との関係構築

- (1) 単方向コミュニケーション
- (2) 双方向コミュニケーション

## 3 議会のオープン化

- (1) オープンデータと市民社会
- (2) 可能性と課題



1

## 1 議会のデジタル化

### (1) 議会活動のデジタル化

#### ・廣川先生の解説

デジタル化の目的と具体的変化：情報共有の円滑化・迅速化、会議の高度化・効率化、住民とのコミュニケーションの高度化

#### ・湯淺先生の解説

情報保護・セキュリティ・法的整備・運用上の課題に新たに対応する必要性  
議会活動のリプロセッシング

#### ・委員会での議論

内部的デジタル化、インフラ整備、ツール・システム導入等

2

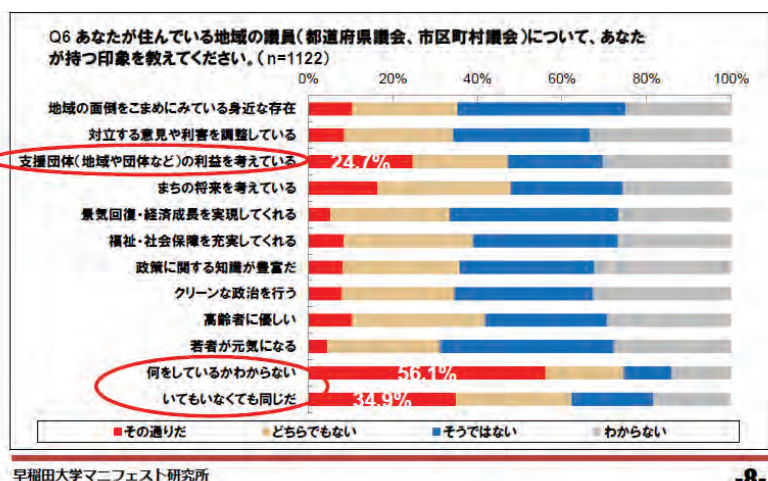
## 1 議会のデジタル化

### (2) 議会と社会を結ぶデジタル化

#### ・日本の地方議会に対する住民の無関心・不信

→住民に無関係なデジタル化は(コスト増も)理解を得にくい

→住民の「内的有効性」／「外的有効性」を向上させ、「ローカル・デモクラシー」の発展に資するデジタル化を目指したい



→住民の包摂・協働を進め、議員のなり手不足や低投票率対策になればなおまし

3

## 2 デジタル化時代における住民との関係構築

### (1) 単方向(一方通行の)コミュニケーション: タイムラグ・距離感がある

・フォーマル: 議会WEBサイトを通じた告知・広報・意見聴取・アンケート・紹介動画  
議会関係資料・議事録等の電子ファイル公開・アーカイブ化、多様な形式の中継

・インフォーマル: 議会・議員による発信、住民による反応(個別サイト、ブログ、SNS、動画配信等)

### (2) 双方向コミュニケーション: 即時的・応答的→内的・外的有効性が上がりやすい

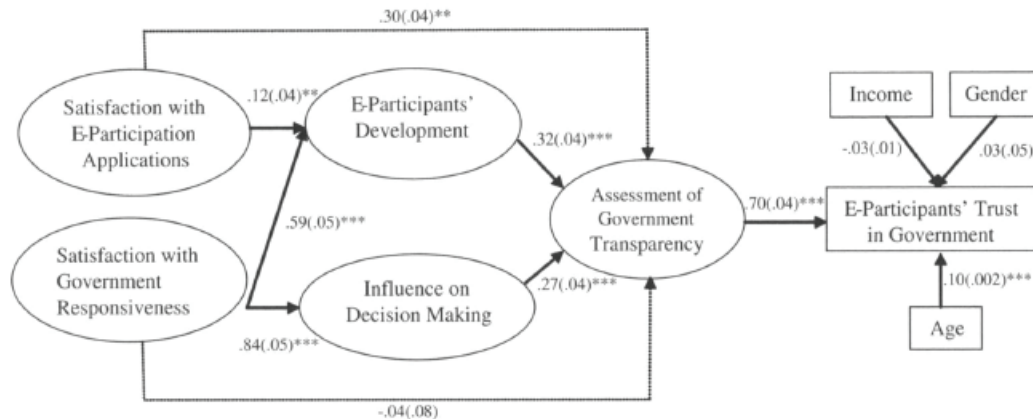
・議会・議員と住民間の直接的な意見交換・交流を目的とした活動のオンライン化  
→オンライン出張議会・委員会・報告会・イベント・主権者教育(こども議会)等

4



・韓国の調査・分析事例：地方行政・政治のデジタル窓口（情報サイト、意見聴取・共有システム等）に対する住民の満足度は、地方政府への信頼感を向上させる

SOONHEE KIM, JOOHO LEE (2012) E-PARTICIPATION, TRANSPARENCY, AND TRUST IN LOCAL GOVERNMENT, PUBLIC ADMINISTRATION REVIEW, VOL. 72, NO. 6, PP. 819-828



\*\*\*  $p < .001$ ; \*\*  $p < .01$ ; numbers in parentheses indicate standard errors. Hypothesized relationships are represented by solid lines and nonhypothesized ones are shown by dotted lines.

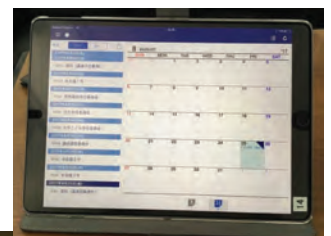
5

・早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部会（2020.12）の地方議会（N=906、うち都道府県議会37）へのアンケート調査によると、タブレット導入28%、オンライン会議実施7%、オンライン視察2.5%、オンライン研修7.6%

・桂川 将典（2020）「公民連携・現場レポート(10)議会のデジタル化推進と民主シーの成長：タブレット導入を契機とした、住民意見の届く議会改革とデジタル化の展望」『地方行政』（10944）PP.10-14.

・オンラインこども議会：高知県吾川郡いの町（2020）、埼玉県幸手市（2021）、金沢市（2021予定）

門真市



・オンライン議会報告会：北海道中川郡幕別町（2021）

・オンライン現地調査：大分県議会（2020）



幸手市

6

・現状では、基礎自治体の議会における実践例が見られる一方、都道府県議会の取り組みが早いとは言えない。しかし広域だからこそ、オンライン化による効率化や市民の包摂の効果は高いかもしれない。

・「オンライン」「デジタル」ならではの新しい取り組みはこれからか  
 例) 一般のシステム/アプリ (サロン、ライブ、ブレストツール等) を活用した住民とのコミュニケーション、アイデア創発  
 教育現場での活用、若者包摂

Zoom & Miro



・オーストリアの事例：若者が地域の環境政策の策定に参加するE-PLATFORM  
 DE PAOLI, S., & FORBES, P. (2020). CONNECTING ENVIRONMENTAL ACTION TO E-PARTICIPATION DESIGN FOR YOUNG PEOPLE. *EJOURNAL OF EDEMOCRACY AND OPEN GOVERNMENT*, 12(2), 158-191.

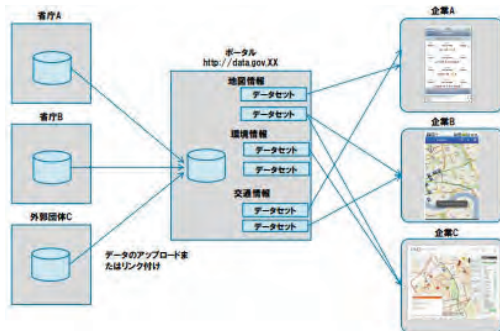
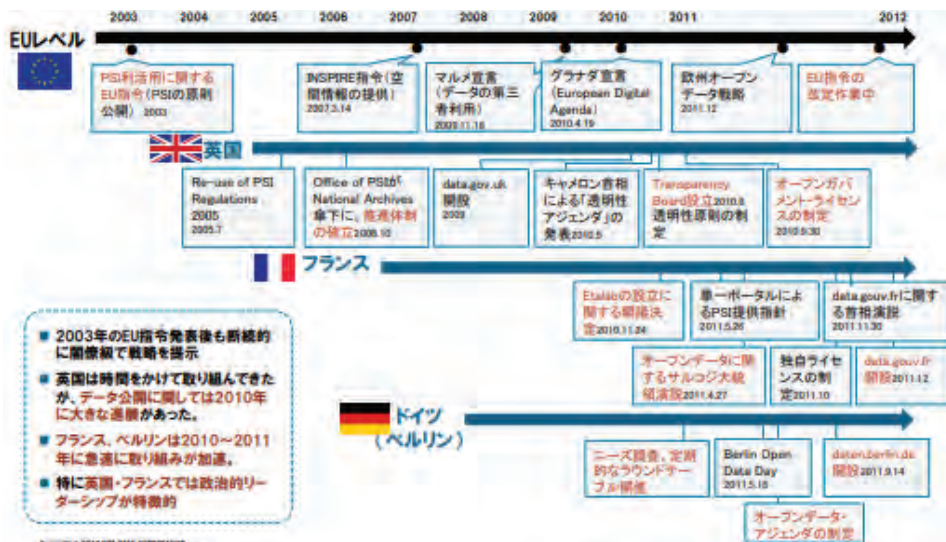
Workshop Nr.	Country	Participants	Focus
1	UK	33 YEAs	Engagement/Fun
2	Spain (1)	21 PMs	Ensuring Elements for Services match
3	Czech Republic	7 YEAs	General Design Elements
4	Spain (2)	12 YEAs	Personalisation Elements
5	Turkey	21 YEAs	Personalisation Elements
6	Italy	15 YEAs	Interactions
7	Greece	20 Mix YEAs /PMs	Issues of Trust
8	UK	8 YEAs (from a disadvantaged background)	Explore current Design elements

Dimensions of Environmental Action	Environmental Action and e-participation in Evaluation
Experience	Our analysis suggests that e-participation in environmental policy-making fares better when the discussion(s) revolves around things that are tangible to the life of young people. Too technical and "out of touch" local issues did not drive participation. An e-participation platform can help young people better understand issues and allow them to contribute to the local environmental decision-making.
Stakes in the Future	The e-participation platform was seen as positive for making changes and improving the future of the environment. Being listened to and seeing follow-ups from PMs were mentioned as important aspects of this. Respondents did see both immediate effects on the future but also expressed more idealistic positions about long-term outlooks.
Participation	The e-participation platform was seen by young people as a tool facilitating direct collaboration with PMs on environmental issues. Although the trust gap was seen as a long-term problem to solve, directly tied with young people seeing tangible outcomes as results of their inputs.
Ownership	Through the evaluation we have seen that a platform may offer a space for young people and that a platform offers a medium through which young people can get across their message to PMs in relation to environmental change.

### 3 議会のオープン化

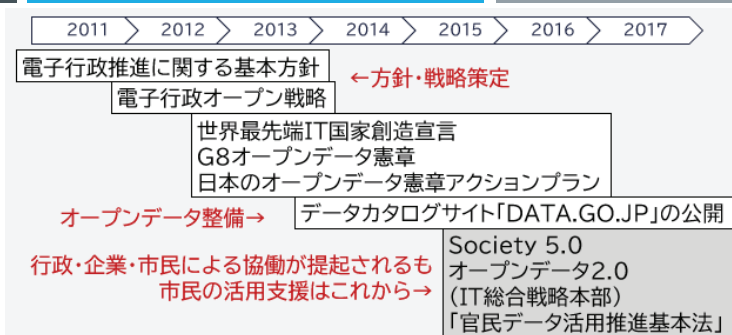
#### (1) オープンデータと市民社会

- ・オープンデータ：誰もが「利用・加工・再配布」できる大規模データ
- ・欧米社会における主権者意識・参加民主主義 → 情報公開請求、オープンデータ化

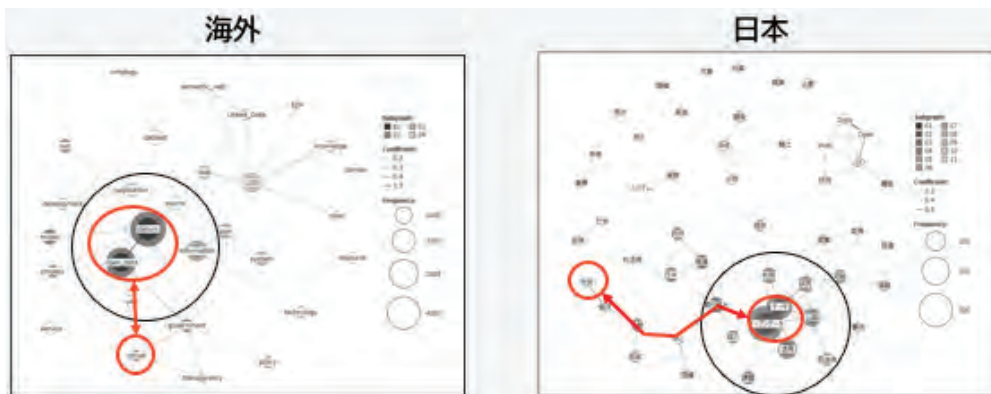


NTTデータ作成資料 (2021)  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshigyousei/dai21/siryou1\\_2.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshigyousei/dai21/siryou1_2.pdf)

### ・日本でもオープンデータ整備が進展



・しかし先行研究群のテキスト解析によれば、「市民」と「オープンデータ」の距離は、海外では近く日本では遠い  
 : 行政の事例や専門家の技術・解説等が多い  
 → より市民に近づく必要 (井上・谷口2020)



## ・DX化が遅れている市民活動や行政を助ける“Civic Tech”



例:「Gov Track.us」(2004~)  
政府活動をデータで監視し、市民に知らせる非営利団体  
→「オープンデータで政府を知る」ことを支援



例:「Code for America」(2009~)  
デジタル時代の行政・市民活動を支援するITエンジニア・プログラマ集団  
→「オープンデータを活用する」ことを支援

Code for America: <http://www.codeforamerica.org/>  
GovTracks.La: <http://www.govtracks.com/>

11

## ・「危機」に際して 日本でも広がるCivic Tech

例:「saisai.info」  
東日本大震災復興支援プラットフォーム



例:「東京都」コロナ対策ページのソース公開  
→各地の市民エンジニアが利用・改善・反映



Hiroshi Miura, Intotalk#33 “みんなで作る震災復興支援プラットフォームSinsai.infoを実現する技術とチーム運営”  
<https://www.sliideshare.net/miura-hiroshi-intotalk33-sinsaiinfo>

12

・川崎市の一般市民を対象に行ったインターネット調査&実験（井上・谷口2021）  
 : データ活用スキル・地域活動意欲を持つ人で、地域情報（オープンデータ）の利用経験がある →スキル+ 関心 = 地域情報収集

・ 地域愛着・地域活動意欲・オープンデータ利用を従属変数とした重回帰分析

	地域愛着因子	活動意欲因子	オープンデータ 利用経験
年齢	-0.045	<b>-0.079*</b>	<b>-0.132***</b>
性別（男性ダミー）	0.027	<b>0.088***</b>	0.041
持ち家居住	0.072	0.053	0.001
<b>子どもあり</b>	<b>0.112*</b>	<b>0.11***</b>	<b>0.077+</b>
居住年数	<b>0.116*</b>	0.002	-0.036
<b>最終学歴</b>	<b>0.003</b>	<b>0.019</b>	<b>0.103***</b>
地域愛着因子		<b>0.648***</b>	-0.039
地域活動意欲因子			<b>0.109*</b>
データ活用スキル			<b>0.315***</b>
調整済み決定係数	<b>0.025***</b>	<b>0.457***</b>	<b>0.167***</b>
n	574	574	574

値は標準化係数 (β) 有意確率: +p<0.1; \* p<.05; \*\* p<.01; \*\*\*p<.000



13

・同じインターネット調査で実験：  
 オープンデータのような量的情報の方が、質的情報よりも、データ活用スキル保有者や新住民の地域関心や意欲等にポジティブな効果（井上・谷口2021）

川崎市は、  
 自然増加比率  
 自然増加数  
 出生率  
 全て1位  
 川崎市では人口が増えています

交通マナー  
 人口あたりの  
 交通違反検挙件数  
 2番目に少ない  
 実は交通違反検挙件数は他市に比べ低いです

川崎市の現状  
 近年、川崎市は武蔵小杉駅周辺を中心に  
 急激に人口が増加しています  
 タワーマンションの人気で人口が増えています

交番でパトロールしている方に聞いてみました  
 交通マナーは悪くない  
 治安は悪くない  
 実際の声を聴くと、治安は悪くないそうです

・量的データ接触の効果: 地域愛着・地域活動意欲等を従属変数とした重回帰分析

・子どものいる人が  
 オープンデータに接触  
 すると、地域課題関心が  
 高まる

・居住年数が少ない人が  
 オープンデータに接触  
 すると、将来の地域の  
 重要事項を自己決定  
 したいという思いが  
 強まる

	地域課題関心 (増加)	将来地域の重要事項 の自己決定 (増加)
年齢	0.042	<b>-0.106*</b>
性別（男性ダミー）	0	<b>0.07†</b>
持ち家居住	0.006	-0.012
子どもあり	0.123	<b>0.069†</b>
居住年数	0.034	<b>-0.319**</b>
最終学歴	0.003	0.056
データ活用スキル	<b>0.258***</b>	<b>0.335***</b>
量的情報接触	-0.096†	-0.176†
量的情報接触×子どもあり	0.195†	0.276†
(事前) 地域課題関心	<b>-0.625***</b>	(事前) 重要事項自己決定 <b>-0.479***</b>
調整済み決定係数	<b>0.343***</b>	<b>0.213***</b>
n	574	574

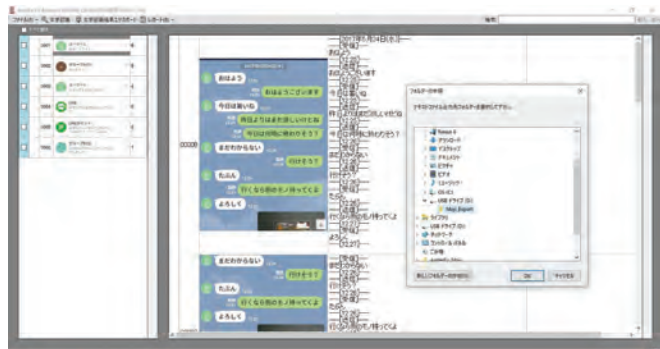
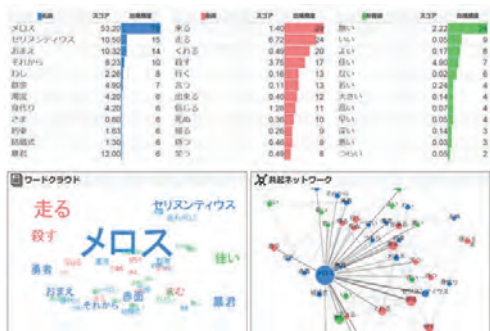
14

## (2) 可能性と課題

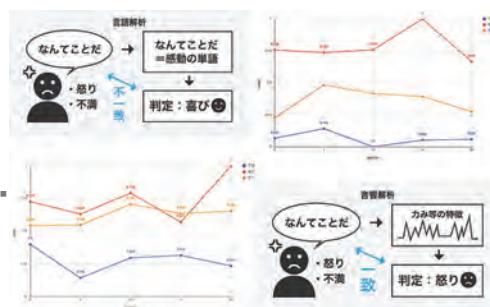
- ・東日本大震災やコロナ禍のような「危機」は、行動様式・価値観・技術等を変えていく可能性。遅れ気味だった日本の公共部門のDX化にもインパクト。行政は効率化・高度化、**政治（議会）は民主主義のバージョン・アップに向き合う機会。**
- ・議会のデジタル化は、**ハードの確保→社会的実装（法整備等）→ソフト（活用）の充実**へ。住民との関係構築で言えば、まず従来型の活動のデジタル／オンライン化、次いで新しい活用法に拡張する（目を引く成功事例の影響も）。他の自治体・議会の取り組みの共有・普及スピードは増すのではないか。
- ・オープンデータは、まずは広報・教育現場等で利用し、市民の関心・愛着・課題解決意欲に結びつけていくと良いのでは。議会のオープンデータ（議事録・動画等の情報）は、進歩した技術により様々な分析が可能。行き過ぎた「議会監視」は、なり手不足を生むかも。

15

テキスト解析  
(発言・文書)



テキスト・声解析



テキスト解析  
(会話)



表情・感情解析

16

# デジタル化に係る 実務やシステム上の課題

関東学院大学法学部地域創生学科

廣川 聡 美

## 1 デジタル化の目的と必要な機能等

### 目的1 情報共有の円滑化・迅速化

区分	内容	機能(システム/サービス)	左に係る業務等
事務局→ 議員	連絡事項等の伝達	・グループウェア機能 (メール、チャット等)	・システム整備、運用保守 ・アカウント管理 ・データ管理 (資料ファイルの受取、仕 分け、更新履歴管理等)
	日程調整等	・通信環境 (議員/控室等/事務局)	
議員間	議案説明資料等の受取、 仕分、伝達、共有、管理 (執行部→事務局→議員)	・ファイル共有機能 (オンラインストレージ等)	・研修、ヘルプデスク ・端末管理 ・通信基盤の整備、運用 (以上、事務局)
	共通情報(条例規則等)の 共有、管理	・通信環境 (議員/控室等/事務局)	
議員⇔ 執行部	資料等提供依頼、同提供 意見・情報交換 議案等事前説明等	・メール(インターネット) ・リモート会議機能	・利用ルールの作成、遵守 (議員)

## 目的2 会議の高度化・効率化

区分	内容	機能(システム/サービス)	左に係る業務等
議員	端末による資料検索閲覧 (議案関係資料/その他)	・ペーパーレス会議機能 ・ファイル共有機能	・システム整備、保守 ・ペーパーレス会議運用 (事務局)
議員→ 執行部	発言(質問等)の際の資料提示 (資料、画像、映像等)	・大型ディスプレイ ・議場内WiFi、電源設備	
執行部 →議員	議案等説明の際の資料提示 (資料、画像、映像等)		
執行部	答弁メモ等の伝達 (職員→議事説明員)	・執行部のグループウェア ・議場内WiFi、電源設備	・執行部との運用調整 (事務局)
議員 事務局 執行部	リモートによる会議開催 (本会議、委員会、議運等)  * 緊急時、災害時等	・リモート会議機能 (必要に応じて表決機能) ・ライブ/ビデオ配信機能 (リモート会議と連携)  ・議員側通信環境 (自宅/モバイル等)	・システム整備、保守 ・リモート会議の運用 (事務局) ・会議規則等の策定 (議員)

2

## 目的3 住民とのコミュニケーションの高度化

区分	内容	機能(システム/サービス)	左に係る業務等
議会→ 住民	会議のライブ(録画)配信 (より分かりやすく提供)	・ライブ/ビデオ配信機能 ・ビデオ映像編集機能	・システム整備、運用 ・映像編集、公開 (事務局)
	議事録の公開 (より分かりやすく提供)	・ウェブページ作成、発信機能 ・議事録DB、検索機能ほか ・議事録自動作成、編集機能	・システム整備、運用 ・議事録作成/編集/公開 (事務局)
	議事関係資料の公開 (より分かりやすく提供)	・ウェブページ作成、発信機能 ・資料DB、検索機能ほか (議事録と連携)	・システム整備、運用 ・コンテンツ編集/公開 (事務局)
	議会情報の公開 議員情報の公開 議会便り等の発行、公開 (より分かりやすく提供)	・ウェブページ作成、発信機能	・システム整備、運用 ・コンテンツ編集/公開 (議員/事務局)
住民→ 議会	意見等の投稿 質問、問合せ	・投稿等書き込み機能	・システム整備、運用 ・意見等への回答案作成
議会⇄ 住民	アンケート調査等	・アンケート調査集計機能	・アンケート等の企画実施 (議員/事務局)

3



## 2 デジタル化に係る課題

### 課題1 推進戦略と推進体制

議会として、デジタル化の目的や目標、計画を定める必要がある。  
デジタル化を契機に、制度や仕組等全般を見直す。  
デジタルの運用ルールを定めることも必要。  
そのための検討組織を設ける必要がある。

* 検討組織	<ul style="list-style-type: none"><li>・議長の諮問機関をイメージ</li><li>・会派の推薦する議員等により構成するイメージ</li></ul>
役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・目的、目標、運用方法等を取りまとめ、計画案を策定</li><li>・議会内部で、デジタル化の気運を醸成</li><li>・運用ルール等を整理し、合意を形成、規則として整備</li><li>・費用対効果に十分に配慮</li><li>・住民等ステークホルダーの声を聴取、反映</li></ul>



- ・事務局が庶務を担当
- ・必要に応じ、執行部(情報部門等)が支援

4

### 課題2 議員の操作スキル、利活用マインド

- ・年齢や障害の有無に関わらず、使いやすいシステムの導入、運用
- ・操作や運用ルール等に関する研修を丁寧実施
- ・情報やデータの検索、活用方法等に関する研修を丁寧実施
- ・聞きやすく、親切な、分かりやすいヘルプデスクの設置
- ・紙の資料も併用可とする(必要なら自分でプリント)
- ・自分で出来ることは自分でやってもらう(事務局が手伝いすぎない)

5

### 課題3 デジタル人材の確保・配置(事務局)

ICTの導入、業務改革の実務を担当する人材が不可欠。  
知識・スキルを持った職員を事務局に配置する必要がある。  
(事務局職員としての知識・スキルが必要なので配置が必要)

- |          |                                                                                                                                                |     |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| * 知識・スキル | ・事務局の業務知識<br>・BPRの手法に関する知識等<br>・システムやサービスの調達、運用に係る知識等<br>・端末の管理、ネットワークの管理等に係る知識等<br>・ヘルプデスクの運用に関わる知識等<br>・ウェブコンテンツ等に関する知識等<br>・システム事業者等との交渉スキル | その他 |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|



必要に応じ、執行部(情報部門等)が支援  
外部専門家等の活用も視野に

6

### 課題4 端末の利用・管理・アクセス権限等

- (1) 配付端末の利用範囲が課題  
・インターネットの利用、アプリの独自インストール等により  
セキュリティリスクが発生
- (2) アカウント、アクセス権限の管理
- (3) 利用のルール、マナーの設定、遵守

多目的に使ってもらう一方で、リスクの存在を意識し、ルールを  
守ってもらうように、繰り返し周知する必要がある

7

## 課題5 議案等説明資料(ファイル)の取り扱い

### (1) 資料ファイルの管理

執行部から送付される資料ファイルは、種類が多だけでなく、  
差替えや修正が(会議直前に)何回も行われる

→ 都度、確実に差替え等を行う必要がある。

適切に更新し、履歴等を管理する。

(将来的には、高度な利活用も視野に)



### (2) 個人情報等の適切な取り扱い

議案説明資料等には、個人情報や企業情報等が含まれる場合  
がある → ルールに従って適切に取り扱う必要がある。

取り扱いルールを周知するとともに、暗号化等の措置を講じる

8

## 課題6 住民にとって、より身近な議会

### (1) 活動の見える議会

・分かりやすいホームページや会議記録

(県政の課題と議会の対応など)

→ どういうことが話し合われて、どう決まったのか?

→ 地域の課題と論点は何か? などを分かりやすく発信

・議事概要のダイジェスト作成、論点整理等  
・地域別、対象者別、テーマ別の課題整理等

編集と発信方法  
が課題

### (2) 声が届く議会

・住民との(双方向の)コミュニケーション → 声が届く

9

都道府県議会デジタル化専門委員会

2021年3月9日

都道府県議会デジタル化の課題

湯浅 壘道

(情報セキュリティ大学院大学)<sup>1</sup>

プロセス全体のデジタル・トランスフォーメーション

×紙の書類をそのままPDFにすること

かえって取扱いが不便

書き込みなどがやりにくい

文書管理がやりにくい

二次加工がやりにくい

デジタル化の是非と可否、方法の検討

	今後必要となる方法
議決	電子投票
選挙	電子投票
検査	デジタル・フォレンジック技術
監査の請求	デジタル文書の提出による請求（電子署名やタイムスタンプ等の請求したことのデジタルな証跡）
意見書の提出	デジタル文書の提出（電子署名やタイムスタンプ等の提出したことのデジタルな証跡）
調査	デジタルドキュメントの収集 デジタル・フォレンジック技術
自律	オンラインによる会議の規律維持のあり方
同意	電子投票
承認	電子投票

<sup>1</sup> 2021年4月より明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科の予定

請願・陳情を受理し処理	デジタル文書の受付（電子署名やタイムスタンプ等の受理したことのデジタルな証跡）、処理
報告、書類の受理	デジタル文書の受付（電子署名やタイムスタンプ等の受理したことのデジタルな証跡）、処理
議員派遣	

## デジタル化とオープンデータ

### 現状

議会議事録、議案等の資料類

### 今後

映像（動画像）のアーカイブ

映像と資料類のリンク

審議、決定プロセスのデジタル化とオープンデータ化

決定に至るプロセスの公開は、日本の行政の情報公開で最も不足・遅れている部分

※カリフォルニア州議会の例<sup>2</sup>

The screenshot shows the California Legislative Information website. At the top, there is a navigation bar with links for 'skip to content', 'home', 'accessibility', 'FAQ', 'feedback', 'sitemap', and 'login'. A search bar is also present with the text 'Quick Search:' and a dropdown menu for 'Bill Number' with the value 'AB1 or ab 1 or ABX1'. Below the navigation bar, there are tabs for 'Home', 'Bill Information', 'California Law', 'Publications', 'Other Resources', 'My Subscriptions', and 'My Favorites'. The main content area displays the title 'SB-456 California Consumer Privacy Act of 2018. (2017-2018)' and a 'PDF' link. Below the title, there are tabs for 'Text', 'Votes', 'History', 'Bill Analysis', 'Today's Law As Amended', 'Compare Versions', 'Status', and 'Comments To Author'. The 'Text' tab is selected, showing a 'SHARE THIS:' section with Facebook and Twitter icons, and a 'Date Published: 08/25/2018 04:00 AM'. The main text area lists several amendments: 'AMENDED IN ASSEMBLY AUGUST 24, 2018', 'AMENDED IN ASSEMBLY AUGUST 20, 2018', 'AMENDED IN ASSEMBLY JUNE 19, 2017', 'AMENDED IN SENATE APRIL 26, 2017', and 'AMENDED IN SENATE MARCH 23, 2017'. At the bottom, it says 'CALIFORNIA LEGISLATURE—2017-2018 REGULAR SESSION'.

<sup>2</sup>

[https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billVersionsCompareClient.xhtml?bill\\_id=201720180SB456](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billVersionsCompareClient.xhtml?bill_id=201720180SB456)

SB-456 California Consumer Privacy Act of 2018. (2017-2018)

Text	Votes	History	Bill Analysis	Today's Law As Amended	Compare Versions	Status	Comments To Author
		<b>Date</b>	<b>Action</b>				
		11/30/18	From Assembly without further action.				
		11/30/18	From committee without further action.				
		08/24/18	Re-referred to Com. on RLS, pursuant to Assembly Rule 77.2.				
		08/24/18	Ordered to third reading.				
		08/24/18	Read third time and amended.				
		08/21/18	Read second time. Ordered to third reading.				
		08/20/18	Read second time and amended. Ordered to second reading.				
		08/16/18	From committee: Do pass as amended. (Ayes 12. Noes 0.) (August 16).				
		09/01/17	September 1 hearing postponed by committee.				
		07/19/17	July 19 set for first hearing. Placed on APPR, suspense file.				
		06/19/17	Read second time and amended. Re-referred to Com. on APPR.				
		06/15/17	From committee: Do pass as amended and re-refer to Com. on APPR, with recommendation: To consent calendar. (Ayes 14. Noes 0.) (June 13).				
		06/08/17	Referred to Com. on HEALTH.				
		06/01/17	In Assembly. Read first time. Held at Desk.				
		05/31/17	Read third time. Passed. (Ayes 40. Noes 0. Page 1356.) Ordered to the Assembly.				
		05/26/17	Ordered to special consent calendar.				
		05/26/17	Read second time. Ordered to third reading.				
		05/23/17	From committee: Do pass. (Ayes 7. Noes 0. Page 1185.) (May 25).				
		05/19/17	Set for hearing May 25.				
		05/15/17	May 15 hearing: Placed on APPR, suspense file.				
		05/04/17	Set for hearing May 15.				
		05/03/17	May 8 hearing postponed by committee.				
		05/01/17	Set for hearing May 8.				
		04/26/17	Read second time and amended. Re-referred to Com. on APPR.				
		04/25/17	From committee: Do pass as amended and re-refer to Com. on APPR, with recommendation: To consent calendar. (Ayes 9. Noes 0. Page 808.) (April 19).				
		03/23/17	From committee with author's amendments. Read second time and amended. Re-referred to Com. on HEALTH.				

Introduced by Senator Pan  
(Coauthor: Assembly Member Gonzalez Fletcher)

February 16, 2017

~~An act to add Section 14007.326 to the Welfare and Institutions Code, relating to Medi-Cal; An act to amend Section 1798.145 of the Civil Code, relating to personal information.~~

LEGISLATIVE COUNSEL'S DIGEST

SB 456, as amended, Pan. ~~Medi-Cal managed care: federally qualified health centers and rural health clinics: services that follow the patient:~~ California Consumer Privacy Act of 2018.

Existing law, the California Consumer Privacy Act of 2018, commencing on January 1, 2020, grants a consumer various rights with regard to personal information relating to that consumer that is held by a business, including the right to request a business to delete any personal information about the consumer collected by the business, and requires the business to comply with a verifiable consumer request to that effect, unless it is necessary for the business or service provider, defined as an entity processing information on behalf of a business, to maintain the customer's personal information in order to carry out specified acts. The act requires a business that collects personal information about a consumer to disclose, on its Internet Web site or in its online privacy policy or policies, the consumer's right to delete that personal information. Under existing law, the act does not apply to protected health information that is collected by a covered entity, as specified.

This bill would additionally provide an exception to the requirements of the act for medical information or protected health information that is collected by a covered entity or business associate, for a provider of health care or a covered entity to the extent the information relates to health care services, and for information collected as part of a clinical trial, as specified. The bill would define various terms for these purposes.

Existing law provides for the Medi-Cal program, which is administered by the State Department of Health Care Services and under which qualified low-income persons receive health care benefits. The Medi-Cal program is, in part, governed and funded by federal Medicaid provisions. Existing law provides that federally qualified health center (FQHC) services and rural health clinic (RHC) services, as defined, are covered benefits under the Medi-Cal program, to be reimbursed, to the extent that federal financial participation is obtained, to providers on a per-visit basis. "Visit" is defined as a face-to-face encounter between a patient of an FQHC or RHC and specified health care professionals. Existing law requires a managed care entity to offer subcontracts to FQHCs and RHCs in the relevant service area, as a condition of obtaining a contract with the department.

This bill would authorize a willing and qualified FQHC or RHC to enter into an agreement with a public or private entity to provide services that follow the patient and to receive reimbursement from the public or private entity for the services rendered under the agreement. The bill would prohibit the department from recouping payment authorized under this agreement from the FQHC or RHC, as specified. The bill would describe those entities eligible to contract with an FQHC or RHC under the bill, and would define "services that follow the patient" as services that are not reimbursable on a per-visit basis pursuant to a specified provision, that promote continuity of care and contribute to overall patient wellness, as specified. The bill would specify that compensation paid to a federally qualified health center or rural health clinic pursuant to the agreement would be supplemental to, and separate from, the federally qualified health center's or rural health clinic's prospective payment rate, and not subject to reconciliation or reduction, as specified. The bill would prohibit an FQHC

セキュリティ

議会における CIA とは何か

C 秘密性

秘密にすべき情報の窃取・流出

秘密会

非公式な協議、折衝

予算

I 完全性

記録の滅失など

A 可用性

停電、危機トラブル、通信障害

本人確認

乗っ取り

ディープフェイク

議会の権限にあわせたセキュリティレベルの設定が必要

会議

「出席」概念、「発言」概念の見直し

映像と音声で相互を確認する方式は必須か

アバター、合成音声、テキストメッセージ

傍聴

住民の討議参加

プライバシー、個人情報保護

個人情報保護法令和3年改正

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、地方公共団体個人情報保護条例の統一

2条11項

2号 「地方公共団体の機関（議会を除く。[以下略]）」

デジタル化に合わせて議会独自の個人情報保護が必要

## IV 都道府県議会のデジタル化に関する調査



# 都道府県議会のデジタル化 に関する調査結果

令和 3 年 6 月 2 5 日  
全国都道府県議会議長会事務局

## 目 次

○ 議員に係る調査.....	1
○ 事務局に係る調査.....	12

# 議員に係る調査

調査期間：令和3年3月11日～4月15日

調査方法：議会事務局を通じて調査URLを通知し、Web上の入力フォームへの入力により回収

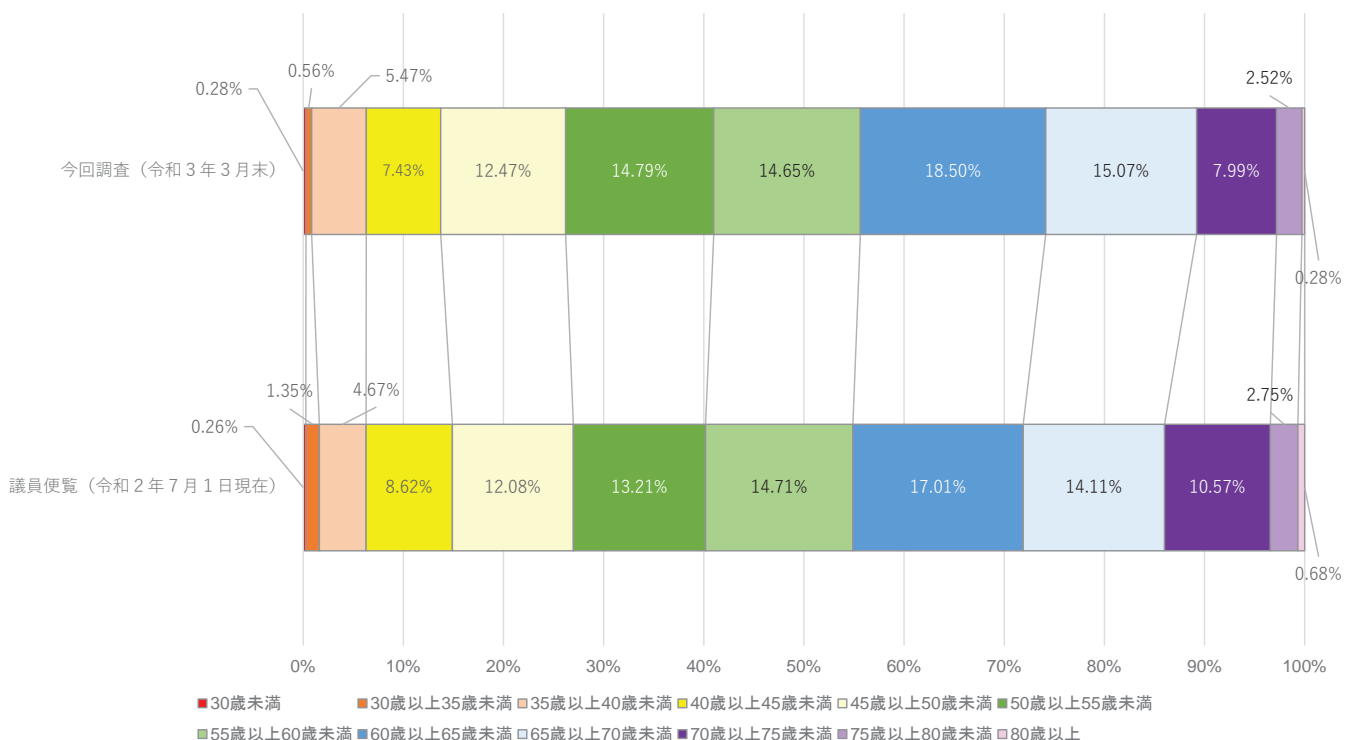
調査対象：都道府県議会議員（定数2,679人）

調査有効数（率）：1,444（53.9%）

## 議員に係る調査 調査回答者の属性①（年齢構成による議員実数との比較）

### ① 年齢構成

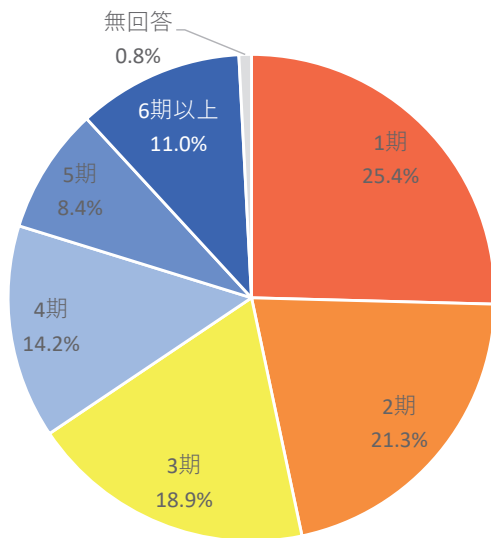
有効回答と全国都道府県議会議員便覧の年齢層比較



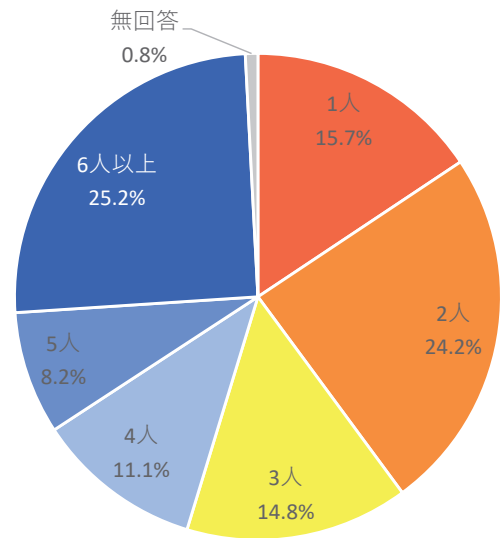
80 ※ 性別については、議会によっては回答者が特定されるおそれがあるため、問を設けなかった。

## 議員に係る調査 調査回答者の属性② (期数・選挙区定数)

### ② 期数



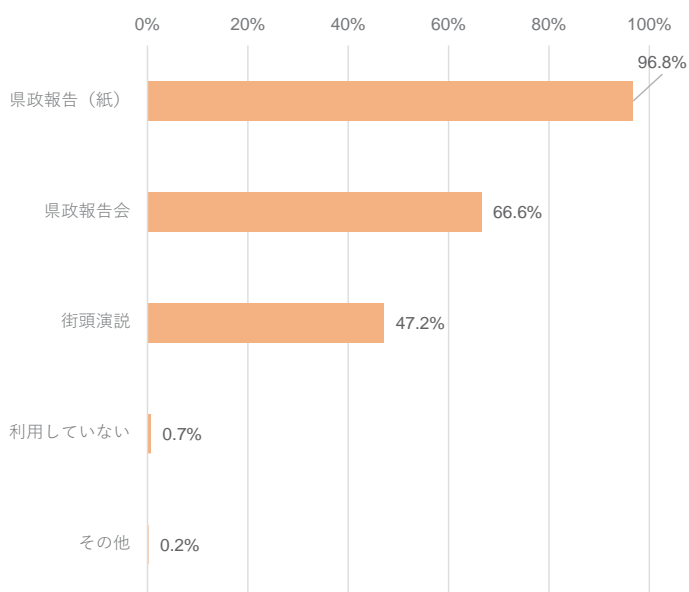
### ③ 選挙区定数



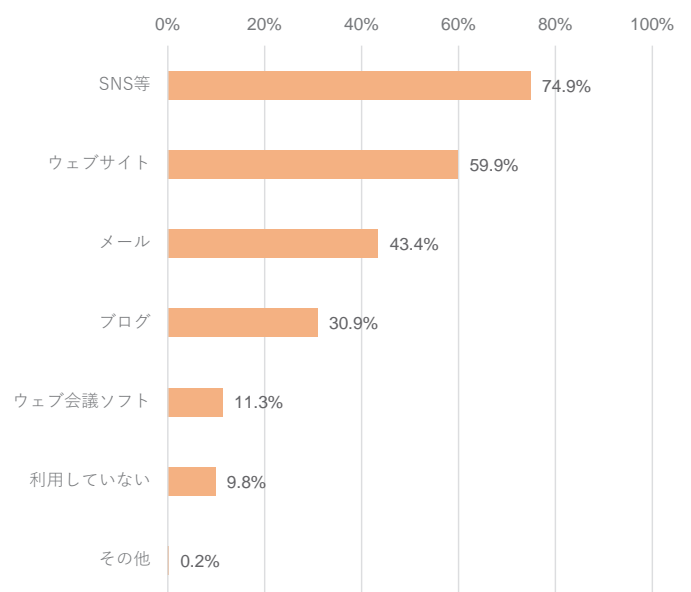
3

## 議員に係る調査 住民との関わり① (アナログ・デジタル技術の利用)

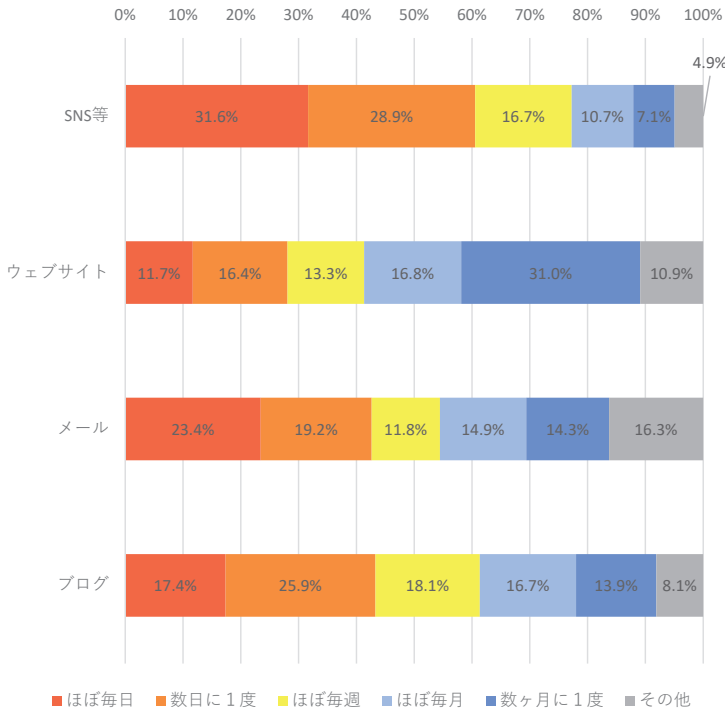
### ④ アナログの広報手段で利用しているもの



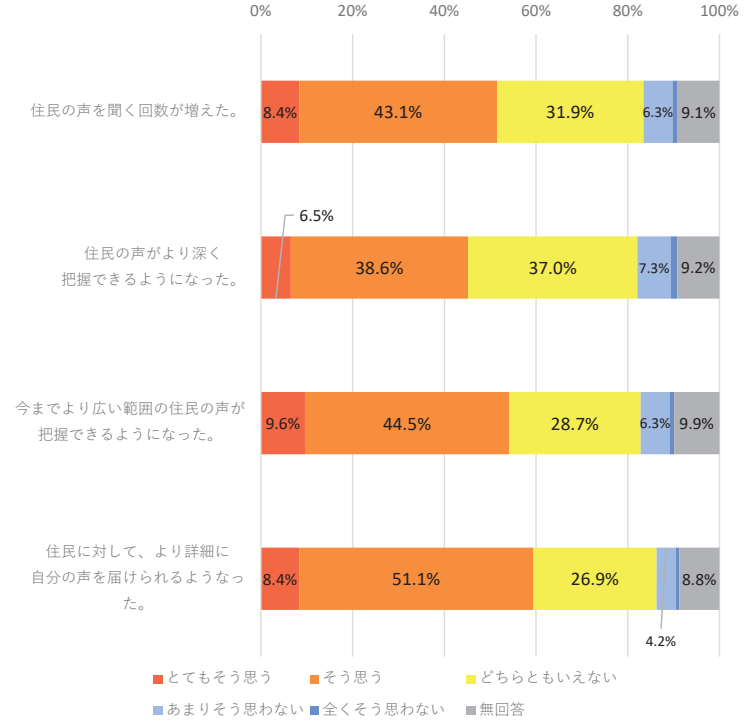
### ⑤ 住民への情報発信・住民の意見収集のために利用しているデジタル技術



⑥～⑨ 更新頻度

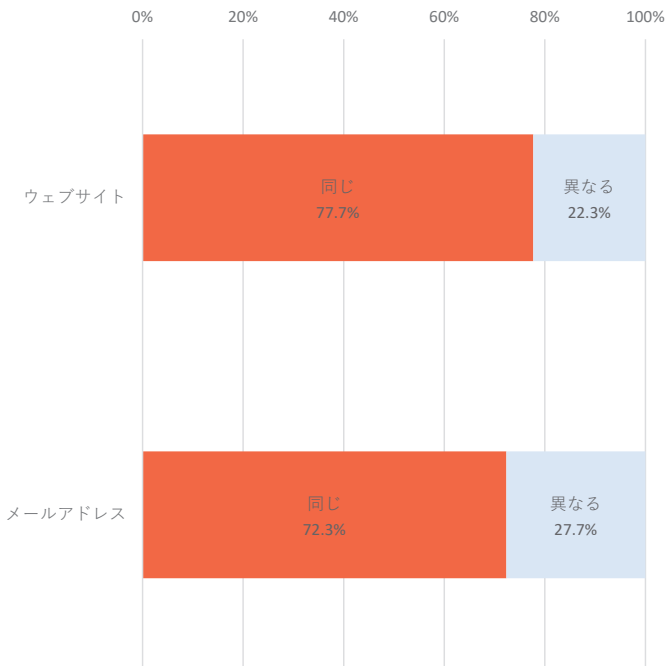


⑩ デジタル技術の利用による効果

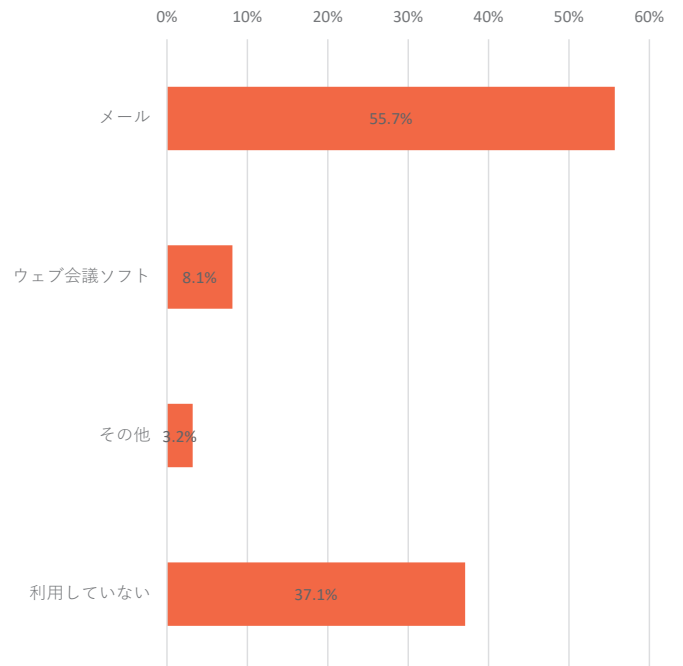


議員に係る調査 **住民との関わり③** / 執行部との関わり

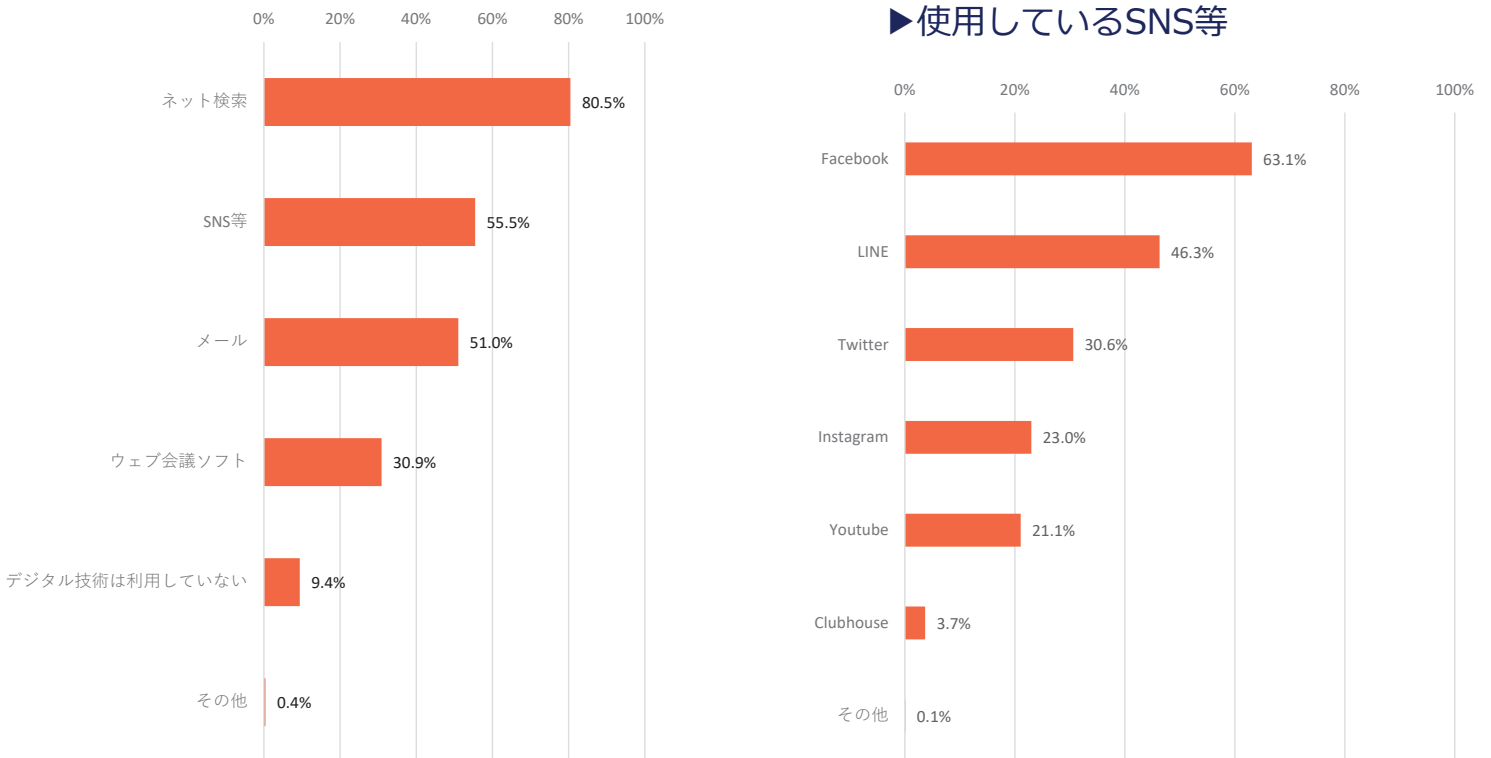
⑪・⑫ 使用しているウェブサイト・メールアドレスは、選挙活動の際に届け出たものと同じか



⑬ 執行部との関係で利用しているデジタル技術

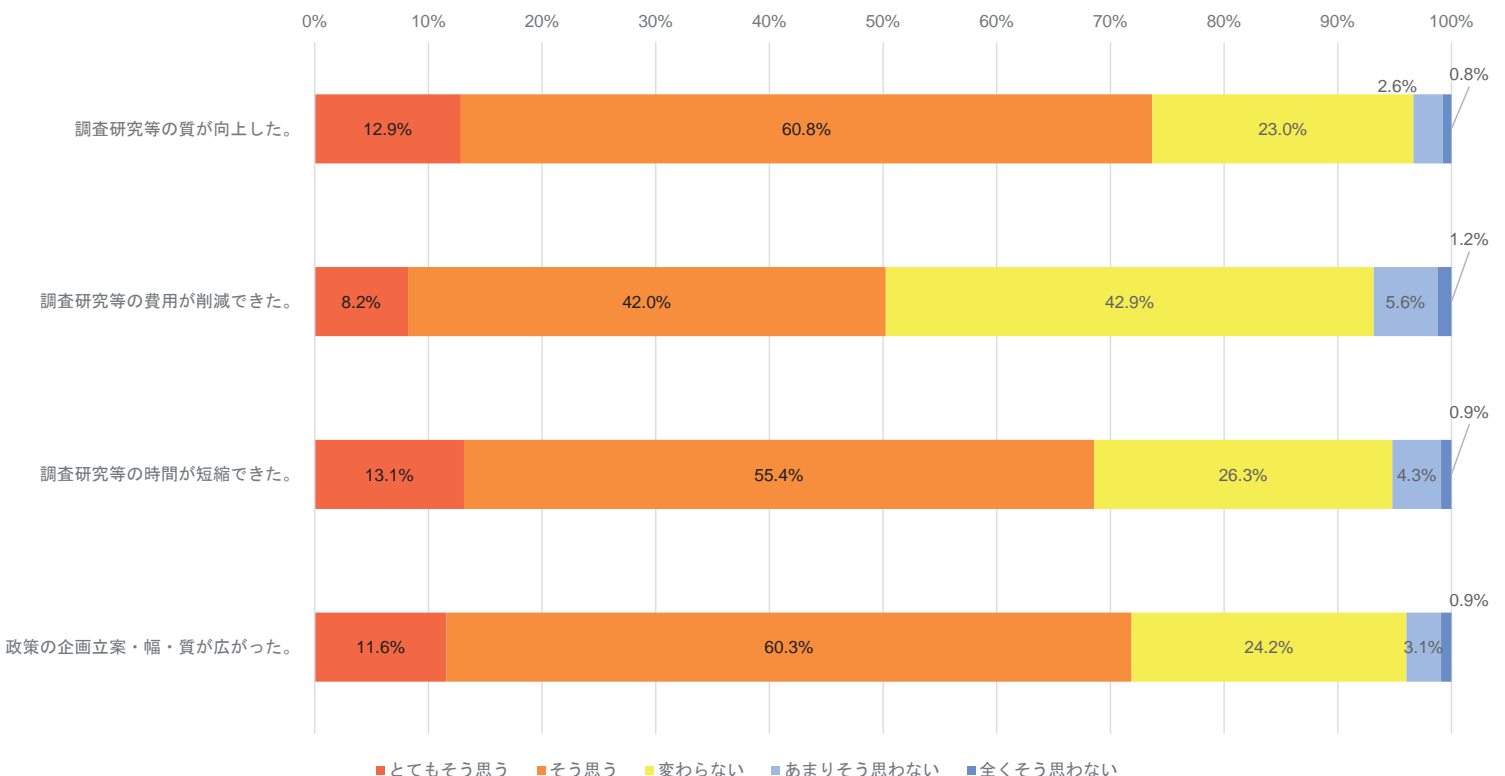


⑭ 政務活動において利用しているデジタル技術



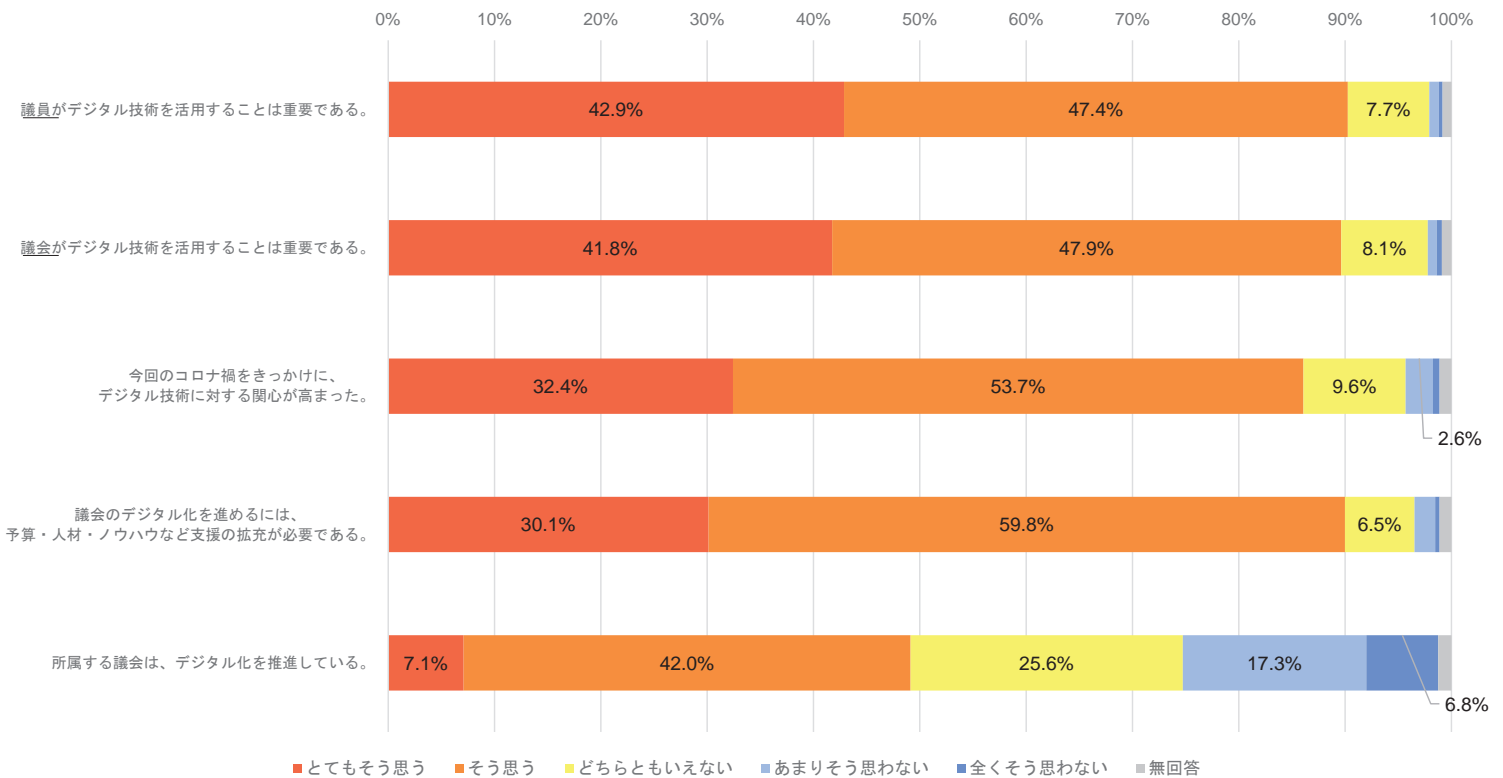
7

⑮ 政務活動におけるデジタル技術の利用による効果



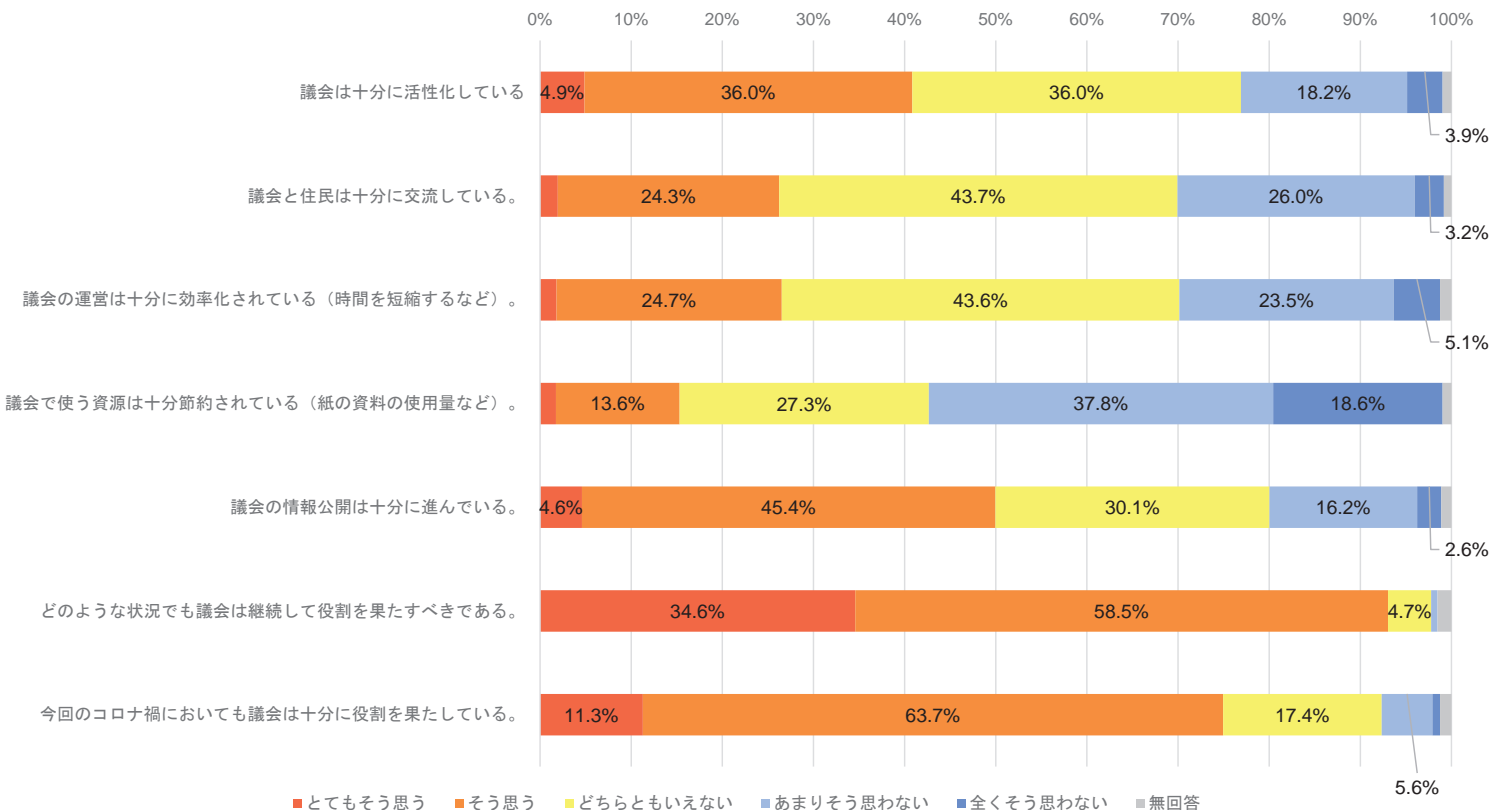
8

⑯ 議会のデジタル化に係る考え



9

⑰ 所属議会についての考え



⑱ 議会のデジタル化について、ご意見・お考え等ございましたら、ご記入ください。

- ・デジタル化・DXを進めるべき
- ・ペーパーレスが必要
- ・議員の意識改革・デジタルスキル向上が必要
- ・デジタル化についていけない議員へのフォローが必要
- ・ネットワーク環境、タブレット端末、大型モニタ等のハード整備が必要
- ・対面、紙などのアナログ手段も大切
- ・デジタル化は手段であって目的でない
- ・なんのためのデジタル化を考える必要
- ・セキュリティと効率のバランスが大切（セキュリティを厳しくすべきとする意見もあれば、緩やかにして効率を上げるべきとする意見もあった）
- ・オンライン議会（本会議又は委員会）を検討すべき
- ・住民への情報発信・住民からの意見収集や、住民参画の点からも活用すべき
- ・執行部ともあわせて進めるべき 等

11

## 事務局に係る調査

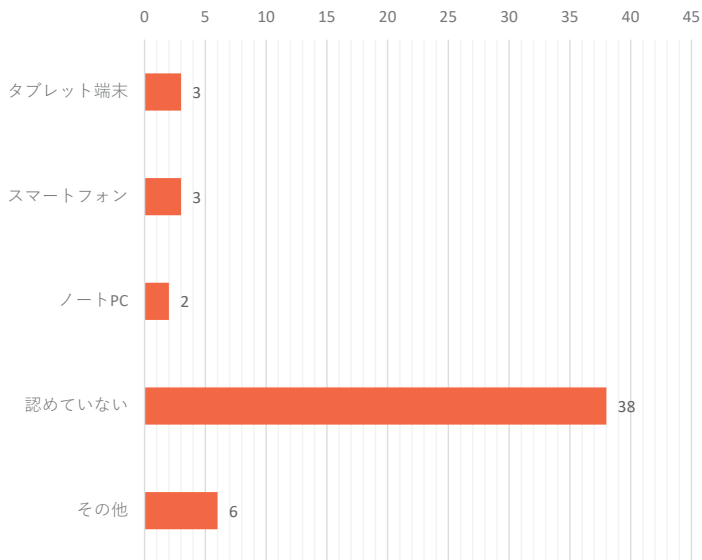
調査期間：令和3年3月11日～4月15日

調査方法：メールで調査URL・調査用紙を通知し、及び配付し、Web上の入力フォームへの入力又はメールにより回収

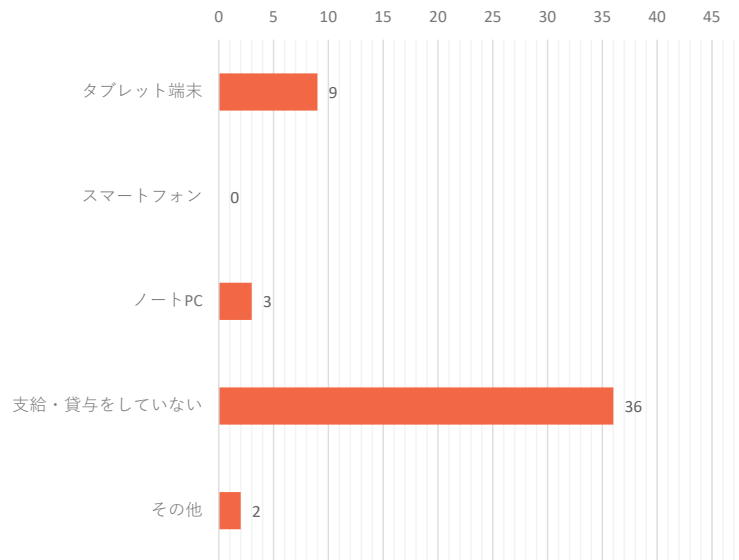
調査対象：全都道府県議会事務局（47）

12

① 本会議での使用のため、私物の持込みを認めているデジタル機器について、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)



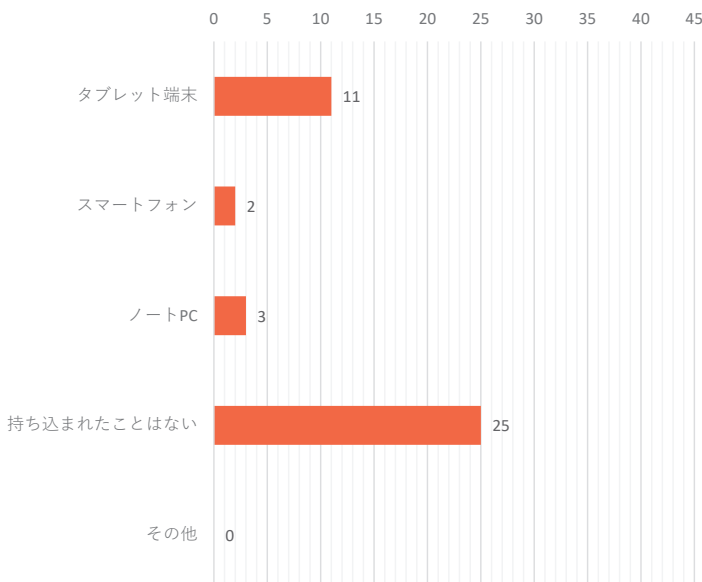
② 本会議での使用のため、議会として議員に支給し、又は貸与しているデジタル機器について、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)



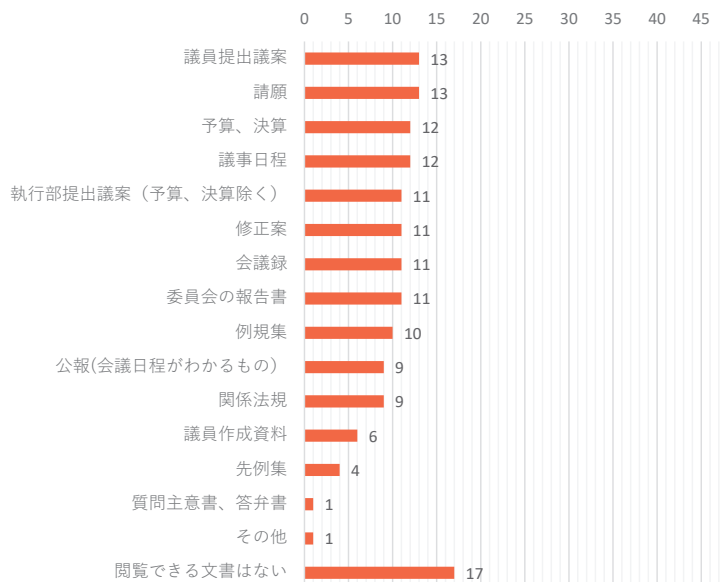
13

事務局に係る調査 **本会議におけるデジタル化②** (使用実績・閲覧可能文書)

③ ①及び②のうち、本会議中で使用された実績があるものを選んでください。(複数回答可)



④ ①及び②を使用して、デジタルで閲覧できる文書を選んでください。(複数回答可)

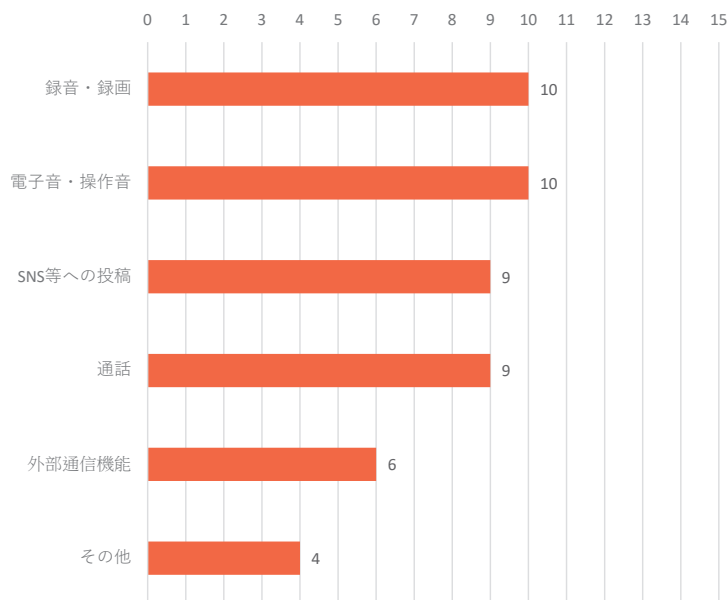
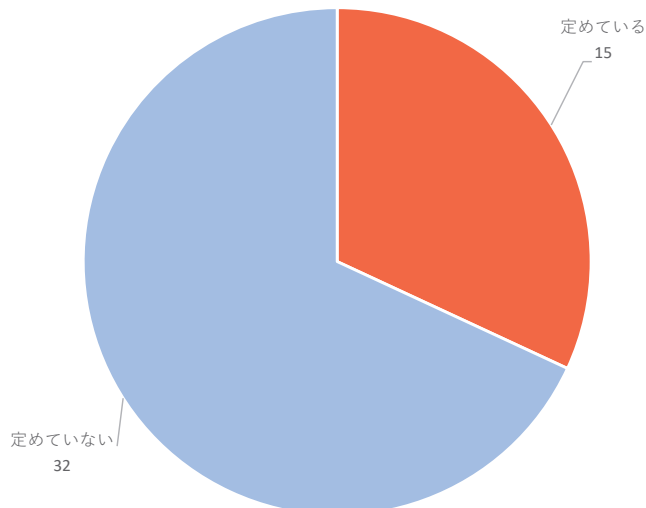




## 事務局に係る調査 本会議におけるデジタル化③（使用ルール・禁止事項）

⑤ 本会議でのデジタル機器の使用ルールを定めていますか。

▶「定めている」を選択した場合は、禁止事項を選んでください。（複数回答可）

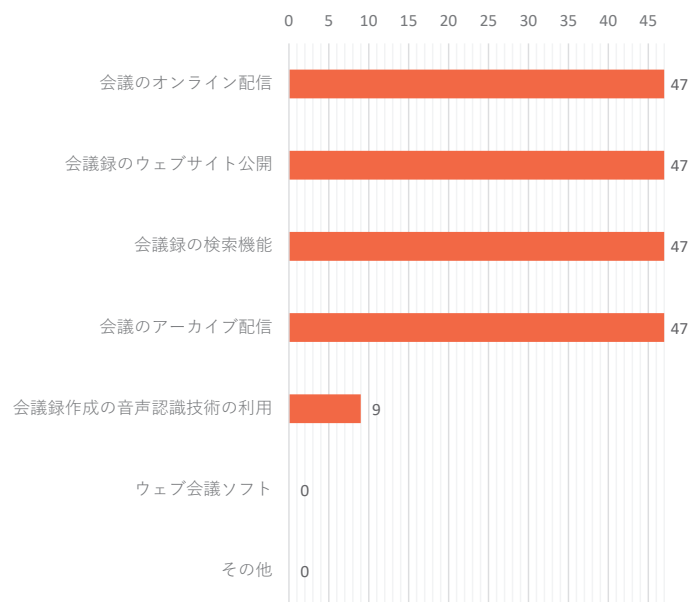
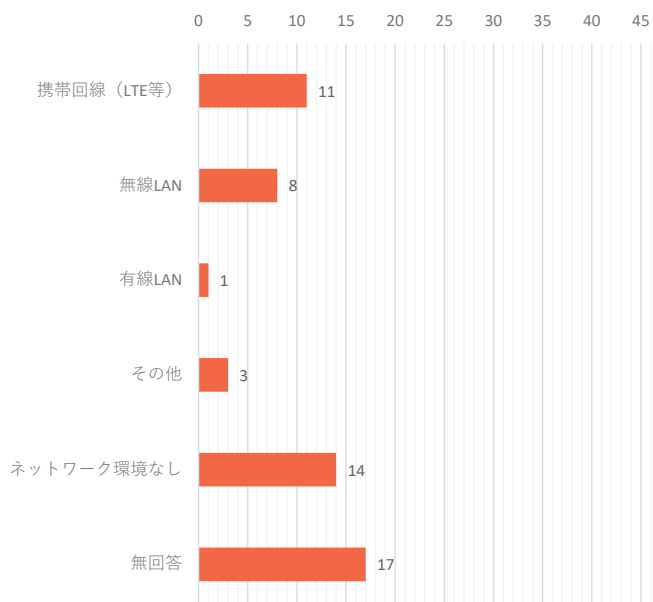


15

## 事務局に係る調査 本会議におけるデジタル化④（NW環境・利用中のデジタル技術）

⑥ 本会議の場面において、議会として用意しているネットワーク環境を選んでください。（複数回答可）

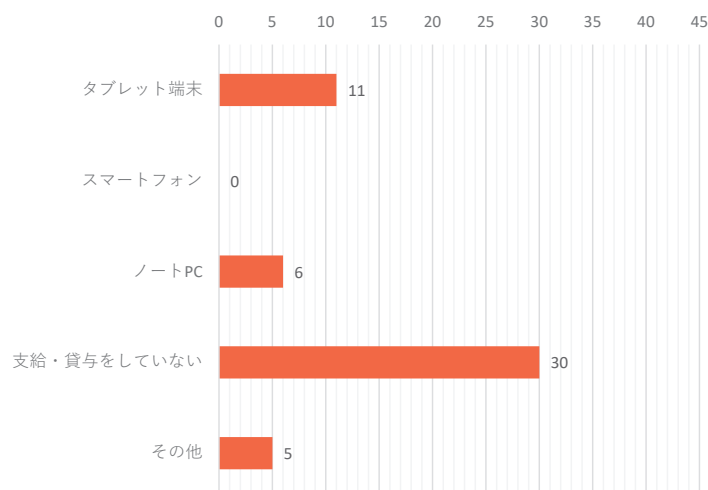
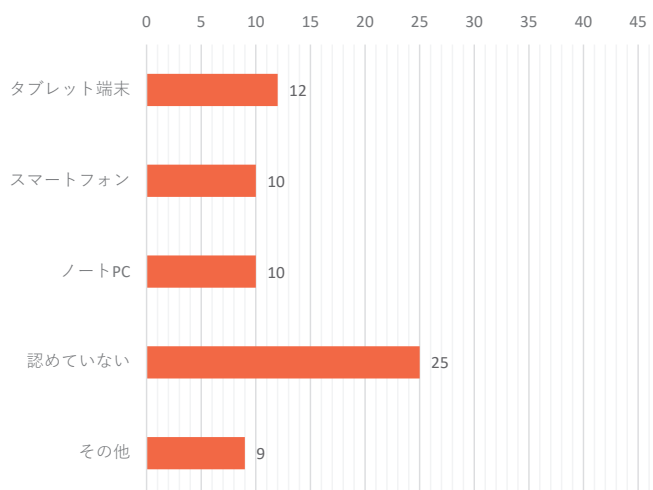
⑦ 本会議に関して利用しているデジタル技術を選んでください。（複数回答可）



16

① 委員会での使用のため、私物の持込みを認めているデジタル機器について、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)

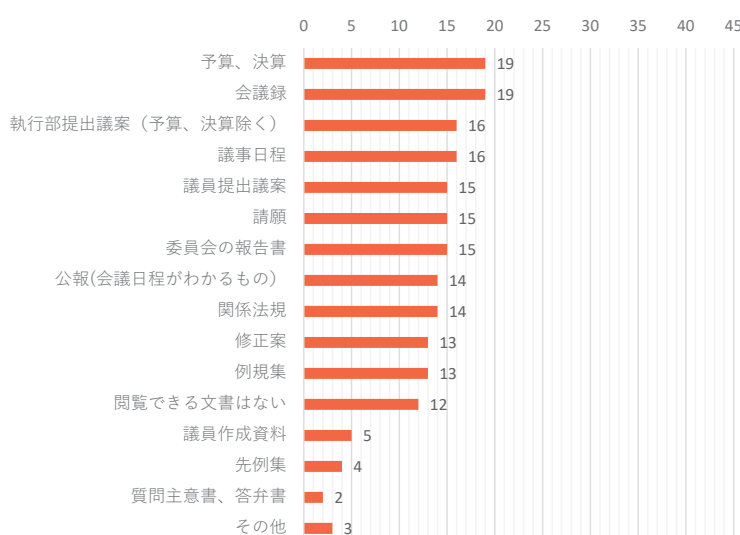
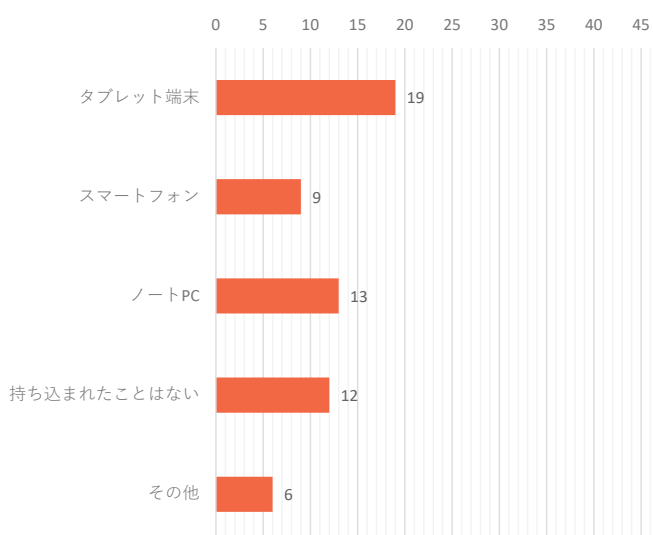
② 委員会での使用のため、議会として委員に支給し、又は貸与しているデジタル機器について、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)



17

③ ①及び②のうち、実際に委員会に持ち込まれたことがあるものを選んでください。(複数回答可)

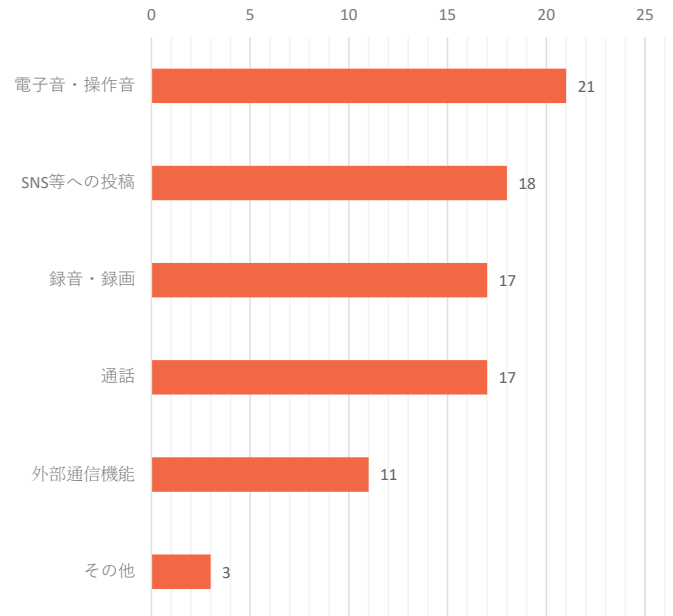
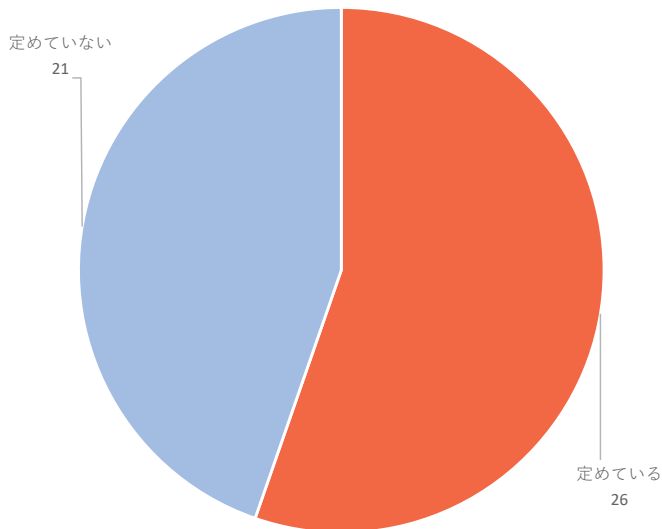
④ ①及び②を使用して、デジタルで閲覧できる文書を選んでください。(複数回答可)



## 事務局に係る調査 委員会におけるデジタル化③（使用ルール・禁止事項）

⑤ 委員会でのデジタル機器の使用ルールを定めていますか。

▶「定めている」を選択した場合は、禁止事項を選んでください。（複数回答可）

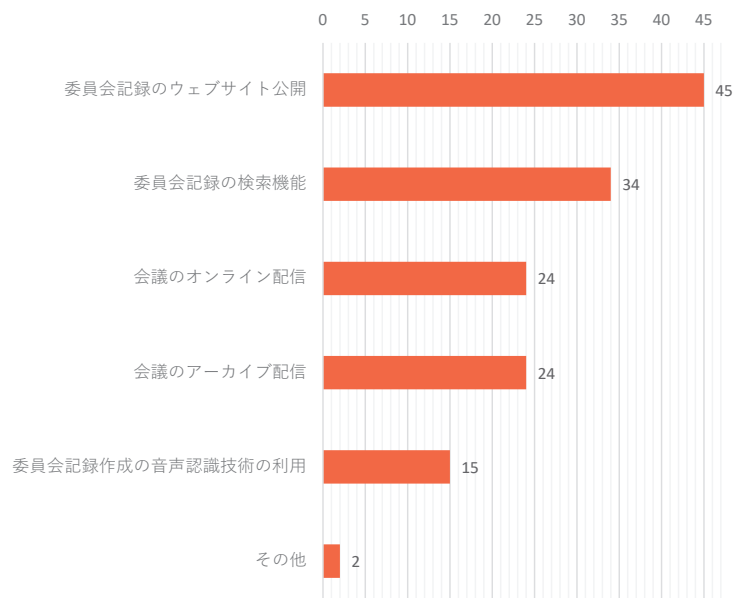
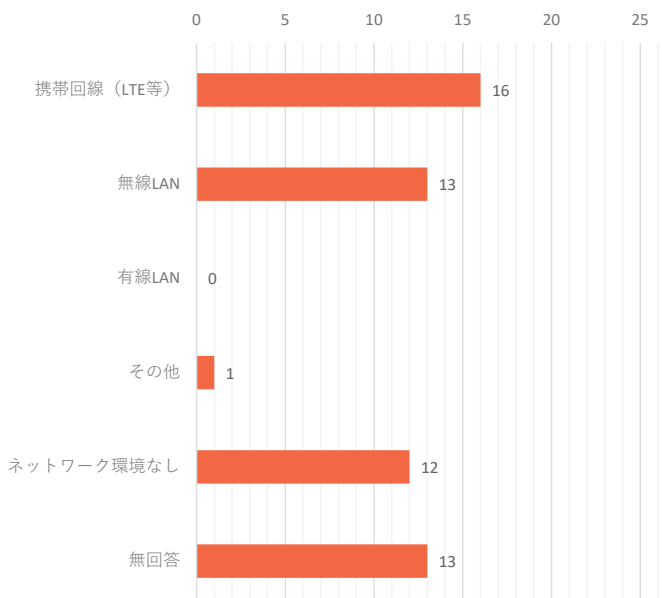


19

## 事務局に係る調査 委員会におけるデジタル化④（NW環境・利用中のデジタル技術）

⑥ 委員会の場面において、議会として用意しているネットワーク環境を選んでください。（複数回答可）

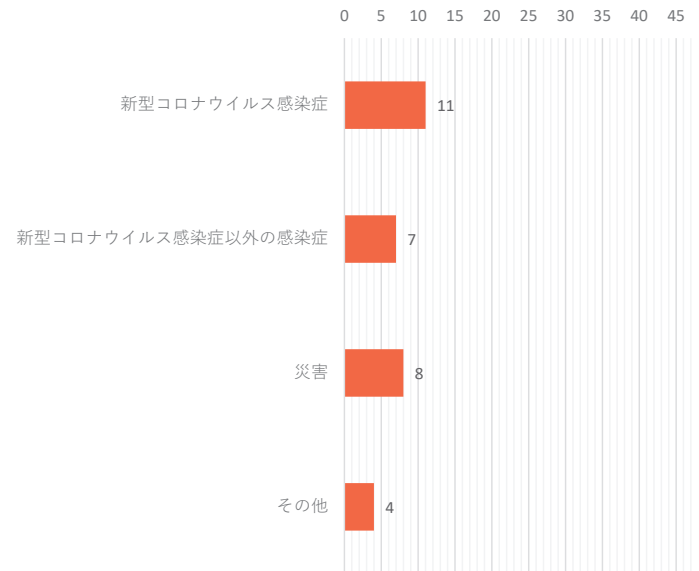
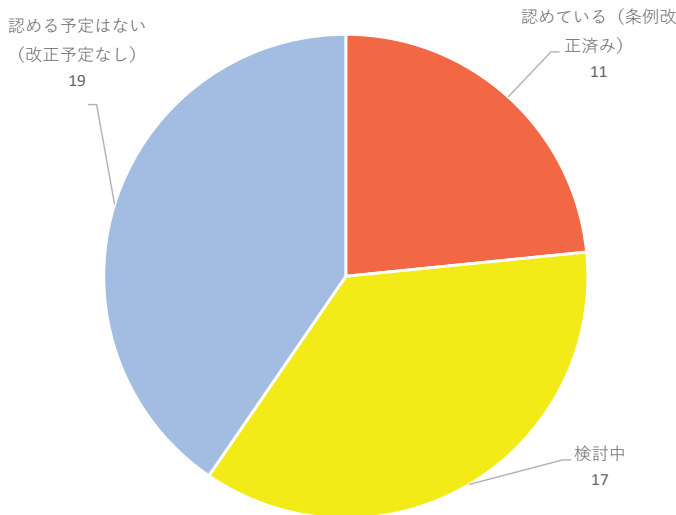
⑦ 委員会に関して利用しているデジタル技術を選んでください。（複数回答可）



20

⑧ 委員会へのオンラインでの参加を認めているか、現在の状況を選んでください(委員会条例の改正・検討状況を選んでください)。

⑨ ⑧で「認めている(条例改正済み)」を選択した場合、どのようなときに委員会のオンライン開催をすることを認めているかを選んでください。(複数回答可)

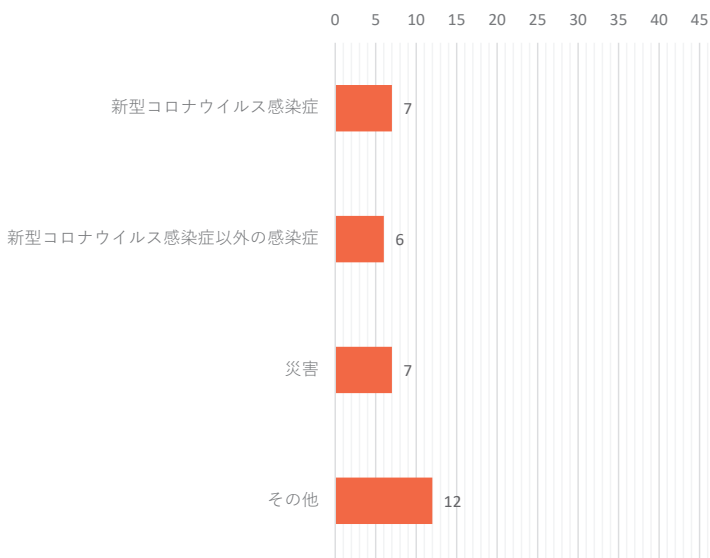


21

事務局に係る調査 **委員会におけるデジタル化⑥** (オンライン条例検討状況)

⑩ ⑧で「検討中」を選択した場合は、どのようなときに委員会のオンライン開催をすることを想定しているかを選んでください。(複数回答可)

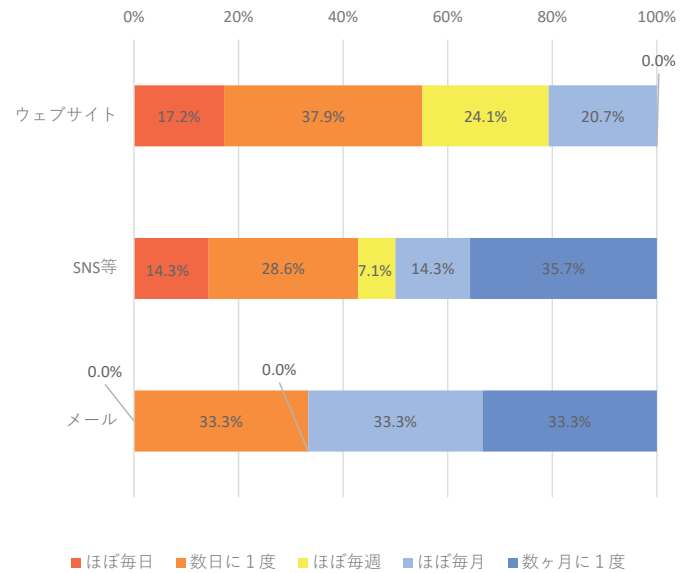
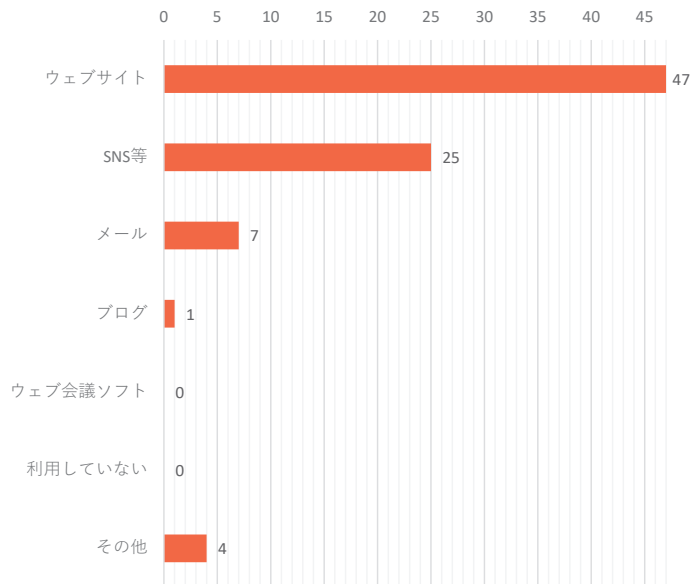
⑪ ⑧で「認める予定はない(改正予定なし)」を選択した場合は、その理由をご記入ください。



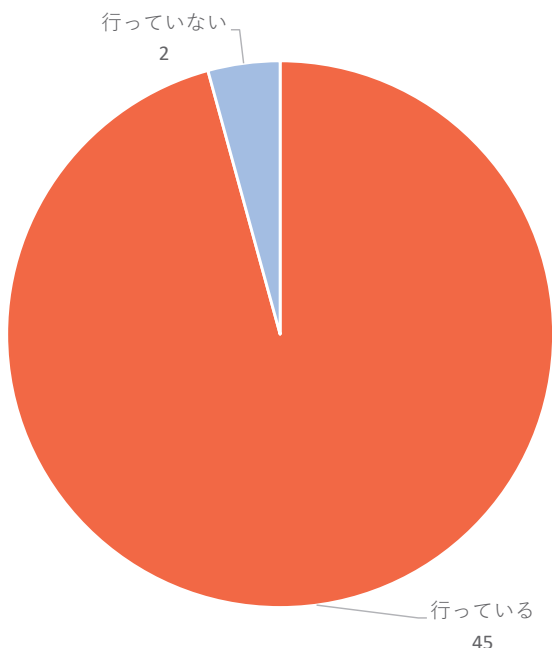
- ▶ 必要性は感じているが、具体の検討まで至っていない。
- ▶ 事務局内で研究中のため
- ▶ オンラインの導入の可否も含めて、必要に応じて今後検討する予定
- ▶ 現状では条例等未整備であり、検討する項目も多いため今後の実施に向けては慎重な議論が必要となる。
- ▶ 国会や他都道府県議会の動向を注視しているところ。
- ▶ 議員から特段の指示がないため
- ▶ これまで委員会等で検討事項としてあがったことがないため
- ▶ オンライン開催に係る環境整備等が不十分であること、また現状としては委員会開催に特段の支障をきたしていないことから改正予定なし 等

① 議会として住民に情報発信等する際に、利用しているデジタル技術を選んでください。(複数回答可)

②～⑤ 更新頻度を選んでください。

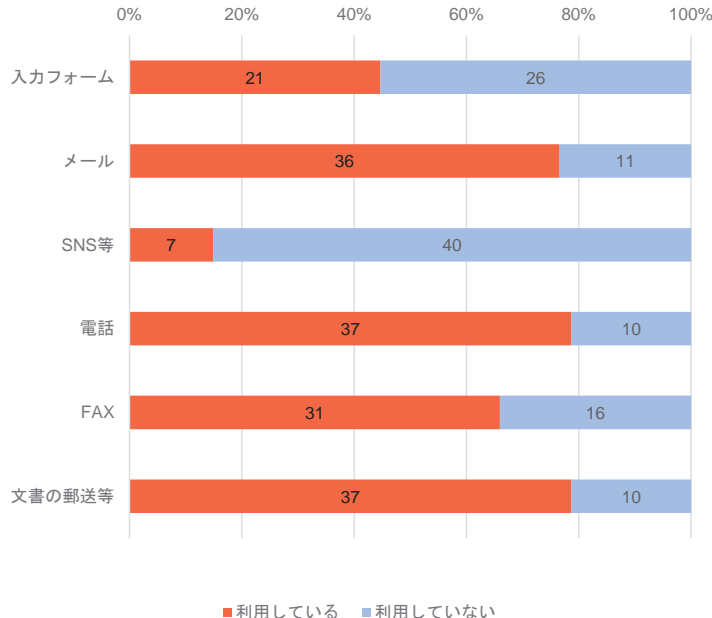
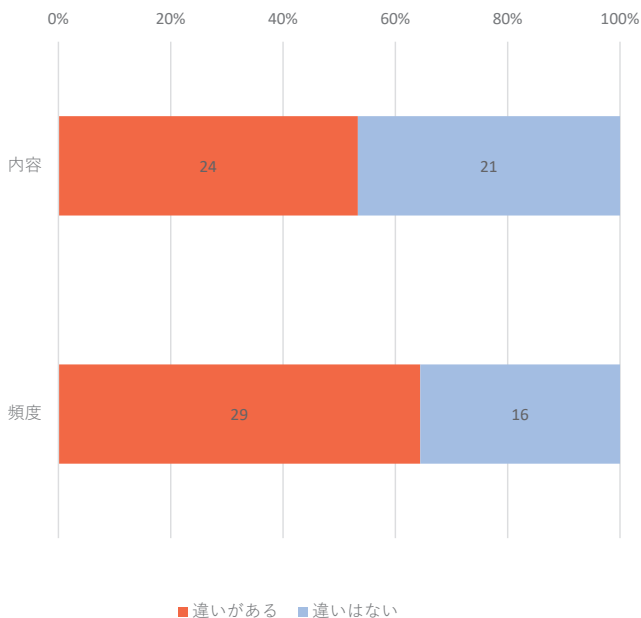


⑥ 議会として、いわゆるアナログ(文書等)による情報発信を行っていますか。



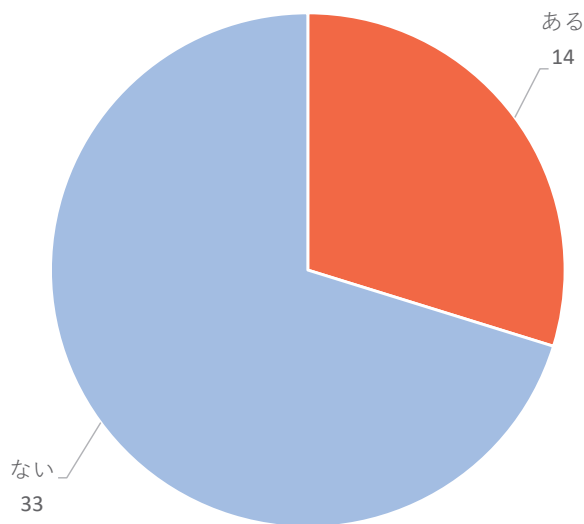
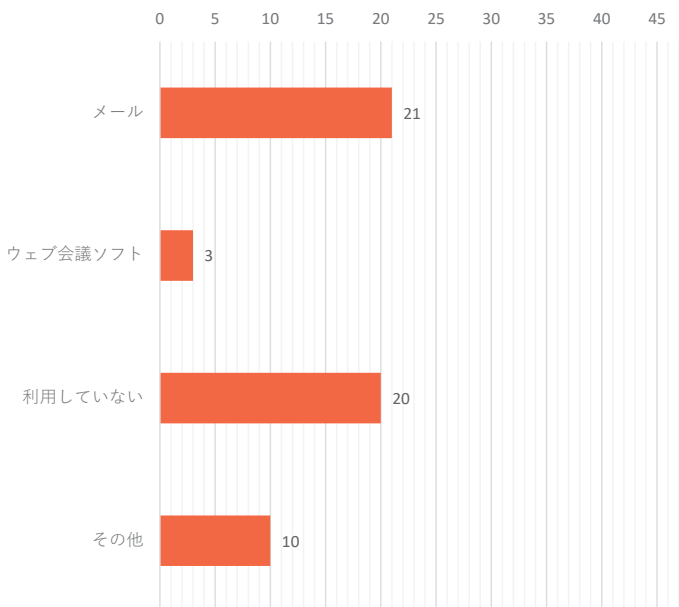
⑦ ①のデジタル技術で発信している情報と、⑥のいわゆるアナログで発信している情報に違いはありますか。

⑧ 議会が住民からの意見等を聴く手段として、利用しているものを選んでください。



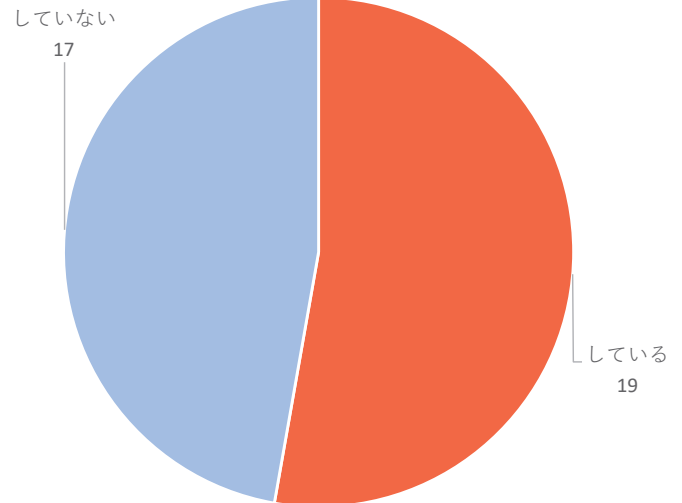
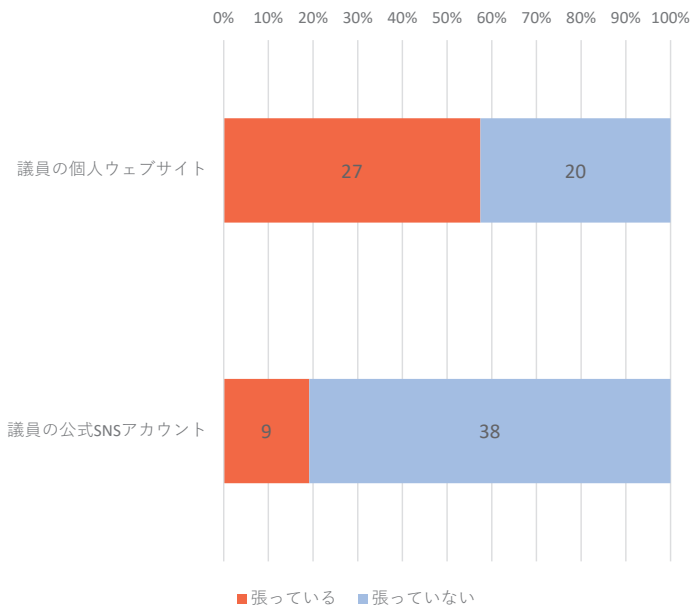
⑨ 議案の事前説明等、執行部との関係で利用しているデジタル技術を選んでください。(複数回答可)

⑩ これまで(①~⑨)答えたもの以外に、本会議・委員会以外の議会活動において、デジタル技術を活用しているものはありますか。



①・② 議会公式ウェブサイトから、議員のウェブサイト等へリンクを張っていますか。

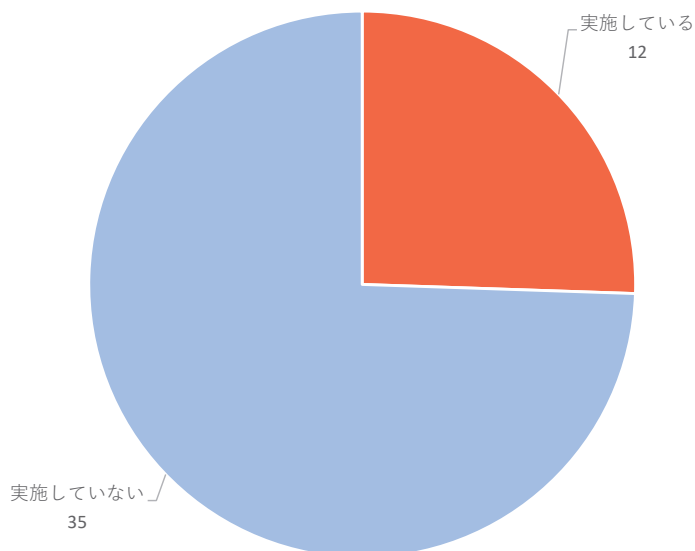
③ ①及び②について、公職選挙法上の配慮（例えば選挙期間中はリンクを削除する等）をしていますか。



27

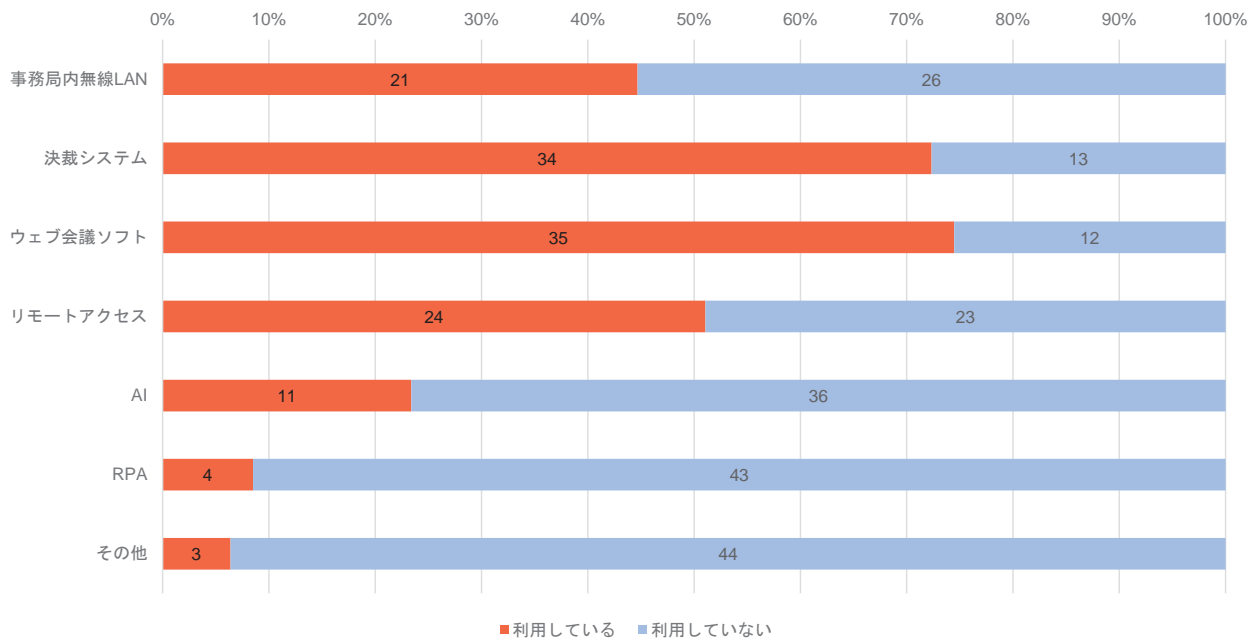
事務局に係る調査 **議員活動におけるデジタル化②** (議員へのデジタル研修)

④ 議員に対するデジタルに関する研修等の実施状況について、選んでください。



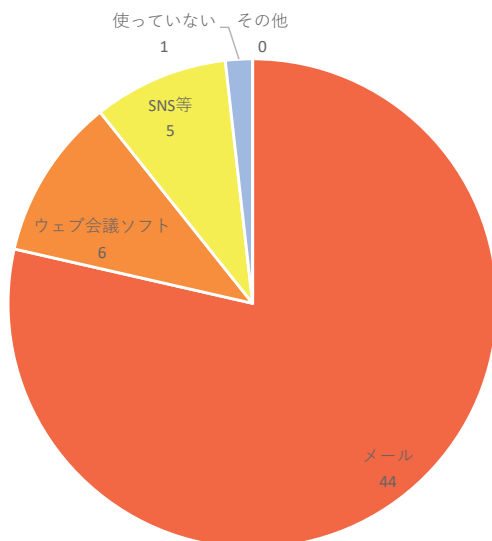
28

① 事務局として利用しているデジタル技術について、選んでください。



29

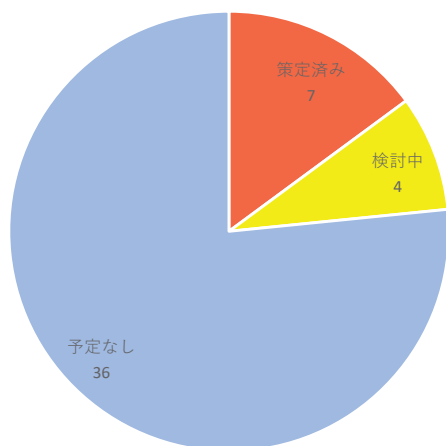
② 議員との連絡等で活用しているデジタル技術を選んでください。（複数回答可）



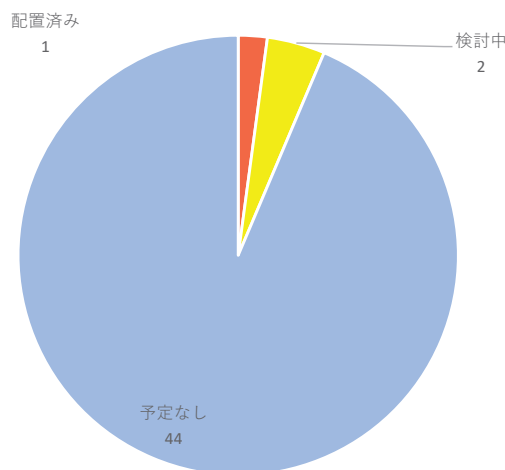
30



① デジタル化に向けた議会としての基本計画の策定状況について選んでください。



② デジタル化に関する専門的知識を有する職員等の議会への配置状況について選んでください。



31

③ 今回のコロナ禍の影響で導入することになったデジタル技術があればご記入ください。

- ▶タブレット端末の導入
- ▶ペーパーレス会議システムの導入
- ▶テレワークシステム（クラウド型グループウェア、リモートアクセス等）の導入
- ▶通信環境（VPN、ルータ等）の整備
- ▶ウェブ会議ソフト（ZOOM、Webex、Teams等）の導入
- ▶委員会へのオンライン出席の導入、委員会の視察のオンライン形式での実施 等

④ 議会のデジタル化に係る令和3年度予算の見込み（事業名・予算額）についてご記入ください。

- ▶無線LAN導入 予算額：685～13,362千円
- ▶タブレット端末整備事業 4,136千円～6,436千円
- ▶ICT化・ペーパーレス推進事業・2,500千円～123,522千円
- ▶議会インターネット中継 46,729千円 等

32

⑤ 議会におけるデジタル技術導入にかかったコスト（事業名・金額）についてご記入ください。

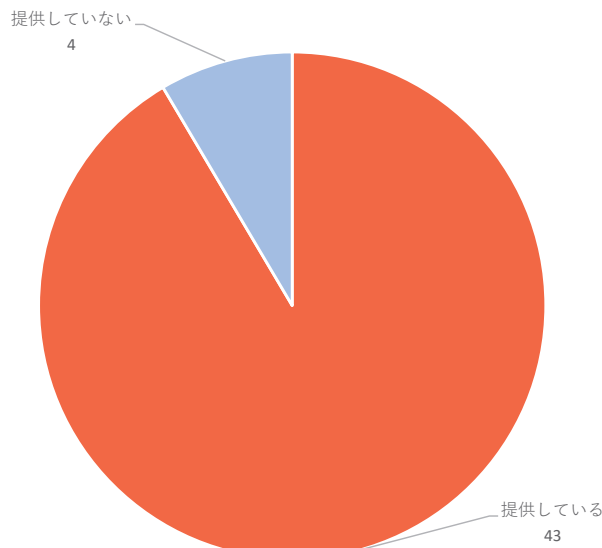
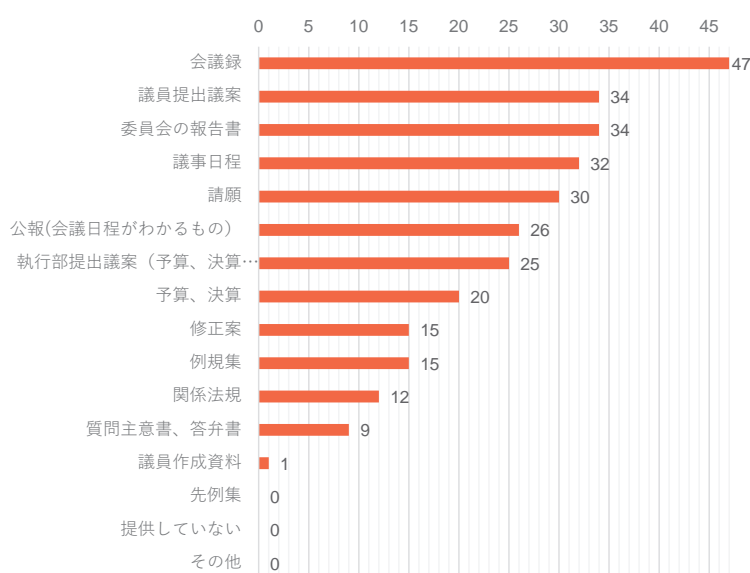
- ▶無線LAN導入 予算額：2,730～40,000千円
- ▶タブレット端末整備事業 1,292千円～13,770千円
- ▶ICT化・ペーパーレス推進事業 3,176千円～114,797千円
- ▶議会インターネット中継 115,775千円
- ▶オンライン委員会に係る整備費：3,150千円
- ▶音声文字化システムの運用 571千円 等

⑥ 議会におけるデジタル技術導入で削減できたコスト（事業名・金額）についてご記入ください。

- ▶会議録印刷経費 年間約10,000千円
- ▶ペーパーレス化に伴う紙資源の削減：年間約47万7千枚
- ▶印刷、通信、登庁経費等で年間約1千万円削減さらに人的コストを削減
- ▶試行導入のため紙資料と併用しており、削減はできていない。 等

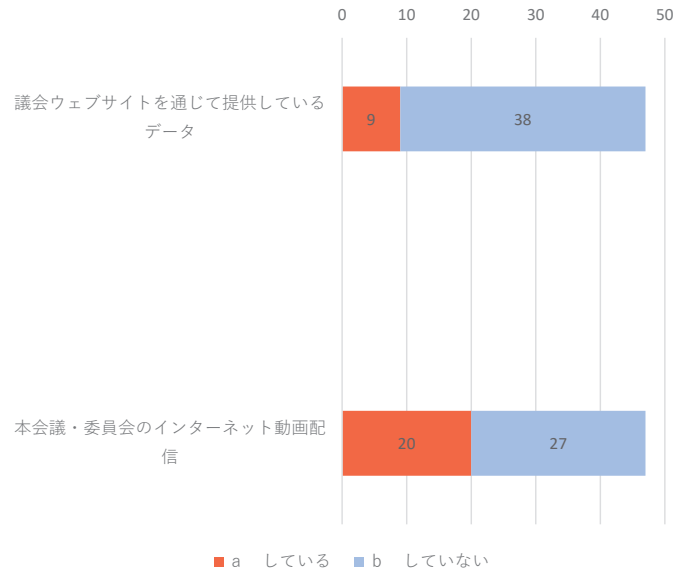
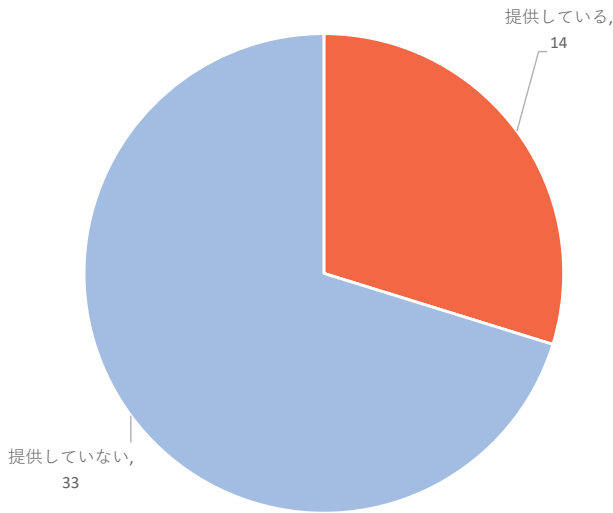
⑦ 議会ウェブサイト等を通じて（開示請求等によらないで）、住民にデジタルデータを提供しているものを選んでください。（複数回答可）

⑧ ⑦で提供しているデータについて、検索システムも提供していますか。

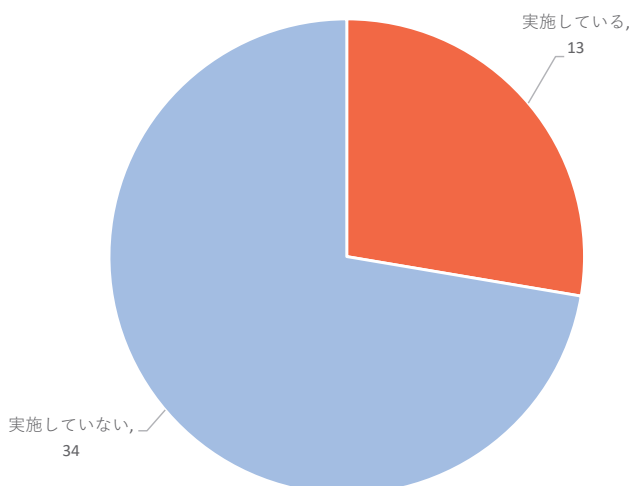


⑨ ⑦で提供しているデータについて、汎用データフォーマット（XML形式等）での提供を行っていますか。

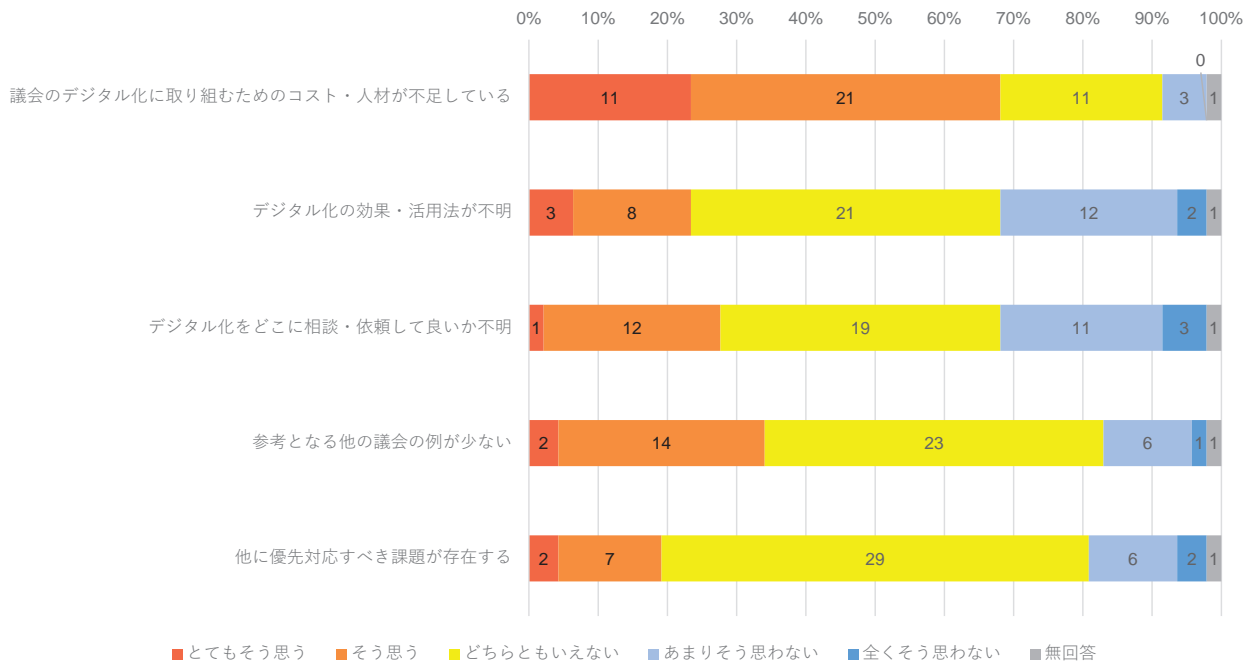
⑩ ⑦で提供しているデータに含まれる情報について、著作権法上の整理をしていますか（例えば、複製、翻案等をどのような場合に認めるか等）。



⑫ 職員に対するデジタルに関する研修等の実施状況について、選んでください。



⑬ 次の項目が議会のデジタル化を推進する上での課題と考えられるかについて、選んでください。



⑭ ⑬以外に議会のデジタル化を推進する上での課題と考えられるものがあれば、ご記入ください。

- ・議員ごとのデジタル機器・ソフトの習熟度や関心の度合いに差があり、個々の議員へのフォロー、誰でも容易に扱えるシステムの構築が必要
- ・議会のネットワークがLGWANと共用できない中で、情報セキュリティの担保が必要
- ・整備予算の確保
- ・法的課題（著作権法との整合、請願等の提出について文書によることとされていること、正副議長選挙等の議会において行う選挙については、公職選挙法第46条第1項が適用されるため、選挙人が自書により投票を行わなければならないとされていること等）の解決
- ・職員のデジタル化に対する知識不足もあり、運用する事務局のスキルアップが必要
- ・ロードマップの策定、執行部との役割分担等
- ・デジタル化のデメリット（資料のチェック等、紙媒体の方が便利な場面があること等）も考慮する必要等

⑮ デジタル化に向けて国への要望事項があればご記入ください。

- ・財政上の措置（交付金の創設や導入経費補助等の予算措置、交付税措置等）を図ってほしい。
- ・デジタル化に向けての手順や技術指針、活用事例等を示してほしい。
- ・法的課題の解決を図ってほしい（本会議へのオンライン出席を可能とするための地方自治法上の「出席」の解釈に係る課題の解決、電子的方法による請願を可能とするための請願法及び地方自治法の改正、参考人のリモート出席を可能とするための地方自治法上の整理、議会において行う選挙について電磁的方法による投票を可能とするための公職選挙法等の改正、著作権・個人情報保護に係る課題の整理等）。
- ・デジタル化に係る相談窓口の設置や、人的支援をしてもらいたい。等

# 都道府県議会のデジタル化に関する調査

(令和3年3月1日現在)

回答に当たっては、下記の事項をご承諾の上、調査票にご記入ください。

- ① この調査は、都道府県議会のデジタル化推進本部及び専門委員会において、都道府県議会の運営等のデジタル化に関する方策を検討するための参考資料とするため、全国都道府県議会議長会事務局が行う調査です。
- ② この調査で得られた情報は、統計的に処理した上で、上記の参考資料として利用します。また、統計的に処理する前のデータは、分析のため専門委員会に提供する場合を除いて、第三者に提供することはありません。

【ご自身についてお聞かせください。】

- ① 年齢を選んでください。  
 a 30歳未満      b 30歳以上35歳未満      c 35歳以上40歳未満      d 40歳以上45歳未満      e 45歳以上50歳未満      f 50歳以上55歳未満  
 g 55歳以上60歳未満      h 60歳以上65歳未満      i 65歳以上70歳未満      j 70歳以上75歳未満      k 75歳以上80歳未満      l 80歳以上
- ② 期数を選んでください。  
 a 1期      b 2期      c 3期      d 4期      e 5期      f 6期以上
- ③ 選挙区定数を選んでください。  
 a 1人      b 2人      c 3人      d 4人      e 5人      f 6人以上

【住民への情報発信や住民からの意見収集におけるデジタル化についてお聞かせください。】

- ④ いわゆるアナログの広報手段で利用しているものを選んでください。（複数回答可）  
 a 県政報告（紙）      b 県政報告会      c 街頭演説      d アナログな手段は利用していない      e その他
- ▶「e その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
 [ ]
- ⑤ 住民に情報発信したり、住民から意見を収集するために、利用しているデジタル技術を選んでください。（複数回答可）  
 a 自分のウェブサイト      b 自分のブログ      c メール      d ウェブ会議ソフト      e SNS等      f デジタルな手段は利用していない      g その他
- ▶「g その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
 [ ]
- ⑥ ⑤で「a 自分のウェブサイト」を選択した場合は、更新頻度を選んでください（複数ある場合には、最も更新頻度が高いもの）。  
 a ほぼ毎日      b 数日に1度      c ほぼ毎週      d ほぼ毎月      e 数ヶ月に1度      f その他
- ⑦ ⑤で「b 自分のブログ」を選択した場合は、送信頻度を選んでください（複数ある場合には、最も更新頻度が高いもの）。  
 a ほぼ毎日      b 数日に1度      c ほぼ毎週      d ほぼ毎月      e 数ヶ月に1度      f その他
- ⑧ ⑤で「c メール」を選択した場合は、送信頻度を選んでください。  
 a ほぼ毎日      b 数日に1度      c ほぼ毎週      d ほぼ毎月      e 数ヶ月に1度      f その他
- ⑨ ⑤で「e SNS等」を選択した場合は、更新頻度を選んでください（複数ある場合には、最も更新頻度が高いもの）。  
 a ほぼ毎日      b 数日に1度      c ほぼ毎週      d ほぼ毎月      e 数ヶ月に1度      f その他
- ⑩ ⑤による効果と感ずるものを選んでください。

▶住民の声を聞く回数が増えた。

- a とてもそう思う      b そう思う      c 変わらない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない

▶住民の声により深く把握できるようになった。

- a とてもそう思う      b そう思う      c 変わらない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない

▶今までより広い範囲の住民の声が把握できるようになった。

- a とてもそう思う      b そう思う      c 変わらない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない

▶住民に対して、より詳細に自分の声を届けられるようになった。

- a とてもそう思う      b そう思う      c 変わらない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない

- ⑪ ⑤で「a 自分のウェブサイト」、「b 自分のブログ」又は「e SNS等」を選択した場合、そのウェブサイト等は、選挙活動の際に届け出たものと同じものか、選んでください。

- a 同じ      b 異なる

- ⑫ ⑤で「c メール」を選択した場合、そのメールアドレスは、選挙活動で使用したメールアドレスと同じものか、選んでください。

- a 同じ      b 異なる

【執行部との関係におけるデジタル化についてお聞かせください。】

- ⑬ 議案の事前説明など、執行部との関係で利用しているデジタル技術を選んでください。（複数回答可）

- a メール      b ウェブ会議ソフト      c デジタル技術は利用していない      d その他

▶「d その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。

[ ]

【政務活動におけるデジタル化についてお聞かせください。】

- ⑭ 調査研究活動等（いわゆる政務活動）において利用しているデジタル技術を選んでください。（複数回答可）

- a ネット検索      b メール      c ウェブ会議ソフト      d SNS等      e デジタル技術は利用していない      f その他

▶「d SNS等」を選択した場合は、使用しているSNS等を選んでください。（複数回答可）

- a Facebook      b Twitter      c Instagram      d Youtube      e LINE      f Clubhouse  
 g その他（ ）

▶「f その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。

[ ]

- ⑮ ⑭による効果と感ずるものを選んでください。

▶調査研究等の質が向上した。

- a とてもそう思う      b そう思う      c 変わらない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない
- ▶調査研究等の費用が削減できた。
- a とてもそう思う      b そう思う      c 変わらない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない
- ▶調査研究等の時間が短縮できた。
- a とてもそう思う      b そう思う      c 変わらない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない
- ▶政策の企画立案・幅・質が広がった。
- a とてもそう思う      b そう思う      c 変わらない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない

**【議会のデジタル化全般についてお聞かせください。】**

- ⑩ 議会のデジタルに係る以下の項目について、あなたのお考えに近いものを、それぞれ1つ選んでください。
- ▶議員がデジタル技術を活用することは重要である。
- a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない
- ▶議会がデジタル技術を活用することは重要である。
- a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない
- ▶所属する議会は、デジタル化を推進している。
- a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない
- ▶議会のデジタル化を進めるには、予算・人材・ノウハウなど支援の拡充が必要である。
- a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない
- ▶今回のコロナ禍をきっかけに、デジタル技術に対する関心が高まった。
- a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない

**【あなたが所属する議会の状況についてお聞かせください。】**

- ⑪ あなたが所属する議会について、あなたのお考えに近いものを、それぞれ1つ選んでください。
- ▶議会は十分に活性化している
- a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない
- ▶議会と住民は十分に交流している。
- a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない
- ▶議会の運営は十分に効率化されている（時間を短縮するなど）。
- a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない
- ▶議会で使う資源は十分節約されている（紙の資料の使用量など）。

- a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない
- ▶議会の情報公開は十分に進んでいる。
- a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない
- ▶どのような状況でも議会は継続して役割を果たすべきである。
- a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない
- ▶今回のコロナ禍においても議会は十分に役割を果たしている。
- a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない

**【その他、ご意見・お考えをお聞かせください。】**

- ⑫ 議会のデジタル化について、ご意見・お考え等ございましたら、ご記入ください。

[

]

# 都道府県議会のデジタル化に関する調査

(令和3年3月1日現在)

議会名		
ふりがな		
御担当者名		
御連絡先	Tel	
	Mail	

この調査は、都道府県議会のデジタル化推進本部及び専門委員会が、都道府県議会の運営等に関するデジタル化の推進に関する調査研究のために行う調査です。



事務局調査用紙

1 本会議におけるデジタル化の状況

- ① 本会議での使用のため、私物の持込みを認めているデジタル機器について、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)  
 a タブレット端末    b スマートフォン    c ノートPC    d 認めていない    e その他  
 ▶「e その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
 [ ]
- ② 本会議での使用のため、議会として議員に支給し、又は貸与しているデジタル機器について、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)  
 a タブレット端末    b スマートフォン    c ノートPC    d 支給・貸与をしていない    e その他  
 ▶「e その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
 [ ]
- ③ ①及び②のうち、本会議中で使用された実績があるものを選んでください。(複数回答可)  
 a タブレット端末    b スマートフォン    c ノートPC    d 持ち込まれたことはない    e その他  
 ▶「e その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
 [ ]
- ④ ①を使用して、デジタルで閲覧できる文書を選んでください。(複数回答可)  
 a 執行部提出議案(予算、決算除く)    b 議員提出議案    c 予算、決算    d 修正案    e 質問主意書、答弁書  
 f 請願    g 会議録    h 公報(会議日程がわかるもの)    i 議事日程    j 委員会の報告書  
 k 議員作成資料    l 関係法規    m 先例集    n 例規集    o 閲覧できる文書はない  
 p その他  
 ▶「p その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
 [ ]
- ⑤ 本会議でのデジタル機器の使用ルールを定めていますか。  
 a 定めている    b 定めていない  
 ▶「a 定めている」を選択した場合は、差し支えなければ本会議でのデジタル機器の使用ルールを御恵与ください。  
 ▶「a 定めている」を選択した場合は、禁止事項を選んでください。(複数回答可)  
 a SNS等への投稿    b 録音・録画    c 通話    d 電子音・操作音    e 外部通信機能    f その他

▶「f その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
 [ ]

- ⑥ 本会議の場において、議会として用意しているネットワーク環境を選んでください。(複数回答可)  
 a 有線LAN    b 無線LAN    c 携帯回線(LTE等)    d その他  
 ▶「d その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
 [ ]
- ⑦ 本会議に関して利用しているデジタル技術を選んでください。(複数回答可)  
 a 会議のオンライン配信    b 会議のアーカイブ配信    c 会議録作成の音声認識技術の利用    d 会議録のウェブサイト公開    e 会議録の検索機能    f ウェブ会議ソフト  
 g その他  
 ▶「g その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
 [ ]

2 委員会におけるデジタル化の状況

- ① 委員会での使用のため、私物の持込みを認めているデジタル機器について、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)  
 a タブレット端末    b スマートフォン    c ノートPC    d 認めていない    e その他  
 ▶「e その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
 [ ]
- ② 委員会での使用のため、議会として委員に支給し、又は貸与しているデジタル機器について、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)  
 a タブレット端末    b スマートフォン    c ノートPC    d 支給・貸与をしていない    e その他  
 ▶「e その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
 [ ]
- ③ ①及び②のうち、実際に委員会に持ち込まれたことがあるものを選んでください。(複数回答可)  
 a タブレット端末    b スマートフォン    c ノートPC    d 持ち込まれたことはない    e その他  
 ▶「e その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
 [ ]
- ④ ①及び②を使用して、デジタルで閲覧できる文書を選んでください。(複数回答可)  
 a 執行部提出議案(予算、決算除く)    b 議員提出議案    c 予算、決算    d 修正案    e 質問主意書、答弁書

- f 請願                      g 会議録                      h 公報(会議日程がわかるもの)                      i 議事日程                      j 委員会の報告書
- k 議員作成資料              l 関係法規                      m 先例集                      n 例規集                      o 閲覧できる文書はない
- p その他

▶「p その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。

[

⑤ 委員会でのデジタル機器の使用ルールを定めていますか。

- a 定めている                      b 定めていない

▶「a 定めている」を選択した場合は、差し支えなければ委員会でのデジタル機器の使用ルールを御恵与ください。

▶「a 定めている」を選択した場合は、禁止事項を選んでください。(複数回答可)

- a SNS等への投稿              b 録音・録画                      c 通話                      d 電子音・操作音                      e 外部通信機能                      f その他

▶「f その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。

[

⑥ 委員会の場面において、議会として用意しているネットワーク環境を選んでください。(複数回答可)

- a 有線LAN                      b 無線LAN                      c 携帯回線(LTE等)                      d その他

▶「d その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。

[

⑦ 委員会に関して利用しているデジタル技術を選んでください。(複数回答可)

- a 会議のオンライン配信              b 会議のアーカイブ配信                      c 委員会記録作成の音声認識技術の利用                      d 委員会記録のウェブサイト公開                      e 委員会記録の検索機能

⑧ 委員会へのオンラインでの参加を認めているか、現在の状況を選んでください(委員会条例の改正・検討状況を選んでください)。

- a 認めている(条例改正済み)                      b 検討中                      c 認める予定はない(改正予定なし)

⑨ ⑧で「a 認めている(条例改正済み)」を選択した場合は、次の設問にご回答ください。

▶どのようなときに委員会のオンライン開催をすることを認めているかを選んでください。(複数回答可)

- a 新型コロナウイルス感染症                      b 新型コロナウイルス感染症以外の感染症                      c 災害                      d その他

▶「d その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。

[

▶実際に委員会のオンライン開催を行ったことがある場合、具体的な事例についてご記入ください。

[

▶実際に委員会のオンライン開催を行ったことがある場合、その際に生じた問題点があれば、ご記入ください。

[

▶本人確認の方法(実際に委員会のオンライン開催を行ったことがない場合は、想定している方法)について、ご記入ください。

[

▶「差し支えなければ、条例を始め関連例規、規程等を御恵与ください。

⑩ ⑧で「b 検討中」を選択した場合は、どのようなときに委員会のオンライン開催をすることを想定しているかを選んでください。(複数回答可)

- a 新型コロナウイルス感染症                      b 新型コロナウイルス感染症以外の感染症                      c 災害                      d その他

▶「d その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。

[

⑪ ⑧で「c 認める予定はない(改正予定なし)」を選択した場合は、その理由をご記入ください。

[

3 本会議・委員会以外の場面におけるデジタル化の状況

① 議会として住民に情報発信等する際に、利用しているデジタル技術を選んでください。(複数回答可)

- a ウェブサイト                      b ブログ                      c メール                      d ウェブ会議ソフト                      e SNS等                      f 利用していない
- g その他

▶「g その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。

[

② ①で「a ウェブサイト」を選択した場合は、更新頻度を選んでください。

- a ほぼ毎日                      b 数日に1度                      c ほぼ毎週                      d ほぼ毎月                      e 数ヶ月に1度                      f その他

③ ①で「b ブログ」を選択した場合は、送信頻度を選んでください。

- a ほぼ毎日                      b 数日に1度                      c ほぼ毎週                      d ほぼ毎月                      e 数ヶ月に1度                      f その他

④ ①で「c メール」を選択した場合は、送信頻度を選んでください。

- a ほぼ毎日                      b 数日に1度                      c ほぼ毎週                      d ほぼ毎月                      e 数ヶ月に1度                      f その他

⑤ ①で「e SNS等」を選択した場合は、更新頻度を選んでください。

- a ほぼ毎日                      b 数日に1度                      c ほぼ毎週                      d ほぼ毎月                      e 数ヶ月に1度                      f その他

⑥ 議会として、いわゆるアナログ(文書等)による情報発信を行っていますか。

- a 行っている                      b 行っていない

⑦ ①のデジタル技術で発信している情報と、⑥のいわゆるアナログで発信している情報に違いはありますか。

▶内容

- a 違いがある                      b 違いはない  
▶「a 違いがある」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
[ ]

▶頻度

- a 違いがある                      b 違いはない  
▶「a 違いがある」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
[ ]

⑧ 議会が住民からの意見等を聴く手段として、利用しているものを選んでください（利用しているものについては件数もご記入ください。）。

▶議会ウェブサイトにおける入力フォーム

- a 利用している                      b 利用していない  
(年 件程度)

▶メール

- a 利用している                      b 利用していない  
(年 件程度)

▶SNS等

- a 利用している                      b 利用していない  
(年 件程度)

▶電話

- a 利用している                      b 利用していない  
(年 件程度)

▶FAX

- a 利用している                      b 利用していない  
(年 件程度)

▶文書の郵送等

- a 利用している                      b 利用していない  
(年 件程度)

▶その他

利用しているもの及び件数を、下欄に具体的に記入してください。

[ (年 件程度) ]

⑨ 議案の事前説明等、執行部との関係で利用しているデジタル技術を選んでください。（複数回答可）

- a メール                      b ウェブ会議ソフト                      c 利用していない                      d その他

▶「d その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。

[ ]

⑩ これまで(①～⑨)答えたもの以外に、本会議・委員会以外の議会活動において、デジタル技術を活用しているものはありますか。

- a ある                      b ない

▶「a ある」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。

[ ]

4 議会として取り組んでいる議員活動におけるデジタル化の状況について

① 議会公式ウェブサイトから、議員の個人ウェブサイトリンクを張っていますか。

- a 張っている                      b 張っていない

② 議会公式ウェブサイトから、議員の公式SNSアカウントにリンクを張っていますか。

- a 張っている                      b 張っていない

③ ①及び②について、公職選挙法上の配慮（例えば選挙期間中はリンクを削除する等）をしていますか。

- a している                      b していない

▶「a している」を選択した場合は、具体的にどのような整理をしているかご記入ください。

[ ]

④ 議員に対するデジタルに関する研修等の実施状況について、選んでください。

- a 実施している                      b 実施していない

5 議会事務局におけるデジタル化の状況について

① 事務局として利用しているデジタル技術について、選んでください。

▶事務局内無線LAN

- a 利用している                      b 利用していない

▶決裁システム

- a 利用している                      b 利用していない

▶「a 利用している」を選択した場合は、具体的に何に利用しているか記入してください。

[ ]

▶ウェブ会議ソフト

- a 利用している                      b 利用していない

▶「a 利用している」を選択した場合は、具体的に何に利用しているか記入してください。

[ ]

▶リモートアクセス

- a 利用している                      b 利用していない

▶「a 利用している」を選択した場合は、具体的に何に利用しているか記入してください。  
[ ]

▶AI

- a 利用している      b 利用していない

▶「a 利用している」を選択した場合は、具体的に何に利用しているか記入してください。  
[ ]

▶RPA

- a 利用している      b 利用していない

▶「a 利用している」を選択した場合は、具体的に何に利用しているか記入してください。  
[ ]

▶その他

- a 利用している      b 利用していない

▶「a 利用している」を選択した場合は、具体的にどのように利用しているか記入してください。  
[ ]

② 議員との連絡等で活用しているデジタル技術を選んでください。（複数回答可）

- a メール      b ウェブ会議ソフト      c SNS等      d 使っていない      e その他

▶「c ウェブ会議ソフト」を選択した場合は、使用しているウェブ会議ソフトを選んでください。

- a Zoom      b WebEx      c Teams      d Google Meet      e LINE      f その他  
(ソフト名: )

▶「e その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
[ ]

6 デジタル化の推進について

① デジタル化に向けた議会としての基本計画の策定状況について選んでください。

- a 策定済み(年度)      b 検討中(年度中)      c 予定なし

② デジタル化に関する専門的知識を有する職員等の議会への配置状況について選んでください。

- a 配置済み(年度)      b 検討中(年度中)      c 予定なし

③ 今回のコロナ禍の影響で導入することになったデジタル技術があればご記入ください。

[ ]

④ 議会のデジタル化に係る令和3年度予算の見込み(事業名・予算額)についてご記入ください。

[事業名: ]

[予算額: ]

⑤ 議会におけるデジタル技術導入にかかったコスト(事業名・金額)についてご記入ください。

[事業名: ]

[金額: ]

⑥ 議会におけるデジタル技術導入で削減できたコスト(事業名・金額)についてご記入ください。

[事業名: ]

[金額: ]

⑦ 議会ウェブサイト等を通じて(開示請求等によらないで)、住民にデジタルデータを提供しているものを選んでください。(複数回答可)

- a 執行部提出議案(予算、決算除く)      b 議員提出議案      c 予算、決算      d 修正案      e 質問主意書、答弁書      f 請願  
g 会議録      h 公報(会議日程がわかるもの)      i 議事日程      j 委員会の報告書      k 議員作成資料      l 関係法規  
m 先例集      n 例規集      o 提供していない      p その他

▶「p その他」を選択した場合は、下欄に具体的に記入してください。  
[ ]

⑧ ⑦で提供しているデータについて、検索システムも提供していますか。

- a 提供している      b 提供していない

⑨ ⑦で提供しているデータについて、汎用データフォーマット(XML形式等)での提供を行っていますか。

- a 提供している      b 提供していない

⑩ ⑦で提供しているデータに含まれる情報について、著作権法上の整理をしていますか(例えば、複製、翻案等をどのような場合に認めるか等)。

- a している      b していない

▶「a している」を選択した場合は、具体的にどのような整理をしているかご記入ください。  
[ ]

⑪ 本会議・委員会のインターネット上の動画配信について、著作権法上の整理をしていますか(例えば、複製、公衆送信等をどのような場合に認めるか等)。

- a している      b していない

▶「a している」を選択した場合は、具体的にどのような整理をしているかご記入ください。  
[ ]

⑫ 職員に対するデジタルに関する研修等の実施状況について、選んでください。

- a 実施している      b 実施していない

⑬ 次の項目が議会のデジタル化を推進する上での課題と考えられるかについて、選んでください。

▶議会のデジタル化に取り組むためのコスト・人材が不足している

- a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない

▶デジタル化の効果・活用法が不明

a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない

▶デジタル化をどこに相談・依頼して良いか不明

a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない

▶参考となる他の議会の例が少ない

a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない

▶他に優先対応すべき課題が存在する

a とてもそう思う      b そう思う      c どちらともいえない      d あまりそう思わない      e 全くそう思わない

⑭ ⑬以外に議会のデジタル化を推進する上での課題と考えられるものがあれば、ご記入ください。

[ ]

⑮ デジタル化に向けて国への要望事項があればご記入ください。

[ ]

# V 参 照 条 文

## ○ 地方自治法

**第九十八条** 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

**第九十九条** 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

**第一百条** 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

②～⑭ 略

⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

⑯～⑳ 略

**第一百九条** 略

②～⑥ 略

⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

⑧・⑨ 略

**第一百十二条** 略

② 略

③ 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

**第百十三条** 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第百十七条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

**第百十六条** この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

② 略

**第百十八条** 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第四十六条第一項及び第四項、第四十七条、第四十八条、第六十八条第一項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第九十五条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

②～⑤ 略

⑥ 第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

**第百二十二条** 普通地方公共団体の長は、議会に、第二百十一条第二項に規定する予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならない。

**第百二十四条** 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

## ○ 官民データ活用推進基本法

(定義)

**第二条** この法律において「官民データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十三条第二項において同じ。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であつて、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十六条第一項において同じ。）若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の



遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

2～4 略

## ○ 公職選挙法

(投票の記載事項及び投函かん)

**第四十六条** 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

2～4 略

## ○ 個人情報の保護に関する法律

(定義)

**第二条** 略

2～10 略

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）

三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条四項から第六項まで、第一百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

※ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十一条の規定による改正後の条文（未施行）（公布の日（令和三年五月十九日）から起算して二年を超えない範囲内において、政令で定める日に施行）